

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>(申込みに必要な資料の提出) 第24条(略) (1)(2)(3)(4)以外の場合 (略)</p> <p>(協定上の地位の移転) 第41条 1～2(略) 3(略) (1)(略) (2) 電気通信事業の全部の譲渡について総務大臣へ届出をしていないとき。 (3)(略)</p> <p>(協定上の地位の承継) 第42条 法人の合併又は分割(電気通信事業の全部を承継させるものに限ります。以下同じとします。)により協定上の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により電気通信事業を承継した法人は、これを証明する書類を添えて当社が指定する事務取扱所に通知することを要します。 ただし、電気通信事業者たる法人の合併又は分割について総務大臣へ届出をしていないとき、及び協定事業者が登録電気通信事業者である場合において、協定上の地位の承継を受けようとする者が事業法第17条第1項ただし書の規定に該当するときは、その協定上の地位は承継されないものとします。 2 相続により協定上の地位の承継があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者とします。以下同じとします。)は、これを証明する書類を添えて当社が指定する事務取扱所に通知することを要します。 ただし、相続人が登録電気通信事業者である場合において、事業法第17条第1項ただし書の規定に該当するときは、その協定上の地位は承継されないものとします。</p>	<p>(申込みに必要な資料の提出) 第24条(略) (1)(2)(3)(4)(5)以外の場合 (略)</p> <p>(協定上の地位の移転) 第41条 1～2(略) 3(略) (1)(略) (2) 電気通信事業の全部の譲渡について総務大臣へ法令上必要な届出をしていないとき。 (3)(略)</p> <p>(協定上の地位の承継) 第42条 法人の合併又は分割(電気通信事業の全部を承継させるものに限ります。以下同じとします。)により協定上の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により電気通信事業を承継した法人は、これを証明する書類を添えて当社が指定する事務取扱所に通知することを要します。 ただし、電気通信事業者たる法人の合併又は分割について総務大臣へ法令上必要な届出をしていないとき、及び協定事業者が登録電気通信事業者である場合において、協定上の地位の承継を受けようとする者が事業法第17条第1項ただし書の規定に該当するときは、その協定上の地位は承継されないものとします。 2 相続により協定上の地位の承継があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者とします。以下同じとします。)は、これを証明する書類を添えて当社が指定する事務取扱所に通知することを要します。 ただし、電気通信事業者たる個人の相続について、総務大臣へ法令上必要な届出をしていないとき、及び相続人が登録電気通信事業者である場合において、事業法第17条第1項ただし書の規定に該当するときは、その協定上の地位は承継されないものとします。</p>

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)	
		ウ 光信号伝送装置により、1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの(以下、「1 Gbit/s タイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 3,825円	2-1の4に係る料金は含みません。
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 3,825円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 3,940円	
ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの 1 回線ごとに 1,284円	—			
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの 1 回線ごとに 1,284円				
	(ウ) (7)(イ)以外のもの 1 回線ごとに 1,322円				
	イ 4線式のもの	1 回線ごとに 2,645円			
	ウ～エ (略)	(略)	(略)	(略)	

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)	
		ウ 光信号伝送装置により、1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの(以下、「1 Gbit/s タイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 2,793円	2-1の4に係る料金は含みません。
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 2,793円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 2,877円	
ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの 1 回線ごとに 1,168円	—			
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの 1 回線ごとに 1,168円				
	(ウ) (7)(イ)以外のもの 1 回線ごとに 1,203円				
	イ 4線式のもの	1 回線ごとに 2,406円			
	ウ～エ (略)	(略)	(略)	(略)	

(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	77円		
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	77円		
				(イ) 当社の局内スプリッタを用ない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,353円
						B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,353円
						C A B以外のもの	1回線ごとに	1,394円
				② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	34円	
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに		34円			
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。)		(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	555円	
					② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	555円	
					(イ) 当社の局内スプリッタを用ない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに
	B 保守の区別がタイプ1-2のもの						1回線ごとに	1,831円
	C A B以外のもの			1回線ごとに			1,872円	
	② 電話重畳する場合			A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	512円		
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	512円		

(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	85円		
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	85円		
				(イ) 当社の局内スプリッタを用ない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,230円
						B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,230円
						C A B以外のもの	1回線ごとに	1,267円
				② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	35円	
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに		35円			
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。)		(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	474円	
					② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	474円	
					(イ) 当社の局内スプリッタを用ない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに
	B 保守の区別がタイプ1-2のもの						1回線ごとに	1,619円
	C A B以外のもの			1回線ごとに			1,656円	
	② 電話重畳する場合			A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	424円		
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	424円		

(4)-2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	807円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	807円	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	831円	
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	254円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	254円	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	
(6)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(4)-2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	821円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	821円	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	846円	
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	234円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	234円	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	
(6)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-2 加算料

月額

区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	311円	—
	イ~ウ (略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-2 加算料

月額

区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	267円	—
	イ~ウ (略)	(略)	(略)	(略)

(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	377円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物と間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1,174円	—
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	433円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物と間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0,797円	—
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-2 加算額

1回線ごとに月額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	185円	—
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	194円	
		(7) (4) 以外のもの	199円	

2-1-2 加算額

1回線ごとに月額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	184円	—
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	193円	
		(7) (4) 以外のもの	198円	

2-1の2 ISM折返し機能

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容するもの	1Bチャンネルごとに	785円	—

2-1の2 ISM折返し機能

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容するもの	1Bチャンネルごとに	766円	—

	特定の端末回線 (専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限り、)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+D チャンネルごとに	53,118円	—
--	--	--------------------------	-------------------	---------	---

	特定の端末回線 (専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限り、)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+D チャンネルごとに	52,250円	—
--	--	--------------------------	-------------------	---------	---

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	ア 最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの(以下「集線型利用」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1のもの 5,439円
			(イ) 保守の区別がタイプ2のもの 5,439円
			(ウ) (ア) (イ) 以外のもの 5,602円
	イ 光信号端末回線を集線せずに接続するもの(以下「非集線型利用」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1のもの 452円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ2のもの 452円	
		(ウ) (ア) (イ) 以外のもの 465円	
	(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1のもの 634円	—

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	ア 最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの(以下「集線型利用」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1のもの 2,063円
			(イ) 保守の区別がタイプ2のもの 2,063円
			(ウ) (ア) (イ) 以外のもの 2,125円
	イ 光信号端末回線を集線せずに接続するもの(以下「非集線型利用」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1のもの 191円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ2のもの 191円	
		(ウ) (ア) (イ) 以外のもの 197円	
	(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1のもの 292円	—

			イ 保守の 区別がタ イプ1- 2のもの	634 円	_____
			ウ アイ以 外のもの	653 円	

			イ 保守の 区別がタ イプ1- 2のもの	292 円	_____
			ウ アイ以 外のもの	300 円	

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

		区 分		料金額	備 考
光信号多重 分離機能	光局内スプリッ タにより当社の 光信号伝送装置 及び光信号端末 回線間の光信号 の多重分離を行 う機能	ア 光信号主端 末回線の最大 収容数が4の もの又は光信 号端末回線の 最大収容数が 4のもの	(ア) 保守の区別がタ イプ1-1のもの	194 円	_____
			(イ) 保守の区別がタ イプ1-2のもの	194 円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	199 円	
		イ 光信号端末 回線の最大収 容数が8のも の	(ア) 保守の区別がタ イプ1-1のもの	123 円	_____
			(イ) 保守の区別がタ イプ1-2のもの	123 円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	127 円	

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

		区 分		料金額	備 考
光信号多重 分離機能	光局内スプリッ タにより当社の 光信号伝送装置 及び光信号端末 回線間の光信号 の多重分離を行 う機能	ア 光信号主端 末回線の最大 収容数が4の もの又は光信 号端末回線の 最大収容数が 4のもの	(ア) 保守の区別がタ イプ1-1のもの	397 円	_____
			(イ) 保守の区別がタ イプ1-2のもの	397 円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	409 円	
		イ 光信号端末 回線の最大収 容数が8のも の	(ア) 保守の区別がタ イプ1-1のもの	507 円	_____
			(イ) 保守の区別がタ イプ1-2のもの	507 円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	523 円	

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考		
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1 加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.1612 円	_____		
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1 通信ごとに	0.0171 円	_____		
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	29,824,143 円	_____		
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00000887 円	_____	
		イ 番号案内サービス接続機能（端末回線線端等接続）を利用する場合	1 案内ごとに	0.00001016 円		
		ウ (略)	(略)	(略)		(略)
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00001268 円		
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00001446 円		
カ PHS制御信号機能を利用する場合	活用型PHS事業者の提供する着信転送機能1契約者ごとに月額	0.00001020 円				
(7)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考		
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1 加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.0775 円	_____		
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1 通信ごとに	0.0218 円	_____		
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	26,000,000 円	_____		
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00001094 円	_____	
		イ 番号案内サービス接続機能（端末回線線端等接続）を利用する場合	1 案内ごとに	0.00001245 円		
		ウ (略)	(略)	(略)		(略)
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00001553 円		
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00001772 円		
カ PHS制御信号機能を利用する場合	活用型PHS事業者の提供する着信転送機能1契約者ごとに月額	0.00001258 円				
(7)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。)とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	(略)	(略)	(略)
	イ 加入者交換機(特定加入者交換機以外のものに限ります。)と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672回線(50Mbit/s相当)ごとに月額	29,453円	—

2-3~2-4 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	1,174円	—
	イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1,174円	

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。)とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	(略)	(略)	(略)
	イ 加入者交換機(特定加入者交換機以外のものに限ります。)と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672回線(50Mbit/s相当)ごとに月額	28,725円	—

2-3~2-4 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	0,797円	—
	イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	0,797円	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

				月額
区 分		単 位	料 金 額	備 考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	377 円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1.174 円	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

				月額
区 分		単 位	料 金 額	備 考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	433 円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.797 円	

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区 分		1回線ごとに月額		備考
		料金額	右欄以外の場合	
通信路設定伝送機能 専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	42,513円	40,137円	-
	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	5,906円	5,201円	
	上記以外のもの	6,536円	5,742円	
	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	54,580円	53,786円	
	クラスが下記以外のもの	6,184円	5,438円	
	保守の区別がタイプ1-1のもの	6,300円	5,539円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	6,536円	5,742円	
	保守の区別が上記以外のもの	60,935円	59,354円	
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	8,585円	7,091円	
	クラスが下記以外のもの	8,747円	7,226円	
	保守の区別がタイプ1-1のもの	9,077円	7,495円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	67,263円	64,888円	
	保守の区別が上記以外のもの	73,609円	70,444円	
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	86,307円	81,556円	
	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	99,003円	92,670円	
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	124,394円	114,897円	
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	162,484円	148,236円	
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	200,570円	181,575円	
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	52,255円	34,334円	
	クラスが下記以外のもの	53,294円	35,013円	
	保守の区別がタイプ1-1のもの	55,368円	36,373円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	321,187円	287,151円	
	保守の区別が上記以外のもの	449,150円	398,283円	
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	568,763円	503,859円	
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	129,894円	89,128円	
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	132,483円	90,904円	
	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	137,684円	94,455円	
クラスが下記以外のもの	113,131円	108,917円		
保守の区別がタイプ1-1のもの	101,854円	99,865円		
保守の区別がタイプ1-2のもの	103,886円	101,856円		
保守の区別が上記以外のもの	107,946円	105,836円		
エコノミークラスのもの	101,854円	99,865円		
保守の区別がタイプ1-1のもの	103,886円	101,856円		
保守の区別がタイプ1-2のもの	107,946円	105,836円		
保守の区別が上記以外のもの	127,898円	119,464円		
1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	110,887円	106,909円		
クラスが下記以外のもの	113,097円	109,040円		
保守の区別がタイプ1-1のもの	117,516円	113,302円		
保守の区別がタイプ1-2のもの	110,887円	106,909円		
保守の区別がタイプ1-2のもの	113,097円	109,040円		
保守の区別が上記以外のもの	117,516円	113,302円		
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	150,043円	135,287円		
クラスが下記以外のもの	125,660円	118,202円		
保守の区別がタイプ1-1のもの	128,165円	120,560円		
保守の区別がタイプ1-2のもの	133,177円	125,274円		
保守の区別が上記以外のもの	124,436円	117,476円		
エコノミークラスのもの	126,917円	119,818円		
保守の区別がタイプ1-1のもの	131,881円	124,503円		
保守の区別がタイプ1-2のもの				
保守の区別が上記以外のもの				

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区 分		1回線ごとに月額		備考
		料金額	右欄以外の場合	
通信路設定伝送機能 専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	62,984円	61,189円	-
	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	5,658円	4,672円	
	上記以外のもの	6,803円	6,206円	
	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	60,748円	60,151円	
	クラスが下記以外のもの	6,440円	5,875円	
	保守の区別がタイプ1-1のもの	6,561円	5,985円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	6,803円	6,206円	
	保守の区別が上記以外のもの	66,507円	65,309円	
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	8,790円	7,660円	
	クラスが下記以外のもの	8,958円	7,807円	
	保守の区別がタイプ1-1のもの	9,297円	8,099円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	72,204円	70,409円	
	保守の区別が上記以外のもの	77,944円	75,548円	
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	89,420円	85,826円	
	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	100,896円	96,104円	
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	123,847円	116,659円	
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	158,274円	147,492円	
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	192,703円	178,327円	
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	52,810円	39,250円	
	クラスが下記以外のもの	53,860円	40,028円	
	保守の区別がタイプ1-1のもの	55,960円	41,584円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	301,720円	275,965円	
	保守の区別が上記以外のもの	416,473円	378,743円	
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	525,490円	476,382円	
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	127,859円	87,679円	
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	130,407円	89,426円	
	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	135,508円	92,919円	
クラスが下記以外のもの	129,396円	125,243円		
保守の区別がタイプ1-1のもの	117,530円	115,570円		
保守の区別がタイプ1-2のもの	119,876円	117,875円		
保守の区別が上記以外のもの	124,562円	122,483円		
エコノミークラスのもの	117,530円	115,570円		
保守の区別がタイプ1-1のもの	119,876円	117,875円		
保守の区別がタイプ1-2のもの	124,562円	122,483円		
保守の区別が上記以外のもの	143,986円	135,674円		
1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	126,726円	122,806円		
クラスが下記以外のもの	129,253円	125,255円		
保守の区別がタイプ1-1のもの	134,306円	130,153円		
保守の区別がタイプ1-2のもの	126,726円	122,806円		
保守の区別がタイプ1-2のもの	129,253円	125,255円		
保守の区別が上記以外のもの	134,306円	130,153円		
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	165,864円	151,320円		
クラスが下記以外のもの	141,661円	134,311円		
保守の区別がタイプ1-1のもの	144,487円	136,990円		
保守の区別がタイプ1-2のもの	150,139円	142,349円		
保守の区別が上記以外のもの	140,520円	133,660円		
エコノミークラスのもの	143,323円	136,323円		
保守の区別がタイプ1-1のもの	148,931円	141,659円		
保守の区別がタイプ1-2のもの				
保守の区別が上記以外のもの				

3. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	175,880円	153,745円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	141,467円	130,530円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	144,289円	133,133円	
	エコノミークラスのもの	保守の別が上記以外のもの	149,933円	138,340円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	140,243円	129,803円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	143,042円	132,392円	
4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	199,870円	170,887円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	155,533円	141,613円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	158,638円	144,439円	
	エコノミークラスのもの	保守の別が上記以外のもの	164,845円	150,089円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	154,310円	140,887円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	157,391円	143,698円	
5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	220,171円	185,389円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	169,789円	152,389円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	173,179円	155,430円	
	エコノミークラスのもの	保守の別が上記以外のもの	179,957円	161,511円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	167,342円	150,936円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	170,683円	153,948円	
6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7)	クラスが下記以外のもの	242,316円	201,212円	
		セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	184,562円	163,682円
			保守の別がタイプ1-2のもの	188,247円	166,949円
			保守の別が上記以外のもの	195,617円	173,482円
		エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	180,881円	161,502円
			保守の別がタイプ1-2のもの	184,500円	164,726円
	保守の別が上記以外のもの		191,722円	171,171円	
	(4)	クラスが下記以外のもの	9,560円	6,832円	
		セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	7,575円	5,587円
			保守の別がタイプ1-2のもの	7,729円	5,698円
			保守の別が上記以外のもの	8,032円	5,922円
		エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	5,849円	4,563円
保守の別がタイプ1-2のもの			5,970円	4,654円	
保守の別が上記以外のもの	6,200円		4,836円		
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7)	クラスが下記以外のもの	663,086円	501,829円	
		セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	517,874円	409,497円
			保守の別がタイプ1-2のもの	528,227円	417,680円
			保守の別が上記以外のもの	548,928円	434,045円
		エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	438,326円	362,263円
			保守の別がタイプ1-2のもの	447,084円	369,502円
	保守の別が上記以外のもの		464,604円	383,978円	
	(4)	クラスが下記以外のもの	2,299円	1,644円	
		セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	2,430円	1,705円
			保守の別がタイプ1-2のもの	2,477円	1,739円
			保守の別が上記以外のもの	2,577円	1,807円
		エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	1,405円	1,098円
保守の別がタイプ1-2のもの			1,433円	1,120円	
保守の別が上記以外のもの	1,494円		1,164円		
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	858,704円	641,591円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	724,450円	554,427円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	738,933円	565,508円	
	エコノミークラスのもの	保守の別が上記以外のもの	767,899円	587,671円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	558,011円	455,599円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	569,165円	464,704円	
保守の別が上記以外のもの	591,473円	482,914円			

3. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	191,390円	169,573円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	157,754円	146,974円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	160,901円	149,906円	
	エコノミークラスのもの	保守の別が上記以外のもの	167,197円	155,771円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	156,613円	146,323円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	159,738円	149,242円	
4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	213,267円	185,218円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	171,548円	157,828円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	174,973円	160,978円	
	エコノミークラスのもの	保守の別が上記以外のもの	181,821円	167,277円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	170,407円	157,177円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	173,810円	160,314円	
5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	233,320円	199,560円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	185,904円	168,754円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	189,617円	172,123円	
	エコノミークラスのもの	保守の別が上記以外のもの	197,039円	178,859円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	182,481円	166,801円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	186,122円	170,131円	
6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7)	クラスが下記以外のもの	253,377円	213,902円	
		セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	200,260円	179,680円
			保守の別がタイプ1-2のもの	204,259円	183,267円
			保守の別が上記以外のもの	212,257円	190,440円
		エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	195,696円	177,076円
			保守の別がタイプ1-2のもの	199,602円	180,611円
	保守の別が上記以外のもの		207,416円	187,679円	
	(4)	クラスが下記以外のもの	8,659円	6,193円	
		セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	7,027円	5,191円
			保守の別がタイプ1-2のもの	7,170円	5,295円
			保守の別が上記以外のもの	7,452円	5,503円
		エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	5,449円	4,289円
保守の別がタイプ1-2のもの			5,557円	4,375円	
保守の別が上記以外のもの	5,776円		4,546円		
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7)	クラスが下記以外のもの	634,427円	486,396円	
		セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	509,536円	408,106円
			保守の別がタイプ1-2のもの	519,720円	416,261円
			保守の別が上記以外のもの	540,087円	432,571円
		エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	435,371円	365,791円
			保守の別がタイプ1-2のもの	444,072円	373,100円
	保守の別が上記以外のもの		461,475円	387,718円	
	(4)	クラスが下記以外のもの	1,911円	1,366円	
		セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	2,069円	1,441円
			保守の別がタイプ1-2のもの	2,110円	1,470円
			保守の別が上記以外のもの	2,196円	1,528円
		エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	1,212円	951円
保守の別がタイプ1-2のもの			1,236円	970円	
保守の別が上記以外のもの	1,283円		1,008円		
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	796,689円	602,434円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	685,436円	530,596円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	699,137円	541,201円	
	エコノミークラスのもの	保守の別が上記以外のもの	726,543円	562,411円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	538,247円	446,617円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	549,005円	455,543円	
保守の別が上記以外のもの	570,523円	473,393円			

区分	1回線ごとに月額		備考
	料金額	料金額	
通信路設定伝送機能	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	-
専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	250円	2,881円
一般専用ノード装置に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	110円	794円
イ 高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	110円	848円
128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	110円	848円
	エコノミークラスのもの	100円	800円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	100円	816円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	110円	848円
	保守の区別が上記以外のもの	210円	1,696円
	エコノミークラスのもの	200円	1,600円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	200円	1,632円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	210円	1,696円
	保守の区別が上記以外のもの	321円	2,544円
	エコノミークラスのもの	421円	3,392円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	641円	5,087円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	852円	6,783円
	保守の区別が上記以外のもの	1,273円	10,174円
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,914円	15,261円
	クラスが下記以外のもの	2,546円	20,348円
	エコノミークラスのもの	2,406円	19,196円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,456円	19,580円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	2,546円	20,348円
	保守の区別が上記以外のもの	4,571円	36,457円
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	6,695円	53,413円
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	8,710円	69,527円
	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	5,753円
	エコノミークラスのもの	5,864円	59,587円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	6,094円	60,779円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	6,094円	63,163円
	保守の区別が上記以外のもの	591円	6,162円
	セカンドクラスのもの	281円	2,907円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	291円	2,965円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	301円	3,081円
	保守の区別が上記以外のもの	281円	2,907円
	エコノミークラスのもの	291円	2,965円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	301円	3,081円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,193円	12,324円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	561円	5,813円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	571円	5,930円
	保守の区別が上記以外のもの	591円	6,162円
	エコノミークラスのもの	561円	5,813円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	571円	5,930円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	591円	6,162円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,085円	21,568円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,052円	10,900円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,072円	11,119円
	保守の区別が上記以外のもの	1,113円	11,555円
	エコノミークラスのもの	982円	10,173円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,002円	10,377円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,042円	10,784円
	保守の区別が上記以外のもの	3,127円	32,352円
	セカンドクラスのもの	1,544円	15,987円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,574円	16,307円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,634円	16,946円
	保守の区別が上記以外のもの	1,473円	15,260円
	エコノミークラスのもの	1,503円	15,566円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,564円	16,176円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,564円	16,176円
	保守の区別が上記以外のもの	1,564円	16,176円

区分	1回線ごとに月額		備考
	料金額	料金額	
通信路設定伝送機能	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	-
専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	250円	2,881円
一般専用ノード装置に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	190円	796円
イ 高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	80円	960円
128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	80円	960円
	エコノミークラスのもの	80円	906円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	80円	924円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	80円	960円
	保守の区別が上記以外のもの	170円	1,921円
	エコノミークラスのもの	160円	1,812円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	160円	1,848円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	170円	1,921円
	保守の区別が上記以外のもの	250円	2,881円
	エコノミークラスのもの	340円	3,841円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	510円	5,762円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	680円	7,683円
	保守の区別が上記以外のもの	1,020円	11,524円
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,530円	17,286円
	クラスが下記以外のもの	2,040円	23,049円
	エコノミークラスのもの	1,920円	21,744円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,960円	22,179円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	2,040円	23,049円
	保守の区別が上記以外のもの	3,650円	41,295円
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5,340円	60,503円
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	6,950円	78,750円
	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	5,740円
	エコノミークラスのもの	5,850円	53,382円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	5,850円	54,450円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	6,080円	56,585円
	保守の区別が上記以外のもの	590円	5,520円
	セカンドクラスのもの	280円	2,604円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	290円	2,656円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	300円	2,760円
	保守の区別が上記以外のもの	280円	2,604円
	エコノミークラスのもの	290円	2,656円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	300円	2,760円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,190円	11,041円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	560円	5,208円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	570円	5,312円
	保守の区別が上記以外のもの	590円	5,520円
	エコノミークラスのもの	560円	5,208円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	570円	5,312円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	590円	5,520円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,080円	19,322円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,050円	9,765円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,070円	9,960円
	保守の区別が上記以外のもの	1,110円	10,351円
	エコノミークラスのもの	980円	9,114円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,000円	9,296円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,040円	9,661円
	保守の区別が上記以外のもの	3,120円	28,983円
	セカンドクラスのもの	1,540円	14,322円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,570円	14,608円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,630円	15,181円
	保守の区別が上記以外のもの	1,470円	13,671円
	エコノミークラスのもの	1,500円	13,944円
	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,560円	14,491円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,560円	14,491円
	保守の区別が上記以外のもの	1,560円	14,491円

4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	4,089円	42,366円		
		セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-2のもの	1,965円	20,347円		
			保守の別がタイプ1-2のもの	2,005円	20,754円		
			保守の別が上記以外のもの	2,085円	21,568円		
	エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	1,894円	19,620円			
		保守の別がタイプ1-2のもの	1,934円	20,013円			
		保守の別がタイプ1-2のもの	2,005円	20,798円			
	5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	4,911円	50,838円	
			セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-2のもの	2,456円	25,434円	
				保守の別がタイプ1-2のもの	2,506円	25,943円	
				保守の別が上記以外のもの	2,606円	26,960円	
		エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	2,315円	23,980円		
			保守の別がタイプ1-2のもの	2,365円	24,460円		
保守の別がタイプ1-2のもの			2,456円	25,420円			
6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの		(7)	6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	5,803円	60,081円	
				セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	2,947円	30,520円
					保守の別がタイプ1-2のもの	3,007円	31,131円
					保守の別が上記以外のもの	3,127円	32,352円
		エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	2,736円	28,340円		
			保守の別がタイプ1-2のもの	2,786円	28,908円		
	保守の別がタイプ1-2のもの		2,897円	30,041円			
	(4)	6. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	381円	3,991円	
				セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	281円	2,907円
					保守の別がタイプ1-2のもの	291円	2,965円
					保守の別が上記以外のもの	301円	3,081円
				エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	180円	1,882円
	保守の別がタイプ1-2のもの	190円	1,920円				
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7)	50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	22,762円	235,704円		
			セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	15,295円	158,415円	
				保守の別がタイプ1-2のもの	15,606円	161,583円	
				保守の別が上記以外のもの	16,217円	167,920円	
	エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	10,735円	111,181円			
		保守の別がタイプ1-2のもの	10,945円	113,405円			
		保守の別がタイプ1-2のもの	11,376円	117,853円			
	(4)	50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	90円	960円	
				セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	100円	1,060円
					保守の別がタイプ1-2のもの	100円	1,081円
					保守の別が上記以外のもの	110円	1,124円
				エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	(略)	453円
	保守の別がタイプ1-2のもの	(略)	462円				
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7)	134. 7Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	30,641円	317,353円		
			セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	23,995円	248,523円	
				保守の別がタイプ1-2のもの	24,476円	253,493円	
				保守の別が上記以外のもの	25,439円	263,434円	
	エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	14,453円	149,695円			
		保守の別がタイプ1-2のもの	14,744円	152,689円			
		保守の別がタイプ1-2のもの	15,325円	158,677円			

4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	4,010円	37,263円		
		セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-2のもの	1,960円	18,228円		
			保守の別がタイプ1-2のもの	2,000円	18,593円		
			保守の別が上記以外のもの	2,080円	19,322円		
	エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	1,890円	17,571円			
		保守の別がタイプ1-2のもの	1,930円	17,929円			
		保守の別がタイプ1-2のもの	2,000円	18,632円			
	5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	4,820円	44,854円	
			セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-2のもの	2,450円	22,785円	
				保守の別がタイプ1-2のもの	2,500円	23,241円	
				保守の別が上記以外のもの	2,600円	24,152円	
		エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	2,240円	20,832円		
			保守の別がタイプ1-2のもの	2,280円	21,249円		
保守の別がタイプ1-2のもの			2,370円	22,082円			
6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの		(7)	6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	5,640円	52,445円	
				セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	2,940円	27,342円
					保守の別がタイプ1-2のもの	3,000円	27,889円
					保守の別が上記以外のもの	3,120円	28,983円
		エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	2,660円	24,738円		
			保守の別がタイプ1-2のもの	2,710円	25,233円		
	保守の別がタイプ1-2のもの		2,820円	26,222円			
	(4)	6. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	350円	3,278円	
				セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	260円	2,441円
					保守の別がタイプ1-2のもの	270円	2,490円
					保守の別が上記以外のもの	280円	2,588円
				エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	170円	1,538円
	保守の別がタイプ1-2のもの	170円	1,570円				
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7)	50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	21,150円	196,667円		
			セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	14,490円	134,757円	
				保守の別がタイプ1-2のもの	14,780円	137,452円	
				保守の別が上記以外のもの	15,360円	142,842円	
	エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	9,940円	92,442円			
		保守の別がタイプ1-2のもの	10,140円	94,291円			
		保守の別がタイプ1-2のもの	10,540円	97,989円			
	(4)	50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	80円	723円	
				セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	90円	835円
					保守の別がタイプ1-2のもの	90円	852円
					保守の別が上記以外のもの	100円	885円
				エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	(略)	345円
	保守の別がタイプ1-2のもの	(略)	352円				
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7)	134. 7Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	27,750円	258,082円		
			セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	22,120円	205,716円	
				保守の別がタイプ1-2のもの	22,560円	209,830円	
				保守の別が上記以外のもの	23,450円	218,059円	
	エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	13,090円	121,737円			
		保守の別がタイプ1-2のもの	13,350円	124,172円			
		保守の別がタイプ1-2のもの	13,880円	129,041円			

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

専用回線ノード装置、中継伝送機、回線設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	区分	1回線ごとに月額			
		料金額	備考		
専用回線ノード装置、中継伝送機、回線設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア一般専用に係るもの	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	39,532円	-	
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	5,000円	-	
		上記以外のもの	5,541円	-	
		イ高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	53,584円	-
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	58,950円	-	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	64,282円	-	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	69,636円	-	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	80,345円	-	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	91,055円	-	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	112,474円	-	
		1. 152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	144,602円	-	
		1. 536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	176,730円	-	
		3. 072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	278,471円	-	
4. 608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	385,566円	-			
6. 144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	487,306円	-			

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

専用回線ノード装置、中継伝送機、回線設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	区分	1回線ごとに月額			
		料金額	備考		
専用回線ノード装置、中継伝送機、回線設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア一般専用に係るもの	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	60,512円	-	
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	4,446円	-	
		上記以外のもの	5,980円	-	
		イ高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	59,925円	-
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	64,857円	-	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	69,732円	-	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	74,645円	-	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	84,471円	-	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	94,298円	-	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	113,950円	-	
		1. 152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	143,428円	-	
		1. 536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	172,908円	-	
		3. 072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	266,256円	-	
4. 608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	364,519円	-			
6. 144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	457,868円	-			

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

区分			1回線ごとに月額			
			料金額	備考		
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	ク ラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	2,588円		
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	4,924円		
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	7,261円		
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	9,597円		
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	14,270円		
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	18,943円		
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	37,634円		
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	65,670円		
			ク ラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500kbit/sのもの	最低伝送速度が100kbit/sのもの	5,205円
					最低伝送速度が300kbit/sのもの	12,074円
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100kbit/sのもの		6,747円		
		最低伝送速度が500kbit/sのもの		20,485円		
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200kbit/sのもの		12,635円		
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの		40,694円		
	上 限 伝 送 速 度 が 3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300kbit/sのもの		18,709円		
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの		55,858円		
	上 限 伝 送 速 度 が 4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400kbit/sのもの		24,738円		
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの		71,045円		
	上 限 伝 送 速 度 が 5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500kbit/sのもの		30,530円		
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの		88,731円		
	上 限 伝 送 速 度 が 6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600kbit/sのもの		36,256円		
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの		106,417円		
	上 限 伝 送 速 度 が 7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700kbit/sのもの		41,652円		
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		122,866円		
	上 限 伝 送 速 度 が 8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800kbit/sのもの	46,256円			
		最低伝送速度が4Mbit/sのもの	139,289円			
上 限 伝 送 速 度 が 9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900kbit/sのもの	50,858円				
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	153,191円				
上 限 伝 送 速 度 が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	55,460円				
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	167,093円				

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

区分			1回線ごとに月額			
			料金額	備考		
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	ク ラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	2,704円		
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	5,152円		
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	7,600円		
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	10,048円		
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	14,944円		
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	19,840円		
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	39,424円		
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	68,800円		
			ク ラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500kbit/sのもの	最低伝送速度が100kbit/sのもの	5,642円
					最低伝送速度が300kbit/sのもの	12,741円
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100kbit/sのもの		7,452円		
		最低伝送速度が500kbit/sのもの		21,651円		
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200kbit/sのもの		13,915円		
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの		43,071円		
	上 限 伝 送 速 度 が 3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300kbit/sのもの		20,624円		
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの		59,130円		
	上 限 伝 送 速 度 が 4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400kbit/sのもの		27,136円		
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの		75,165円		
	上 限 伝 送 速 度 が 5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500kbit/sのもの		33,377円		
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの		93,917円		
	上 限 伝 送 速 度 が 6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600kbit/sのもの		39,546円		
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの		112,644円		
	上 限 伝 送 速 度 が 7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700kbit/sのもの		45,324円		
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		128,678円		
	上 限 伝 送 速 度 が 8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800kbit/sのもの	50,220円			
		最低伝送速度が4Mbit/sのもの	144,736円			
上 限 伝 送 速 度 が 9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900kbit/sのもの	54,993円				
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	159,449円				
上 限 伝 送 速 度 が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	60,134円				
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	174,186円				

2-6の2-2 加算料

区分		1回線ごとに月額	
		料金額	備考
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの 517円
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの 1,034円
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの 1,552円
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの 2,069円
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの 3,103円
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの 4,138円
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの 8,275円
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの 14,481円
			クラス2のもの
			最低伝送速度が300Kbit/sのもの 2,617円
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの 最低伝送速度が100Kbit/sのもの 1,437円
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの 4,479円
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの 最低伝送速度が200Kbit/sのもの 2,741円
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの 8,953円
			上限伝送速度が3Mbit/sのもの 最低伝送速度が300Kbit/sのもの 4,085円
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの 12,309円
			上限伝送速度が4Mbit/sのもの 最低伝送速度が400Kbit/sのもの 5,420円
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの 15,671円
			上限伝送速度が5Mbit/sのもの 最低伝送速度が500Kbit/sのもの 6,702円
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの 19,586円
			上限伝送速度が6Mbit/sのもの 最低伝送速度が600Kbit/sのもの 7,970円
			最低伝送速度が3Mbit/sのもの 23,501円
			上限伝送速度が7Mbit/sのもの 最低伝送速度が700Kbit/sのもの 9,165円
			最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの 27,143円
			上限伝送速度が8Mbit/sのもの 最低伝送速度が800Kbit/sのもの 10,183円
			最低伝送速度が4Mbit/sのもの 30,778円
			上限伝送速度が9Mbit/sのもの 最低伝送速度が900Kbit/sのもの 11,203円
		最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの 33,855円	
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの 最低伝送速度が1Mbit/sのもの 12,221円	
		最低伝送速度が5Mbit/sのもの 36,933円	

2-6の2-2 加算料

区分		1回線ごとに月額	
		料金額	備考
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの 510円
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの 1,020円
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの 1,530円
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの 2,040円
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの 3,060円
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの 4,080円
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの 8,160円
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの 14,280円
			クラス2のもの
			最低伝送速度が300Kbit/sのもの 2,601円
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの 最低伝送速度が100Kbit/sのもの 1,499円
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの 4,457円
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの 最低伝送速度が200Kbit/sのもの 2,846円
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの 8,920円
			上限伝送速度が3Mbit/sのもの 最低伝送速度が300Kbit/sのもの 4,243円
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの 12,266円
			上限伝送速度が4Mbit/sのもの 最低伝送速度が400Kbit/sのもの 5,600円
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの 15,606円
			上限伝送速度が5Mbit/sのもの 最低伝送速度が500Kbit/sのもの 6,900円
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの 19,513円
			上限伝送速度が6Mbit/sのもの 最低伝送速度が600Kbit/sのもの 8,186円
			最低伝送速度が3Mbit/sのもの 23,414円
			上限伝送速度が7Mbit/sのもの 最低伝送速度が700Kbit/sのもの 9,389円
			最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの 26,755円
			上限伝送速度が8Mbit/sのもの 最低伝送速度が800Kbit/sのもの 10,409円
			最低伝送速度が4Mbit/sのもの 30,100円
			上限伝送速度が9Mbit/sのもの 最低伝送速度が900Kbit/sのもの 11,404円
		最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの 33,165円	
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの 最低伝送速度が1Mbit/sのもの 12,475円	
		最低伝送速度が5Mbit/sのもの 36,236円	

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	84円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続又は特定中継事業者の契約約款等に規定するクレジット通話サービスの利用により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	86円	活用型PHS事業者、特定中継事業者又は第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	3.00円	特定端末系事業者に適用します。

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	76円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続又は特定中継事業者の契約約款等に規定するクレジット通話サービスの利用により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	79円	活用型PHS事業者、特定中継事業者又は第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	5.04円	特定端末系事業者に適用します。

	ウ～エ (略)	(略)	(略)	(略)
(4) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能	1 通信ごとに	90 円	

	ウ～エ (略)	(略)	(略)	(略)
(4) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能	1 通信ごとに	110 円	

2-9 手動交換機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 手動交換サービス接続機能	手動接続台（オペレータを含みます。以下同じとします。）及びその附帯設備（特定協定事業者の伝送路設備を含みます。以下2-9において同じとします。）と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信（その特定中継事業者の契約約款等に規定するものに限り、以下2-9において同じとします。）する通信の手動交換を行う機能	1 通信ごとに	476 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(2) 手動コネクタサービス取扱機能	手動接続台及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信する通信について、着信課金の取扱いを行う機能	1 通信ごとに	117 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-9 手動交換機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 手動交換サービス接続機能	手動接続台（オペレータを含みます。以下同じとします。）及びその附帯設備（特定協定事業者の伝送路設備を含みます。以下2-9において同じとします。）と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信（その特定中継事業者の契約約款等に規定するものに限り、以下2-9において同じとします。）する通信の手動交換を行う機能	1 通信ごとに	306 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(2) 手動コネクタサービス取扱機能	手動接続台及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信する通信について、着信課金の取扱いを行う機能	1 通信ごとに	89 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-10 公衆電話機能
2-10-1 基本料

区 分		単位	料金額	備 考
(1) 公衆電話 発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	0.9064円	_____
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	0.5334円	_____

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単位	料金額	備 考
(1)~(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) 自動コレクトサービス接続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1通信ごとに	203円	特定中継事業者に適用します。
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	アイ以外のもの 1回線ごとに月額	38円	_____
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄(イ)①欄に係るもの 1回線ごとに月額	41円	_____
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	39円	_____
(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	41円	活用型PHS事業者に適用します。
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	41円	_____
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	41円	_____

2-10 公衆電話機能
2-10-1 基本料

区 分		単位	料金額	備 考
(1) 公衆電話 発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	0.9975円	_____
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	0.6131円	_____

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単位	料金額	備 考
(1)~(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) 自動コレクトサービス接続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1通信ごとに	146円	特定中継事業者に適用します。
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	アイ以外のもの 1回線ごとに月額	42円	_____
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄(イ)①欄に係るもの 1回線ごとに月額	42円	_____
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	37円	_____
(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	42円	活用型PHS事業者に適用します。
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	42円	_____
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	42円	_____

(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	41円	_____	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	41円	_____	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	41円	_____	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	377円	_____
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	1,174円	_____
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	41円	_____	
(21) ~ (22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	42円	_____	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	42円	_____	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	42円	_____	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	433円	_____
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0,797円	_____
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	42円	_____	
(21) ~ (22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 特別 收容局ル ータ接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち特別收容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ア LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	1,225,045円	_____
		イ LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	372,483円	_____
		ウ LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	161,937円	_____
		エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	177,458円	_____
		オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	5,092円	_____
(4) 特別 中継局ル ータ接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-3欄で接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能(LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限りません。)	1ポートごとに月額	372,483円	_____	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 特別 收容局ル ータ接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち特別收容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ア LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	666,667円	_____
		イ LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	183,110円	_____
		ウ LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	98,184円	_____
		エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	105,313円	_____
		オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	5,195円	_____
(4) 特別 中継局ル ータ接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-3欄で接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能(LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限りません。)	1ポートごとに月額	183,110円	_____	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	14,536円	

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	12,386円	

第2 網改造料

2 料金額

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.278
	電力設備	0.912
	伝送機械設備	0.161
	無線機械設備	0.321
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.099
	土地及び通信用建物以外	0.003
共通割掛費比率		0.040

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	0.052
		端末系交換機能	0.044
		中継系交換機能	0.061
		中継伝送機能	0.035
		通信料対応設備合計	0.043
		データ系設備合計	0.102
	(2) 除却費を個別に支払う場合（個別管理対象設備に限ります。）	端末回線伝送機能	0.049
		端末系交換機能	(略)
		中継系交換機能	0.057
		中継伝送機能	0.032
		通信料対応設備合計	(略)
		データ系設備合計	0.101
		繰延資産比率	0.0122
		投資等比率	0.0035
貯蔵品比率	(略)		
他人資本比率	0.338		
自己資本比率	0.662		
他人資本利率	0.0144		
自己資本利益率	0.0163		
有利子負債以外の負債の比率	0.056		
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0156		
利益対応税率	(略)		
貸倒率	0.0023098		

第2 網改造料

2 料金額

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.280
	電力設備	0.922
	伝送機械設備	0.160
	無線機械設備	0.299
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.084
	土地及び通信用建物以外	0.005
共通割掛費比率		0.081

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	0.049
		端末系交換機能	0.045
		中継系交換機能	0.068
		中継伝送機能	0.034
		通信料対応設備合計	0.044
		データ系設備合計	0.097
	(2) 除却費を個別に支払う場合（個別管理対象設備に限ります。）	端末回線伝送機能	0.046
		端末系交換機能	(略)
		中継系交換機能	0.065
		中継伝送機能	0.031
		通信料対応設備合計	(略)
		データ系設備合計	0.095
		繰延資産比率	0.0109
		投資等比率	0.0032
貯蔵品比率	(略)		
他人資本比率	0.329		
自己資本比率	0.671		
他人資本利率	0.0135		
自己資本利益率	0.0149		
有利子負債以外の負債の比率	0.051		
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0153		
利益対応税率	(略)		
貸倒率	0		

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

- 1 (略)
2 工事費の額
2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考		
(1) PHS登録工事費	活用型PHS事業者の契約者回線番号等を当社のPHS網制御局及びPHS接続装置へ登録する工事の場合	1磁気媒体ごとに	33,707円	ア 活用型PHS事業者に適用します。 イ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり1,000番号までとします。		
	PHS網制御局のみに登録する工事の場合	1磁気媒体ごとに	30,908円			
(2) PHS契約者回線番号削除工事費	当社のPHS網制御局及びPHS接続装置に登録された活用型PHS事業者の契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	1番号ごとに	523円	活用型PHS事業者に適用します。		
(3) PHS利用停止工事費	活用型PHS事業者の契約者に対して、利用停止を行う工事に要する費用	PHS網制御局及びPHS接続装置に工事を行う場合	(7) 1磁気媒体ごとに	3,720円	ア 活用型PHS事業者に適用します。 イ 活用型PHS事業者は(7)又は(イ)のいずれかを選択して工事を申込みを要します。 ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり100番号までとします。	
			(イ) 1番号ごとに	473円		
		PHS網制御局のみに工事を行う場合	(7) 1磁気媒体ごとに	3,347円		ア 活用型PHS事業者に適用します。 イ 活用型PHS

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

- 1 (略)
2 工事費の額
2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考		
(1) PHS登録工事費	活用型PHS事業者の契約者回線番号等を当社のPHS網制御局及びPHS接続装置へ登録する工事に要する費用	PHS網制御局及びPHS接続装置に登録する工事の場合	1磁気媒体ごとに	33,770円	ア 活用型PHS事業者に適用します。 イ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり1,000番号までとします。	
		PHS網制御局のみに登録する工事の場合	1磁気媒体ごとに	30,966円		
(2) PHS契約者回線番号削除工事費	当社のPHS網制御局及びPHS接続装置に登録された活用型PHS事業者の契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	1番号ごとに	524円	活用型PHS事業者に適用します。		
(3) PHS利用停止工事費	活用型PHS事業者の契約者に対して、利用停止を行う工事に要する費用	PHS網制御局及びPHS接続装置に工事を行う場合	(7) 1磁気媒体ごとに	3,727円	ア 活用型PHS事業者に適用します。 イ 活用型PHS事業者は(7)又は(イ)のいずれかを選択して工事を申込みを要します。 ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり100番号までとします。	
			(イ) 1番号ごとに	474円		
		PHS網制御局のみに工事を行う場合	(7) 1磁気媒体ごとに	3,353円		ア 活用型PHS事業者に適用します。 イ 活用型PHS

			(イ) 1 番号ご とに	398円	事業者は、(7)又 は(イ)のいずれか を選択して工事 を申込みことを 要します。 ウ 登録する契約 者回線番号は1 磁気媒体あたり 100番号までと します。
(4) PHS利用 停止解除工事 費	活用例PHS 事業者の契約 者に対して、 利用停止の解 除を行う工事 に要する費用	PHS網制御 局及びPHS 接続装置に工 事する場合	1番号ご とに	473円	活用例PHS事業 者に適用します。
			PHS網制御 局のみに工事 する場合	1番号ご とに	398円
(5) PHS着信 転送登録工事 費	活用例PHS事業者の着信転 送機能契約者に係る契約者回 線番号等をPHS網制御局及 びPHS接続装置に登録する 工事に要する費用		(7) 1 磁気媒 体100番 号まで	2,153円	ア 活用例PHS事 業者に適用しま す。 イ 活用例PHS 事業者は、(7)か ら(イ)のいずれか を選択して工事 を申込みことを 要します。 ウ 登録する契約 者回線番号は1 磁気媒体あたり 100番号までと します。
			(イ) 1 磁気媒 体50番 号まで	1,331円	
			(ウ) 1 磁気媒 体10番 号まで	691円	
			(エ) 1 番号ご とに	516円	
(6) PHS着信 転送解除工事 費	活用例PHS事業者の着信転 送機能契約者に係る契約者回 線番号等の登録を解除する工 事に要する費用		1番号ご とに	361円	活用例PHS事業 者に適用します。
(7) PHS認証 情報変更工事 費	当社のPHS接続装置に登録 された活用例PHS事業者の 契約者回線番号等に係る認証 情報を変更する工事に要する 費用		(7) 1 磁気媒 体10番 号まで	1,518円	ア 活用例PHS事 業者に適用します。 イ 活用例PHS 事業者は、(7)又は (イ)のいずれか を選択して工事 を申込みことを 要します。

			(イ) 1 番号ご とに	399円	事業者は、(7)又 は(イ)のいずれか を選択して工事 を申込みことを 要します。 ウ 登録する契約 者回線番号は1 磁気媒体あたり 100番号までと します。
(4) PHS利用 停止解除工事 費	活用例PHS 事業者の契約 者に対して、 利用停止の解 除を行う工事 に要する費用	PHS網制御局 及びPHS接続 装置に工事する 場合	1番号ご とに	474円	活用例PHS事業 者に適用します。
			PHS網制御局 のみに工事する 場合	1番号ご とに	399円
(5) PHS着信 転送登録工事 費	活用例PHS事業者の着信転 送機能契約者に係る契約者回 線番号等をPHS網制御局及びPH S接続装置に登録する工事に要 する費用		(7) 1 磁気媒 体100番 号まで	2,157円	ア 活用例PHS 事業者に適用し ます。 イ 活用例PHS 事業者は、(7)か ら(イ)のいずれか を選択して工事 を申込みことを 要します。 ウ 登録する契約 者回線番号は1 磁気媒体あたり 100番号までと します。
			(イ) 1 磁気媒 体50番 号まで	1,334円	
			(ウ) 1 磁気媒 体10番 号まで	692円	
			(エ) 1 番号ご とに	517円	
(6) PHS着信 転送解除工事 費	活用例PHS事業者の着信転 送機能契約者に係る契約者回 線番号等の登録を解除する工 事に要する費用		1番号ご とに	362円	活用例PHS事業 者に適用します。
(7) PHS認証 情報変更工事 費	当社のPHS接続装置に登録 された活用例PHS事業者の契約 者回線番号等に係る認証情報 を変更する工事に要する費用		(7) 1 磁気媒 体10番 号まで	1,521円	ア 活用例PHS事 業者に適用します。 イ 活用例PHS 事業者は、(7)又は (イ)のいずれか を選択して工事 を申込みことを 要します。

			(イ) 1 磁気媒 体1番 号のと き	678円	ウ 登録する契約 者回線番号は1磁 気媒体あたり10番 号までとします。
(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) PHS着信 転送基本登録 工事費	着信転送機能をPHS接続装 置に登録する工事に要する費 用	(7) 1P HS接続 装置あた り	205円	ア 活用型PHS 事業者に適用しま す。 イ (7)の料金につ いては、当該PH S接続装置に着信 転送機能を最初に 登録するときに限 り適用します。	
		(イ) 20基 地局回線 ごとに	1,555円		
(10) VPN工 事費	ア 当社の加入者交換機にV PNサービス機能を登録す る工事に要する費用	1回線ご とに	2,613円	中継事業者(特定中 継事業者を除きま す。)に適用します 。	
	イ 当社の加入者交換機に登 録されたVPNサービス機 能を廃止すると同時に新た な方式によるVPNサー ビス機能を登録する工事及び VPNサービス機能に係 るデータ設定を変更する工事 に要する費用	1回線ご とに	3,254円		
(11)~(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(15) テレド ームサービス登録 工事費	当社の加入者交換機にテレド ームサービスを登録する工事 に要する費用	1回線ご とに	1,779円	特定中継事業者に適 用します。	
(16) 地域指定 着信課金機 能用迷惑電 話おことわ り機能登録 工事費	当社の加入者交換機に特定中 継事業者の契約約款等に規定 する地域指定着信課金機能用 迷惑電話おことわり機能を登 録する工事に要する費用	1回線ご とに	2,177円	特定中継事業者に適 用します。	
(17) グループ セキュリティ サービス登録 工事費	当社の加入者交 換機にグループ セキュリティサ ービスを登録す る工事に要する 費用	新設の場合	1回線ご とに	1,512円	特定中継事業者に適 用します。
		廃止の場合	1回線ご とに	1,375円	

			(イ) 1 磁気媒 体1番 号のと き	679円	ウ 登録する契約 者回線番号は1磁 気媒体あたり10番 号までとします。
(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) PHS着信 転送基本登録 工事費	着信転送機能をPHS接続装置 に登録する工事に要する費用	(7) 1P HS接続 装置あた り	206円	ア 活用型PHS 事業者に適用しま す。 イ (7)の料金につ いては、当該PH S接続装置に着信 転送機能を最初に 登録するときに限 り適用します。	
		(イ) 20基 地局回線 ごとに	1,558円		
(10) VPN工 事費	ア 当社の加入者交換機にV PNサービス機能を登録する工 事に要する費用	1回線ご とに	2,618円	中継事業者(特定中 継事業者を除きま す。)に適用します 。	
	イ 当社の加入者交換機に登 録されたVPNサービス機能 を廃止すると同時に新たな方 式によるVPNサー ビス機能を登録する工事及び VPNサービス機能に係 るデータ設定を 変更する工事に要する費用	1回線ご とに	3,260円		
(11)~(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(15) テレド ームサービス登録 工事費	当社の加入者交換機にテレド ームサービスを登録する工事に 要する費用	1回線ご とに	1,783円	特定中継事業者に適 用します。	
(16) 地域指定 着信課金機 能用迷惑電 話おことわ り機能登録 工事費	当社の加入者交換機に特定中 継事業者の契約約款等に規定 する地域指定着信課金機能用 迷惑電話おことわり機能を登 録する工事に要する費用	1回線ご とに	2,182円	特定中継事業者に適 用します。	
(17) グループ セキュリティ サービス登録 工事費	当社の加入者交 換機にグループ セキュリティサ ービスを登録す る工事に要する 費用	新設の場合	1回線ご とに	1,515円	特定中継事業者に適 用します。
		廃止の場合	1回線ご とに	1,377円	

(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定するメンバーズネット機能（以下「メンバーズネットサービス」といいます。）を登録する工事に要する費用	新設の場合	1 回 線 ご と に	平日昼間	4,231 円	特定中継事業者に適用します。
				平日夜間	4,909 円	
				平日深夜	5,685 円	
				土日祝日 昼夜間	5,103 円	
				土日祝日深夜	5,879 円	
		廃止の場合	1 回 線 ご と に	平日昼間	3,341 円	
				平日夜間	3,877 円	
				平日深夜	4,489 円	
				土日祝日 昼夜間	4,030 円	
				土日祝日深夜	4,642 円	
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1 回線ごとに	765 円	特定中継事業者に適用します。		
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1 回線ごとに	180 円	特定中継事業者に適用します。		
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1 工事ごとに	6,999 円	特定端末系事業者に適用します。		
(22)～(24) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定するメンバーズネット機能（以下「メンバーズネットサービス」といいます。）を登録する工事に要する費用	新設の場合	1 回 線 ご と に	平日昼間	4,238 円	特定中継事業者に適用します。
				平日夜間	4,905 円	
				平日深夜	5,667 円	
				土日祝日 昼夜間	5,095 円	
				土日祝日深夜	5,856 円	
		廃止の場合	1 回 線 ご と に	平日昼間	3,347 円	
				平日夜間	3,873 円	
				平日深夜	4,475 円	
				土日祝日 昼夜間	4,024 円	
				土日祝日深夜	4,625 円	
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1 回線ごとに	767 円	特定中継事業者に適用します。		
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1 回線ごとに	181 円	特定中継事業者に適用します。		
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1 工事ごとに	7,012 円	特定端末系事業者に適用します。		
(22)～(24) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に関する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 1,139 円 平日夜間 1,321 円 平日深夜 1,530 円 土日祝日昼夜間 1,373 円 土日祝日深夜 1,582 円	移転先業者に適用します。
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 709 円 平日夜間 823 円 平日深夜 953 円 土日祝日昼夜間 855 円 土日祝日深夜 986 円	
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機登録されたルータ番号は約回線番号を削除するに要する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 1,139 円 平日夜間 1,321 円 平日深夜 1,530 円 土日祝日昼夜間 1,373 円 土日祝日深夜 1,582 円	—
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 622 円 平日夜間 722 円 平日深夜 836 円 土日祝日昼夜間 750 円 土日祝日深夜 864 円	
		イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(7) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間 1,275 円 平日夜間 1,480 円 平日深夜 1,714 円 土日祝日昼夜間 1,538 円 土日祝日深夜 1,772 円	ルーティング番号を指定した協業者に適用します。
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間 622 円 平日夜間 722 円 平日深夜 836 円 土日祝日昼夜間 750 円 土日祝日深夜 864 円	

(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に関する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 1,141 円 平日夜間 1,320 円 平日深夜 1,525 円 土日祝日昼夜間 1,371 円 土日祝日深夜 1,576 円	移転先業者に適用します。
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 711 円 平日夜間 822 円 平日深夜 950 円 土日祝日昼夜間 854 円 土日祝日深夜 982 円	
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機登録されたルータ番号は約回線番号を削除するに要する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 1,141 円 平日夜間 1,320 円 平日深夜 1,525 円 土日祝日昼夜間 1,371 円 土日祝日深夜 1,576 円	—
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 623 円 平日夜間 721 円 平日深夜 833 円 土日祝日昼夜間 749 円 土日祝日深夜 861 円	
		イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(7) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間 1,278 円 平日夜間 1,479 円 平日深夜 1,708 円 土日祝日昼夜間 1,536 円 土日祝日深夜 1,765 円	ルーティング番号を指定した協業者に適用します。
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間 623 円 平日夜間 721 円 平日深夜 833 円 土日祝日昼夜間 749 円 土日祝日深夜 861 円	

(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,277円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。	
					平日夜間	2,642円		
					平日深夜	3,060円		
					土日祝日昼夜間	2,747円		
					土日祝日深夜	3,164円		
					(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間
			平日夜間	1,350円				
			平日深夜	1,563円				
			土日祝日昼夜間	1,403円				
			土日祝日深夜	1,617円				
イ (略)	(略)	(略)	(略)					
(27) (略)	(略)	(略)	(略)					
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、工事による費用に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごとに	平日昼間	18,828円	利用者宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者が実施していただきます。		
				土日祝日昼間	21,993円			
			イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工事ごとに	平日昼間		12,237円	
					土日祝日昼間		14,761円	
			ウ 既に設置された光	(7)利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているものに限り、以下(イ)欄において同じとします。）を利用する場合	①当社が利用者宅内で開通試験を実施しない場合		1工事ごとに	7,660円

(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,281円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。	
					平日夜間	2,640円		
					平日深夜	3,050円		
					土日祝日昼夜間	2,742円		
					土日祝日深夜	3,152円		
					(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間
			平日夜間	1,349円				
			平日深夜	1,558円				
			土日祝日昼夜間	1,401円				
			土日祝日深夜	1,610円				
イ (略)	(略)	(略)	(略)					
(27) (略)	(略)	(略)	(略)					
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、工事による費用に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごとに	平日昼間	18,665円	利用者宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者が実施していただきます。		
				土日祝日昼間	21,773円			
			イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工事ごとに	平日昼間		12,260円	
					土日祝日昼間		14,739円	
			ウ 既に設置された光	(7)利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているものに限り、以下(イ)欄において同じとします。）を利用する場合	①当社が利用者宅内で開通試験を実施しない場合		1工事ごとに	7,569円

	屋内配線をそのまま転用する場合		② 当社が利用者宅内で開通試験のみを実施する場合	1 工事ごと	平日 昼間	13,570円	_____	
					土日祝日 昼間	14,789円	_____	
				(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1 工事ごと	平日 昼間	12,273円	_____
						土日祝日 昼間	13,278円	_____
(28) (略)	(略)				(略)	(略)		
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限りません。）の場合	(7) 基本額	1 工事ごと	7,049円	_____		
				(イ) 加算額	1 工事ごと	8,293円	_____	
			イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごと	1,450円	_____	
				(イ) 加算額	1 工事ごと	7,982円	_____	
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごと	7,049円	_____		
			(イ) 加算額	1 工事ごと	12,436円	_____		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごと	1,450円	_____		
			(イ) 加算額	1 工事ごと	10,576円	_____		
(31) (略)	(略)			(略)	(略)			

	屋内配線をそのまま転用する場合		② 当社が利用者宅内で開通試験のみを実施する場合	1 工事ごと	平日 昼間	13,490円	_____	
					土日祝日 昼間	14,687円	_____	
				(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1 工事ごと	平日 昼間	12,157円	_____
						土日祝日 昼間	13,144円	_____
(28) (略)	(略)				(略)	(略)		
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限りません。）の場合	(7) 基本額	1 工事ごと	7,062円	_____		
				(イ) 加算額	1 工事ごと	8,309円	_____	
			イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごと	1,452円	_____	
				(イ) 加算額	1 工事ごと	7,997円	_____	
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごと	7,062円	_____		
			(イ) 加算額	1 工事ごと	12,460円	_____		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごと	1,452円	_____		
			(イ) 加算額	1 工事ごと	10,596円	_____		
(31) (略)	(略)			(略)	(略)			

(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用	1 工事ごとに		8,921円	—
(33) (略)	(略)	(略)		(略)	(略)
(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	4,350円	—
			土日祝日昼間	5,155円	
(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	1,668円	—
			土日祝日昼間	1,795円	
(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を土日祝日昼間に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに		1,525円	—
(37) 融着接続工事費	光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限り)との接続を申込む場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事(光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限り)により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日昼間	3,546円	—
			土日祝日昼間	4,277円	

(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用	1 工事ごとに		8,938円	—
(33) (略)	(略)	(略)		(略)	(略)
(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	4,476円	—
			土日祝日昼間	5,281円	
(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	1,707円	—
			土日祝日昼間	1,831円	
(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を土日祝日昼間に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに		1,464円	—
(37) 融着接続工事費	光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限り)との接続を申込む場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事(光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限り)により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日昼間	3,397円	—
			土日祝日昼間	4,084円	

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,207円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,203円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,341円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,487円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,625円

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,233円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,213円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,334円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,493円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,612円

第2 手続費

1 (略)

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分		単位	手続費の額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 料金回収手続費	別表2(接続形態)第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	アイ以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1 内訳項目ごとに 18.90円	特定中継事業者に適用します。
			月額	当社が請求する利用者料金額の0.20%に相当する額	
		(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する利用者料金額の3.6%に相当する額	携帯・自動車電話事業者、活用型PHS事業者及び接続型PHS事業者に適用します。
	(ウ) 当社の音声利用IP通信網サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	イ (略)	1 通信ごとに	0.37円	_____
			1 内訳項目ごとに	23.16円	
			月額	当社が請求する利用者料金額の0.20%に相当する額	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第2 手続費

1 (略)

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分		単位	手続費の額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 料金回収手続費	別表2(接続形態)第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	アイ以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1 内訳項目ごとに 17.99円	特定中継事業者に適用します。
			月額	当社が請求する利用者料金額の0.31%に相当する額	
		(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する利用者料金額の3.8%に相当する額	携帯・自動車電話事業者、活用型PHS事業者及び接続型PHS事業者に適用します。
	(ウ) 当社の音声利用IP通信網サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	イ (略)	1 通信ごとに	0.16円	_____
			1 内訳項目ごとに	18.47円	
			月額	当社が請求する利用者料金額の0.31%に相当する額	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	104円	—	
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	211円	—	
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)又は第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用		1件ごとに	230円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。	
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。	
(7) 債権譲受手続費	第80条(債権譲受)の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに	18.90円	特定中継事業者に適用します。
			(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金額の0.20%に相当する額	携帯・自動車電話事業者及び無線呼出し事業者に適用します。
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	

(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	103円	—	
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	203円	—	
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)又は第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用		1件ごとに	231円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。	
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。	
(7) 債権譲受手続費	第80条(債権譲受)の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに	17.99円	特定中継事業者に適用します。
			(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金額の0.31%に相当する額	携帯・自動車電話事業者及び無線呼出し事業者に適用します。
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	

(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は手続きに要する費用			1 照会	平日 昼間	8,399円	みなし契約 事業者に適 用します。
				ごと に	土日 祝日 屋夜間	10,131円	
					1件ごとに	7.66円	
(9) 料金請求回収代行手数料	第81条(利用者料金の請求回収代行)の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合の手續に要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合ディジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスに係るものである場合	(ア) 請求情報の授受等に係るもの	1内訳 項目ご とに	7.81円	_____	
			(イ) 請求・ 収納・不 払い対応 に係るもの	1内訳 項目ご とに	16.08円	_____	
		イ(略)	(略)	(略)	(略)		

(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は手続きに要する費用			1 照会	平日 昼間	8,415円	みなし契約 事業者に適 用します。
				ごと に	土日 祝日 屋夜間	10,116円	
					1件ごとに	9.19円	
(9) 料金請求回収代行手数料	第81条(利用者料金の請求回収代行)の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合の手續に要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合ディジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスに係るものである場合	(ア) 請求情報の授受等に係るもの	1内訳 項目ご とに	5.74円	_____	
			(イ) 請求・ 収納・不 払い対応 に係るもの	1内訳 項目ご とに	16.12円	_____	
		イ(略)	(略)	(略)	(略)		

(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)	
	イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間	10,968円	—	
			平日夜間	12,728円		
			平日深夜	14,739円		
			土日祝日 昼夜間	13,230円		
			土日祝日 深夜	15,241円		
	ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を当社の通信用建物内において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (イ)以外の場合	1回ごとに	平日昼間	11,989円	—
				平日夜間	13,912円	
				平日深夜	16,110円	
				土日祝日 昼夜間	14,461円	
				土日祝日 深夜	16,659円	
		(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日昼間	8,536円	—
平日夜間				9,905円		
平日深夜				11,470円		
土日祝日 昼夜間				10,296円		
土日祝日 深夜				11,861円		
エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	9,848円	—			

(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)	
	イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間	10,989円	—	
			平日夜間	12,717円		
			平日深夜	14,693円		
			土日祝日 昼夜間	13,210円		
			土日祝日 深夜	15,183円		
	ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を当社の通信用建物内において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (イ)以外の場合	1回ごとに	平日昼間	12,011円	—
				平日夜間	13,899円	
				平日深夜	16,060円	
				土日祝日 昼夜間	14,439円	
				土日祝日 深夜	16,595円	
		(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日昼間	8,552円	—
平日夜間				9,896円		
平日深夜				11,434円		
土日祝日 昼夜間				10,280円		
土日祝日 深夜				11,816円		
エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	9,867円	—			

(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	1,039円	_____
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	653円	_____
(13) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを 確認等するために収容状況を調査等する 費用	1回線 ごとに	709円	_____
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第 3項の規定に基づき、そのDSL回線が事 後対策対象回線であるかどうかの事実、及 びそのDSL回線を利用する協定事業者 名等の調査に要する費用	1回線 ごとに	964円	申告事業 者に適用 します。
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長 及び伝送損失に限ります。）に関する情報を 調査する場合に要する費用	1回線 ごとに	715円	_____
(14) 優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用	1変更 ごとに	47円	_____

(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	1,041円	_____
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	654円	_____
(13) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを 確認等するために収容状況を調査等する 費用	1回線 ごとに	711円	_____
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第 3項の規定に基づき、そのDSL回線が事 後対策対象回線であるかどうかの事実、及 びそのDSL回線を利用する協定事業者 名等の調査に要する費用	1回線 ごとに	966円	申告事業 者に適用 します。
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長 及び伝送損失に限ります。）に関する情報を 調査する場合に要する費用	1回線 ごとに	717円	_____
(14) 優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用	1変更 ごとに	58円	_____

(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が回線設備線路の路件情報提供を行う場合の調査費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,321円	—
				② 当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	728円	—
			(イ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	827円	—
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用	1区間ごとに	1,661円	—		
		ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1番号ごとの1成功検索ごとに	0.69円	—	
				(イ) 光信号端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。以下、この欄において同じとします。)の調査を行う場合の加算額	① 1の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	0.16円
				② 同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	0.31円	—
(16)~(20)(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)

(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が回線設備線路の路件情報提供を行う場合の調査費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,333円	—
				② 当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	729円	—
			(イ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	829円	—
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用	1区間ごとに	1,664円	—		
		ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1番号ごとの1成功検索ごとに	0.31円	—	
				(イ) 光信号端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。以下、この欄において同じとします。)の調査を行う場合の加算額	① 1の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	0.09円
				② 同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	0.24円	—
(16)~(20)(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)

(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。)を協定事業者が設置する場合		1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,822円	_____
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合		1 通信用建物ごとの1件ごとに	840円	_____
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用			1 区間ごとに	2,146円	_____
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,367円	_____
			(イ) 既に設置された当社の光屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	12,648円	_____
		イ 伝送損失の調査に要する費用			1 区間ごとに	2,787円

(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。)を協定事業者が設置する場合		1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,838円	_____
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合		1 通信用建物ごとの1件ごとに	841円	_____
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用			1 区間ごとに	2,150円	_____
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,376円	_____
			(イ) 既に設置された光当社の屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	12,672円	_____
		イ 伝送損失の調査に要する費用			1 区間ごとに	2,792円

(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットトラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	48,452 円	—
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか 2 種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	34,217 円	—
			(7) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか 1 種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	22,944 円	—
			(イ) 複数のキャビネットトラックに設置された、1 の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	19,267 円	—
			(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットトラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	8,897 円	—
		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか 2 種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	8,181 円	—
			(7) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか 1 種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	6,812 円	—
			(イ) 複数のキャビネットトラックに設置された、1 の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	6,675 円	—

(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットトラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	48,543 円	—
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか 2 種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	34,282 円	—
			(7) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか 1 種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	22,987 円	—
			(イ) 複数のキャビネットトラックに設置された、1 の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	19,304 円	—
			(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットトラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	8,913 円	—
		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか 2 種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	8,196 円	—
			(7) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか 1 種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	6,825 円	—
			(イ) 複数のキャビネットトラックに設置された、1 の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	6,688 円	—

		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,738 円	—
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	5,705 円	—
(25) 光配線区域情報調査費	光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用		1 通信用建物ごとに	14,701 円	—
(26) ルーティング番号登録工事等受付手数料	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1 件ごとに	67 円	—
		イ ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除するに限ります。)又はルーティング番号変更工事を行う場合	1 件ごとに	187 円	
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	662 円	—
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	331 円	
(28) き線点情報調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1 通信用建物ごとに	26,860 円	—
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1 電柱ごとに	715 円	—

		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,750 円	—
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	5,716 円	—
(25) 光配線区域情報調査費	光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用		1 通信用建物ごとに	14,667 円	—
(26) ルーティング番号登録工事等受付手数料	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1 件ごとに	66 円	—
		イ ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除するに限ります。)又はルーティング番号変更工事を行う場合	1 件ごとに	159 円	
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	659 円	—
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	303 円	
(28) き線点情報調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1 通信用建物ごとに	26,993 円	—
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1 電柱ごとに	717 円	—

(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,163円	—
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	10,452円	—
(31) 接続工事等時刻指定手数料	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	7,951円	—
(32) 端末回線情報提供手数料	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額	2,237,000円	—
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用(協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。)		1区間ごとに	2,283円	—
		イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	2,594円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	2,594円	—
		エ 第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	3,733円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		オ 第34条の10第7項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	3,733円	—
	カ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,166円	—
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	10,471円	—
(31) 接続工事等時刻指定手数料	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	7,966円	—
(32) 端末回線情報提供手数料	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額	2,184,000円	—
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用(協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。)		1区間ごとに	2,288円	—
		イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	2,599円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	2,599円	—
		エ 第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	3,740円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		オ 第34条の10第7項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	3,740円	—
	カ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-2~2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)~(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.106

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①~③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	(略)
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア~イ (略)

ウ (略)

区 分	内 容	
取付費比率	受電設備	1.268
	発電設備	0.678
	電源設備及び蓄電池設備	0.919
	空気調整設備	1.751
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	(略)
自己資本利益率		0.0468

(3) (略)

2-2~2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)~(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.117

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①~③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	(略)
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア~イ (略)

ウ (略)

区 分	内 容	
取付費比率	受電設備	1.266
	発電設備	0.660
	電源設備及び蓄電池設備	0.917
	空気調整設備	1.750
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	(略)
自己資本利益率		0.0364

(3) (略)

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	1平方メートル毎に年額	
		土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,580円	34,630円
	札幌南	966円	37,483円
	札幌1外	6,872円	42,540円
	大通り2丁目	5,699円	64,994円
	新琴似	928円	30,580円
	篠路	768円	30,557円
	札幌東	891円	40,449円
	丘珠	916円	32,479円
	東苗穂	87円	43,335円
	札幌白石	1,201円	32,534円
	札幌北郷	645円	39,812円
	札幌豊平	1,142円	31,911円
	札幌月寒	1,561円	43,332円
	清田	814円	41,118円
	真駒内	1,692円	35,608円
	発寒	1,244円	26,166円
	厚別	649円	38,679円
	もみじ台	958円	29,180円
	手稲	637円	24,402円
	函館	465円	40,001円
	函館松陰	1,036円	39,087円
	函館北	664円	24,178円
	桔梗	202円	28,090円
	函館千歳	703円	25,326円
	小樽2	463円	25,110円
	旭川	271円	45,098円
	旭川東光	490円	29,665円
	春光	465円	18,762円
	東鷹栖	286円	31,029円
	永山	113円	27,746円
	東旭川	308円	25,239円
	旭川市外	309円	38,563円
	旭川神楽	337円	23,843円
	室蘭	277円	27,381円
	新室西	316円	92,106円
	釧路	605円	40,871円
	釧路鳥取	381円	28,769円
	釧路南	1,034円	24,418円
	釧路武佐	394円	27,546円
	愛国	567円	34,910円
	帯広稲田	345円	21,732円
	西帯広	403円	33,262円
	白樺通り	619円	47,687円
	帯広東	377円	35,102円
	北海道北見	516円	21,701円
	岩見沢	369円	36,523円
	網走	425円	25,680円
	留萌	177円	22,333円
	苫小牧	646円	27,308円
	苫小牧東	307円	19,234円
	苫小牧西	363円	29,391円
勇払	286円	26,711円	
稚内	513円	29,549円	
稚内南	286円	36,564円	
美唄	460円	22,757円	
声別	204円	16,793円	
江別	695円	23,834円	
札幌大麻	273円	24,640円	
紋別	273円	32,017円	
士別	185円	27,137円	
名寄	230円	29,063円	
根室	241円	34,674円	

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	1平方メートル毎に年額	
		土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,366円	31,569円
	札幌南	894円	39,907円
	札幌1外	5,368円	38,948円
	大通り2丁目	3,230円	65,071円
	新琴似	807円	31,562円
	篠路	736円	28,336円
	札幌東	908円	35,361円
	丘珠	804円	30,777円
	東苗穂	77円	41,077円
	札幌白石	1,003円	31,081円
	札幌北郷	574円	37,107円
	札幌豊平	937円	29,332円
	札幌月寒	1,298円	41,658円
	清田	750円	37,707円
	真駒内	1,295円	34,641円
	発寒	1,047円	24,749円
	厚別	773円	36,142円
	もみじ台	839円	26,918円
	手稲	584円	21,778円
	函館	400円	36,765円
	函館松陰	934円	35,010円
	函館北	608円	22,100円
	桔梗	178円	24,487円
	函館千歳	638円	22,118円
	小樽2	431円	23,228円
	旭川	211円	40,768円
	旭川東光	406円	27,634円
	春光	390円	17,118円
	東鷹栖	265円	28,764円
	永山	70円	25,401円
	東旭川	253円	21,130円
	旭川市外	271円	36,131円
	旭川神楽	311円	23,782円
	室蘭	254円	24,678円
	新室西	573円	84,763円
	釧路	552円	37,288円
	釧路鳥取	346円	28,279円
	釧路南	638円	22,707円
	釧路武佐	323円	36,718円
	愛国	509円	32,322円
	帯広稲田	310円	21,947円
	西帯広	299円	30,495円
	白樺通り	542円	43,625円
	帯広東	288円	30,808円
	北海道北見	395円	20,749円
	岩見沢	285円	33,764円
	網走	296円	23,831円
	留萌	207円	21,520円
	苫小牧	555円	24,984円
	苫小牧東	266円	17,730円
	苫小牧西	383円	30,213円
勇払	242円	43,067円	
稚内	443円	27,481円	
稚内南	239円	46,063円	
美唄	409円	21,332円	
声別	140円	15,384円	
江別	628円	22,003円	
札幌大麻	260円	22,677円	
紋別	191円	29,782円	
士別	154円	26,515円	
名寄	199円	26,694円	
根室	212円	28,569円	

千歳	814円	37,200円
泉沢	527円	51,545円
滝川	209円	23,408円
砂川	360円	22,676円
石狩深川	882円	24,440円
富良野	308円	30,701円
恵庭	381円	32,171円
島松	354円	25,249円
北海道伊達	579円	15,869円
石狩広島	469円	17,626円
輪厚	1,220円	34,488円
石狩	108円	41,124円
当別	321円	23,428円
倶知安	358円	32,236円
岩内	403円	30,241円
余市	338円	25,803円
北海道栗山	283円	19,436円
門別富川	305円	32,678円
静内	440円	32,143円
浦河	405円	22,252円
木野	531円	34,570円
士幌	76円	26,461円
鹿追	90円	33,747円
新得	151円	25,692円
大樹	211円	28,376円
本別	409円	21,584円
足寄	224円	21,693円
釧路白糠	247円	63,139円
中標津	491円	40,820円
根室標津	141円	46,362円
札幌石山	593円	31,225円
川沿	989円	27,927円
東相の内	345円	31,216円
遠軽	445円	26,853円
幕別	197円	35,575円
南幌	192円	44,708円
廉舞	212円	26,087円
虹田	334円	19,804円
錦岡	851円	43,413円
美幌	293円	20,675円
岩見沢幌向	136円	44,255円
湯の川	706円	28,059円
神楽岡	491円	27,320円
本輪西	439円	23,148円
白鳥台	328円	26,430円
七重浜	608円	22,867円
上磯	436円	73,169円
函館大野	308円	21,326円
森	490円	31,802円
北海道八雲	308円	41,827円
苫小牧萩野	163円	30,304円
知内	566円	23,369円
長万部	268円	30,757円
旭川東川	512円	29,543円
音更	159円	61,277円
蘭越	392円	35,893円
鷹栖	259円	21,373円
桜ヶ岡	288円	21,746円
木古内	350円	24,612円
今金	238円	27,143円
白老	166円	28,239円
赤平	187円	20,881円
東神楽	197円	27,268円
美瑛	321円	27,627円
奈井江	231円	26,653円
上富良野	273円	35,018円
十勝池田	243円	21,771円
大葉毛	229円	38,546円

千歳	701円	31,775円
泉沢	459円	48,123円
滝川	202円	22,092円
砂川	317円	21,038円
石狩深川	691円	23,886円
富良野	268円	48,136円
恵庭	336円	29,510円
島松	327円	23,314円
北海道伊達	532円	15,161円
石狩広島	399円	16,426円
輪厚	1,053円	30,255円
石狩	95円	38,546円
当別	238円	21,293円
倶知安	260円	29,668円
岩内	281円	29,379円
余市	216円	23,999円
北海道栗山	200円	17,736円
門別富川	246円	30,318円
静内	398円	30,484円
浦河	344円	20,602円
木野	440円	32,073円
士幌	61円	24,380円
鹿追	77円	31,378円
新得	131円	25,439円
大樹	182円	26,317円
本別	337円	21,552円
足寄	201円	19,838円
釧路白糠	203円	59,546円
中標津	289円	38,948円
根室標津	120円	41,311円
札幌石山	481円	28,976円
川沿	828円	24,884円
東相の内	262円	28,735円
遠軽	355円	25,146円
幕別	181円	32,253円
南幌	167円	35,502円
廉舞	131円	24,196円
虹田	308円	15,447円
錦岡	660円	40,696円
美幌	264円	19,643円
岩見沢幌向	110円	54,862円
湯の川	560円	25,530円
神楽岡	386円	26,443円
本輪西	416円	21,488円
白鳥台	274円	23,728円
七重浜	517円	21,033円
上磯	394円	74,897円
函館大野	265円	19,921円
森	410円	27,784円
北海道八雲	394円	40,654円
苫小牧萩野	134円	29,511円
知内	433円	78,720円
長万部	197円	28,162円
旭川東川	439円	27,289円
音更	130円	41,047円
蘭越	331円	33,220円
鷹栖	202円	19,882円
桜ヶ岡	190円	19,797円
木古内	259円	23,795円
今金	203円	24,929円
白老	165円	43,259円
赤平	150円	19,247円
東神楽	172円	25,197円
美瑛	230円	25,375円
奈井江	136円	42,122円
上富良野	207円	30,833円
十勝池田	137円	20,408円
大葉毛	202円	28,024円

浦幌	197円	23,199円
西の里	1,845円	23,760円
石狩高岡	90円	30,678円
江差	701円	39,774円
旭岡	450円	43,263円
銭亀	90円	79,836円
羽幌	238円	28,599円
厚岸	187円	28,339円
北海道松前	1,006円	35,611円
鶴川	244円	24,807円
十勝清水	171円	26,313円
歌志内	63円	67,320円
花畔	224円	33,571円
松前福島	166円	17,980円
上の国	362円	40,200円
北檜山	342円	27,168円
古平	139円	30,316円
上砂川	149円	36,786円
上川	84円	23,080円
中富良野	329円	39,163円
増毛	181円	56,587円
早来	209円	25,634円
新冠	523円	27,588円
庶路	131円	32,976円
稀府	215円	30,529円
茂辺地	377円	38,766円
上士幌	705円	20,829円
定山溪	296円	24,658円
ニセコ	305円	43,905円
音別	215円	44,109円
空知太	309円	38,298円
喜茂別	243円	42,954円
京極	490円	48,172円
比布	391円	32,240円
伊達豊浦	539円	22,910円
絵鞆	478円	32,878円
登別	335円	36,745円
遠矢	325円	28,895円
女満別	253円	44,513円
熊石	340円	18,160円
瀬棚	265円	37,640円
中湧別	197円	17,953円
興部	179円	36,890円
えりも	422円	17,292円
西神楽	309円	41,741円
山部	237円	39,794円
大沼	331円	31,061円
江差乙部	405円	26,618円
久遠	201円	26,054円
仁木	498円	26,095円
妹背牛	348円	24,488円
深川沼田	371円	44,851円
幾寅	193円	29,354円
遠別	297円	35,220円
津別	461円	21,605円
小清水	374円	37,490円
訓子府	451円	12,461円
佐呂間	281円	40,585円
常呂	422円	18,147円
滝上	188円	24,917円
雄武	146円	32,668円
早来追分	422円	13,247円
平取	194円	28,219円
厚賀	312円	31,890円
あいの里	617円	134,650円
弟子屈	333円	40,950円
茶志内	202円	75,313円
日高町	187円	41,011円

浦幌	145円	72,694円
西の里	1,655円	23,883円
石狩高岡	74円	28,321円
江差	534円	37,964円
旭岡	319円	40,210円
銭亀	91円	86,224円
羽幌	195円	25,549円
厚岸	165円	26,482円
北海道松前	930円	33,348円
鶴川	190円	23,519円
十勝清水	155円	25,139円
歌志内	54円	64,070円
花畔	182円	30,701円
松前福島	112円	38,641円
上の国	311円	68,783円
北檜山	310円	24,960円
古平	124円	74,456円
上砂川	135円	35,360円
上川	75円	20,980円
中富良野	285円	35,933円
増毛	166円	42,153円
早来	144円	21,997円
新冠	466円	25,519円
庶路	106円	30,486円
稀府	227円	28,233円
茂辺地	330円	36,008円
上士幌	573円	29,032円
定山溪	255円	22,929円
ニセコ	285円	40,894円
音別	186円	40,788円
空知太	246円	32,386円
喜茂別	208円	38,146円
京極	396円	44,731円
比布	319円	30,006円
伊達豊浦	541円	43,308円
絵鞆	391円	30,593円
登別	301円	34,651円
遠矢	232円	25,908円
女満別	225円	59,068円
熊石	292円	20,257円
瀬棚	223円	35,108円
中湧別	159円	20,605円
興部	151円	34,469円
えりも	376円	31,448円
西神楽	251円	39,131円
山部	187円	37,106円
大沼	303円	55,756円
江差乙部	386円	22,082円
久遠	157円	24,262円
仁木	440円	46,090円
妹背牛	284円	69,541円
深川沼田	310円	39,441円
幾寅	167円	52,151円
遠別	260円	33,294円
津別	380円	20,109円
小清水	329円	34,834円
訓子府	398円	11,594円
佐呂間	232円	37,651円
常呂	309円	39,819円
滝上	163円	24,088円
雄武	121円	30,057円
早来追分	387円	12,117円
平取	148円	25,965円
厚賀	228円	29,458円
あいの里	546円	149,300円
弟子屈	278円	39,612円
茶志内	164円	80,734円
日高町	169円	37,827円

稚内豊富	461円	26,595円
留辺築	376円	25,634円
朝里	654円	42,385円
銭函	391円	52,222円
オタモイ	322円	28,802円
岩見沢三笠	111円	21,821円
江部乙	91円	25,862円
音江	167円	33,484円
鷺別	378円	41,424円
登別東	305円	38,851円
七飯	499円	64,488円
南茅部	287円	14,385円
由仁	297円	41,116円
栗山長沼	220円	31,362円
新十津川	286円	31,041円
当麻	508円	34,247円
美深	84円	30,840円
北見枝幸	365円	33,625円
端野	714円	17,734円
虎杖浜	240円	28,921円
芽室	461円	45,016円
札内	531円	24,132円
阿寒	446円	34,566円
岩内前田	313円	105,421円
卯原内	216円	102,041円
生田原	191円	76,387円
青森		
松森	915円	27,572円
沖館	814円	15,668円
青森荒川	674円	23,016円
野内	506円	31,029円
青森新城	284円	33,823円
四ツ石	403円	31,214円
東野内	478円	46,639円
弘前	470円	21,133円
弘前南	917円	18,859円
弘前城東	662円	39,369円
青森八戸	1,244円	42,194円
八戸高館	991円	18,942円
八戸港	644円	25,161円
是川	376円	24,267円
新尻内	955円	36,151円
八戸NW3棟	1,056円	28,807円
黒石	622円	22,656円
五所川原	248円	27,516円
十和田	519円	32,774円
八戸三沢	472円	21,026円
むつ	221円	26,666円
青森大湊	54円	13,531円
青森小湊	328円	41,623円
蟹田	156円	29,909円
鱒ヶ沢	658円	32,098円
浪岡	184円	23,667円
野辺地	388円	24,726円
七戸	178円	21,631円
六ヶ所	460円	91,002円
三戸	360円	16,723円
八戸階上	215円	38,259円
八戸大館	2,103円	37,810円
百石	370円	30,054円
八戸下田	202円	44,814円
青森大畑	211円	54,592円
木造	175円	24,644円
大浦	343円	34,578円
弘前藤崎	356円	26,128円
大鱒	260円	21,266円
板柳	318円	4,847円
金木	836円	10,325円

稚内豊富	413円	24,743円
留辺築	279円	23,901円
朝里	479円	39,462円
銭函	222円	48,463円
オタモイ	279円	26,805円
岩見沢三笠	106円	21,065円
江部乙	84円	24,159円
音江	146円	31,115円
鷺別	339円	39,230円
登別東	288円	35,557円
七飯	299円	62,653円
南茅部	262円	13,602円
由仁	271円	38,945円
栗山長沼	196円	28,820円
新十津川	226円	29,455円
当麻	426円	32,177円
美深	74円	29,362円
北見枝幸	302円	32,036円
端野	676円	25,551円
虎杖浜	225円	27,708円
芽室	360円	41,729円
札内	493円	22,642円
阿寒	403円	32,080円
岩内前田	264円	97,831円
卯原内	181円	95,387円
生田原	170円	71,390円
登別温泉	249円	25,650円
青森		
松森	784円	25,463円
沖館	711円	15,192円
青森荒川	506円	22,306円
野内	433円	28,888円
青森新城	248円	31,677円
四ツ石	351円	28,909円
東野内	344円	44,111円
弘前	446円	18,676円
弘前南	810円	17,398円
弘前城東	493円	34,600円
青森八戸	1,140円	38,659円
八戸高館	858円	17,435円
八戸港	467円	19,613円
是川	308円	17,823円
新尻内	791円	33,502円
八戸NW3棟	936円	31,227円
黒石	539円	20,763円
五所川原	591円	25,210円
十和田	429円	29,373円
八戸三沢	408円	19,388円
むつ	177円	25,113円
青森大湊	44円	14,519円
青森小湊	288円	39,137円
蟹田	141円	26,867円
鱒ヶ沢	556円	26,694円
浪岡	167円	21,927円
野辺地	327円	20,057円
七戸	157円	19,942円
六ヶ所	377円	88,246円
三戸	282円	15,301円
八戸階上	154円	30,054円
八戸大館	1,774円	35,255円
百石	325円	30,013円
八戸下田	177円	41,615円
青森大畑	169円	51,254円
木造	159円	22,911円
大浦	275円	32,242円
弘前藤崎	298円	30,129円
大鱒	229円	23,594円
板柳	254円	6,144円
金木	659円	10,690円

六戸	455円	27,700円
上北	218円	32,163円
五戸	289円	23,342円
今別	1,012円	34,760円
陸奥常盤	433円	38,662円
上市川	90円	39,844円
陸奥横浜	511円	25,205円
深浦	811円	54,222円
弘前森田	192円	34,436円
田舎館	232円	35,887円
乙供	270円	50,232円
天間林	141円	55,614円
田子	1,072円	39,354円
福地	616円	38,310円
北金ヶ沢	837円	43,362円
弘前新和	195円	35,509円
高杉	142円	52,711円
奥内	207円	27,198円
新平賀	398円	110,252円
八戸南郷	602円	33,776円
長橋	177円	49,648円
四和	196円	49,475円
陸奥蓬田	568円	38,731円
弘前柏	471円	41,218円
車力	352円	40,889円
小阿弥	174円	44,090円
弘前中里	343円	44,668円
市浦	263円	35,617円
青森白糠	491円	48,881円
上名久井	502円	27,141円
諏訪平	879円	50,348円
倉石	318円	26,541円
青森新郷	430円	25,944円
尾上	535円	49,443円
小泊	543円	39,827円
青森大間	600円	49,018円
近川駅前	160円	26,402円
千歳平	151円	33,994円
弘前石川	738円	45,568円
弘前鶴田	375円	39,378円
弘前梅沢	129円	39,201円
榴垣	333円	59,667円
名川	412円	40,390円
青森	903円	50,896円
浅虫	512円	37,895円
温湯	200円	39,520円
浜三沢	135円	25,050円
織笠	152円	35,224円
岩手		
盛岡2	1,070円	42,835円
盛岡仙北	961円	20,850円
盛岡上田	950円	20,933円
青山第二	1,245円	64,603円
盛岡飯岡	1,296円	30,369円
富古2	1,023円	23,486円
大船渡	709円	32,948円
岩手水沢	548円	33,785円
花巻	1,018円	32,780円
新宮野目	928円	30,216円
北上	423円	31,718円
相去	789円	33,032円
久慈	778円	26,187円
遠野	450円	43,363円
一関	557円	27,178円
陸前高田	652円	25,881円
釜石	365円	38,706円

六戸	391円	25,545円
上北	182円	29,652円
五戸	193円	21,744円
今別	793円	32,921円
陸奥常盤	362円	34,945円
上市川	71円	35,867円
陸奥横浜	416円	37,725円
深浦	645円	50,502円
弘前森田	159円	24,881円
田舎館	190円	33,599円
乙供	220円	46,846円
天間林	114円	51,703円
田子	884円	36,405円
福地	476円	29,011円
北金ヶ沢	699円	60,323円
弘前新和	165円	41,438円
高杉	119円	49,055円
奥内	170円	18,564円
新平賀	435円	108,311円
八戸南郷	486円	30,131円
長橋	149円	40,690円
四和	166円	46,275円
陸奥蓬田	447円	36,069円
弘前柏	354円	51,053円
車力	275円	49,241円
小阿弥	145円	41,177円
弘前中里	287円	41,673円
市浦	204円	46,490円
青森白糠	331円	61,162円
上名久井	407円	24,454円
諏訪平	592円	38,390円
倉石	250円	23,669円
青森新郷	336円	23,097円
尾上	456円	61,129円
小泊	441円	51,415円
青森大間	445円	40,264円
近川駅前	130円	31,103円
千歳平	124円	31,631円
弘前石川	592円	35,323円
弘前鶴田	382円	36,466円
弘前梅沢	112円	36,294円
榴垣	268円	77,296円
名川	344円	37,598円
青森	591円	45,277円
浅虫	472円	35,694円
温湯	181円	36,864円
浜三沢	128円	22,545円
織笠	142円	32,403円
国吉	460円	49,808円
弘前相馬	625円	44,231円
目屋	240円	45,069円
盛岡2	851円	39,594円
盛岡仙北	495円	20,235円
盛岡上田	669円	32,565円
青山第二	912円	52,915円
盛岡飯岡	908円	23,012円
富古2	528円	24,810円
大船渡	540円	37,238円
岩手水沢	754円	30,157円
花巻	774円	29,965円
新宮野目	811円	31,025円
北上	330円	28,517円
相去	667円	31,217円
久慈	615円	22,086円
遠野	402円	34,312円
一関	497円	24,803円
陸前高田	492円	22,759円
釜石	316円	36,033円

釜石上中島	1,177円	25,109円
江刺	275円	35,551円
二戸	478円	23,166円
新西根	268円	40,404円
千厩	552円	23,434円
宮古大野	440円	25,024円
盛岡太田	597円	33,475円
滝沢	509円	34,780円
藤根	325円	26,039円
赤荻	1,415円	33,986円
紫波	689円	13,307円
矢巾	902円	13,757円
広瀬	185円	32,009円
盛岡乙部	502円	22,838円
江釣子	271円	35,206円
雫石	414円	33,214円
岩手	871円	26,542円
石鳥谷	390円	18,803円
水沢西根	461円	35,437円
新平泉	515円	87,672円
岩泉	946円	21,221円
小鳥谷	681円	14,450円
摺沢	678円	37,523円
岩手川崎	395円	55,084円
水沢東山	291円	56,470円
津軽石	480円	45,982円
萩荘	642円	22,698円
花巻温泉	490円	30,111円
宮古山田	721円	23,332円
鶴住居	332円	36,890円
種市	819円	40,937円
釜石広田	398円	25,122円
金田一	647円	20,958円
渋民	392円	35,348円
好摩	903円	25,928円
水沢小山	461円	21,567円
胆沢	422円	20,334円
軽米	1,429円	27,786円
豊間根	649円	20,807円
住田	402円	12,885円
細浦	306円	31,228円
田老	1,031円	35,876円
岩手上郷	677円	9,834円
釜石平田	488円	39,087円
六原	211円	25,398円
三陸	499円	18,826円
綾里	605円	28,483円
宮古小川	322円	46,569円
普代	704円	35,696円
宮古八木	516円	28,399円
湯口	333円	45,399円
和賀	246円	45,404円
滝沢駅前	619円	26,637円
大槌	442円	42,321円
一戸	482円	12,518円
伊手	248円	45,273円
上平沢	329円	26,312円
盛岡東和	273円	21,858円
九戸	632円	18,706円
唐丹	825円	16,806円
小本	298円	19,522円
姉体	184円	40,871円
二子	263円	28,599円
水沢飯豊	178円	47,213円
盛岡西山	191円	72,096円
葛巻	816円	45,029円
平館	240円	43,832円
東八幡平	474円	42,179円

釜石上中島	873円	24,891円
江刺	249円	46,997円
二戸	409円	19,660円
新西根	467円	38,077円
千厩	548円	23,920円
宮古大野	388円	17,791円
盛岡太田	444円	32,213円
滝沢	343円	31,814円
藤根	278円	24,056円
赤荻	993円	27,206円
紫波	596円	49,993円
矢巾	826円	11,647円
広瀬	162円	23,304円
盛岡乙部	328円	20,531円
江釣子	243円	42,983円
雫石	310円	30,681円
岩手	676円	24,115円
石鳥谷	307円	16,960円
水沢西根	419円	32,732円
新平泉	440円	82,505円
岩泉	513円	19,323円
小鳥谷	592円	12,403円
摺沢	572円	36,584円
岩手川崎	331円	51,684円
水沢東山	261円	47,933円
津軽石	416円	42,995円
萩荘	519円	33,105円
花巻温泉	437円	27,194円
宮古山田	526円	19,482円
鶴住居	265円	33,752円
種市	681円	38,346円
釜石広田	357円	23,914円
金田一	585円	34,269円
渋民	361円	31,661円
好摩	764円	23,762円
水沢小山	396円	19,123円
胆沢	372円	18,829円
軽米	1,147円	39,215円
豊間根	564円	12,005円
住田	373円	12,950円
細浦	344円	22,175円
田老	806円	32,319円
岩手上郷	561円	9,808円
釜石平田	409円	50,407円
六原	184円	22,609円
三陸	439円	10,932円
綾里	489円	20,010円
宮古小川	283円	43,258円
普代	635円	32,171円
宮古八木	447円	26,457円
湯口	291円	42,269円
和賀	209円	42,525円
滝沢駅前	490円	23,889円
大槌	380円	39,760円
一戸	432円	11,704円
伊手	211円	35,957円
上平沢	287円	23,527円
盛岡東和	247円	20,039円
九戸	548円	17,264円
唐丹	709円	14,430円
小本	259円	16,559円
姉体	166円	38,540円
二子	232円	29,680円
水沢飯豊	168円	51,314円
盛岡西山	177円	79,065円
葛巻	724円	42,395円
平館	226円	55,425円
東八幡平	459円	39,697円

大迫	545円	32,802円
金ヶ崎	400円	21,305円
前沢	418円	13,001円
衣川	361円	21,010円
花泉	1,113円	34,550円
宮守	646円	17,622円
安代	603円	36,845円
田山	441円	49,166円
宮城		
仙台青葉通	5,092円	46,207円
仙台長町	1,916円	45,809円
台原	620円	31,836円
愛子	714円	37,935円
岩切	646円	31,804円
仙台高砂	1,079円	25,320円
鶴ヶ谷	581円	29,961円
苦竹料金	1,321円	47,284円
榴ヶ岡	1,439円	50,977円
南小泉	1,242円	12,006円
荒井	873円	40,282円
仙台中田	702円	31,555円
西多賀	629円	19,928円
仙台泉	1,753円	45,518円
野村	1,114円	33,156円
泉ヶ岳	206円	59,764円
門脇	656円	32,039円
塩釜	319円	27,855円
古川	434円	26,181円
気仙沼	334円	25,638円
仙南白石	360円	36,622円
名取	587円	29,298円
岩沼桜	653円	32,601円
仙南	366円	38,495円
村田	344円	24,322円
仙南船岡	1,145円	91,991円
利府	633円	55,804円
富谷	441円	35,891円
明石交換所	775円	89,094円
築館源光	468円	40,864円
迫	171円	31,466円
宮城河北	299円	27,827円
矢本	1,151円	50,695円
八木山	2,068円	26,543円
多賀城	1,104円	40,535円
仙台松島	253円	19,521円
七ヶ浜	366円	38,752円
栗駒	295円	24,389円
折立	509円	32,365円
三本木	334円	79,308円
仙台中山	1,290円	23,269円
大衡	336円	24,238円
中新田	370円	38,569円
亘理	468円	25,333円
石越	315円	28,012円
歌津	597円	75,988円
角田	313円	54,925円
鹿島台	411円	36,375円
生出	275円	27,671円
仙台今泉	589円	33,064円
仙南槻木	536円	43,603円
第2高館	417円	106,474円
古川中田	435円	25,890円
古川南郷	289円	37,061円
若柳	312円	25,787円
渡波	647円	24,330円

大迫	503円	30,724円
金ヶ崎	379円	20,088円
前沢	408円	27,805円
衣川	338円	19,739円
花泉	1,168円	32,489円
宮守	618円	15,431円
安代	598円	64,753円
田山	375円	52,603円
湯田	251円	40,274円
牽提	413円	30,682円
宮古新里	443円	32,214円
浄法寺	828円	37,689円
仙台青葉通	3,970円	44,773円
仙台長町	1,762円	42,737円
台原	603円	29,201円
愛子	648円	34,436円
岩切	607円	29,849円
仙台高砂	1,012円	23,873円
鶴ヶ谷	586円	28,495円
苦竹料金	1,108円	42,564円
榴ヶ岡	862円	50,926円
南小泉	1,132円	11,291円
荒井	981円	33,959円
仙台中田	672円	29,478円
西多賀	608円	18,359円
仙台泉	1,577円	42,522円
野村	950円	29,090円
泉ヶ岳	180円	55,162円
門脇	541円	29,466円
塩釜	286円	23,621円
古川	394円	23,618円
気仙沼	269円	23,124円
仙南白石	289円	40,616円
名取	556円	25,548円
岩沼桜	601円	26,017円
仙南	288円	35,204円
村田	305円	21,713円
仙南船岡	947円	84,299円
利府	565円	52,251円
富谷	490円	32,211円
明石交換所	631円	84,266円
築館源光	370円	35,222円
迫	323円	29,566円
宮城河北	183円	24,035円
矢本	958円	50,490円
八木山	1,982円	39,349円
多賀城	962円	52,951円
仙台松島	218円	18,837円
七ヶ浜	328円	23,772円
栗駒	280円	19,038円
折立	462円	23,949円
三本木	316円	72,444円
仙台中山	1,170円	21,454円
大衡	294円	22,169円
中新田	342円	23,318円
亘理	440円	23,712円
石越	267円	23,878円
歌津	504円	53,095円
角田	290円	36,372円
鹿島台	383円	21,417円
生出	260円	23,630円
仙台今泉	583円	28,919円
仙南槻木	461円	39,426円
第2高館	339円	100,915円
古川中田	388円	22,420円
古川南郷	254円	32,316円
若柳	267円	23,151円
渡波	517円	42,628円

西古川	307円	62,984円
石巻階上	406円	62,801円
関上	329円	49,154円
丸森	404円	27,381円
坂元	287円	29,920円
山下	477円	37,052円
大郷	231円	18,142円
古川小野田	491円	23,945円
古川松山	564円	43,302円
岩出山	285円	41,262円
浦谷	342円	40,969円
箕岳	259円	38,609円
田尻	638円	18,323円
小牛田	549円	33,661円
北浦駅前	180円	38,453円
寺崎	312円	24,191円
女川	260円	22,132円
志津川	633円	24,215円
本吉	762円	33,613円
唐桑	597円	24,994円
荒谷	470円	32,039円
芋沢	318円	83,606円
円田	204円	31,409円
色麻	368円	40,276円
古川鳴子	353円	31,035円
一迫	509円	25,472円
登米	315円	49,681円
古川南方	599円	39,061円
広淵	288円	29,098円
野蒜	223円	53,852円
遠刈田	284円	32,209円
高清水	730円	18,732円
金成	200円	41,800円
仙南北郷	235円	49,707円
古川宮崎	509円	22,291円
瀬峰	787円	21,698円
鶯沢	143円	30,839円
米谷	207円	38,965円
宮城河南	503円	20,993円
鳴瀬	289円	54,592円
作並	236円	33,433円
仙南川崎	382円	20,488円
仙南大内	364円	24,145円
牡鹿	157円	11,216円
石巻津山	192円	41,325円
古川新田	334円	27,796円
古川米山	469円	21,762円
秋田		
新棟秋田	556円	52,591円
秋田大町	493円	43,342円
土崎	365円	26,258円
秋田仁井田	508円	39,769円
能代	278円	19,422円
東能代	366円	48,943円
横手	362円	35,225円
秋田大館	397円	22,872円
十二所	114円	38,301円
秋田本荘	259円	32,271円
男鹿	(略)	26,296円
秋田湯沢	398円	30,419円
大曲	274円	42,857円
鹿角	249円	22,778円
大館鷹巣	223円	24,622円
五城目	404円	34,015円
秋田追分	426円	35,777円
天王	461円	39,844円
秋田大湯	420円	57,894円
仁賀保	347円	40,246円

西古川	282円	44,072円
石巻階上	357円	56,747円
関上	292円	34,140円
丸森	352円	25,589円
坂元	235円	25,643円
山下	401円	34,170円
大郷	198円	14,799円
古川小野田	421円	21,597円
古川松山	454円	38,194円
岩出山	240円	23,450円
浦谷	249円	37,386円
箕岳	233円	33,918円
田尻	682円	15,807円
小牛田	459円	27,901円
北浦駅前	134円	33,938円
寺崎	274円	20,619円
女川	196円	19,727円
志津川	552円	21,038円
本吉	691円	31,593円
唐桑	496円	23,119円
荒谷	415円	27,551円
芋沢	269円	77,212円
円田	188円	48,242円
色麻	310円	35,536円
古川鳴子	306円	27,200円
一迫	452円	21,380円
登米	276円	43,726円
古川南方	505円	34,222円
広淵	234円	24,772円
野蒜	195円	49,317円
遠刈田	244円	27,838円
高清水	613円	16,406円
金成	210円	37,919円
仙南北郷	191円	44,189円
古川宮崎	428円	18,573円
瀬峰	661円	18,019円
鶯沢	128円	26,432円
米谷	168円	36,028円
宮城河南	407円	19,333円
鳴瀬	265円	50,229円
作並	217円	30,280円
仙南川崎	332円	17,860円
仙南大内	307円	22,077円
牡鹿	146円	10,624円
石巻津山	167円	37,952円
古川新田	306円	25,092円
古川米山	432円	19,772円
石巻雄勝	212円	24,290円
秋田		
新棟秋田	457円	48,414円
秋田大町	418円	38,223円
土崎	320円	24,881円
秋田仁井田	466円	32,739円
能代	245円	16,858円
東能代	311円	55,537円
横手	314円	32,663円
秋田大館	350円	20,875円
十二所	96円	31,235円
秋田本荘	354円	30,325円
男鹿	(略)	23,634円
秋田湯沢	226円	28,636円
大曲	334円	41,146円
鹿角	245円	21,148円
大館鷹巣	224円	23,866円
五城目	333円	32,047円
秋田追分	283円	29,439円
天王	344円	29,490円
秋田大湯	402円	53,937円
仁賀保	292円	37,201円

象潟	424円	28,023円
横手神岡	197円	41,910円
角館	432円	34,813円
西馬音内	645円	27,018円
東成瀬	230円	43,176円
外旭川	495円	32,551円
釈迦内	168円	52,917円
太平	235円	41,123円
下浜	147円	50,117円
角間川	263円	53,768円
内小友	200円	41,186円
比内	411円	31,217円
合川	65円	36,923円
八郎潟	335円	36,149円
横手六郷	223円	35,993円
森岳	588円	40,968円
由利	202円	20,760円
稲川	648円	48,345円
横手雄勝	676円	44,297円
八竜	441円	35,772円
琴丘	171円	32,232円
刈和野	300円	53,397円
中仙	324円	56,484円
小坂	310円	38,618円
東由利	369円	39,775円
秋田太田	361円	45,319円
千畑	213円	62,767円
秋田井川	616円	59,734円
飯田川	315円	26,016円
若美	335円	34,282円
二ツ井	434円	43,561円
花岡	156円	39,532円
雄和	356円	48,718円
上小阿仁	334円	38,219円
八森	306円	40,690円
沢目	237円	30,434円
田沢湖	337円	46,694円
米内沢	253円	18,669円
秋田船越	304円	41,955円
秋田河辺	574円	32,669円
矢島	249円	12,138円
秋田北浦	219円	61,627円
金浦	595円	45,704円
八幡平	258円	70,024円
阿仁	309円	35,547円
横手神代	451円	64,349円
秋田脇本	96円	48,359円
由利院内	846円	57,100円
平鹿	200円	31,771円
雄物川	447円	37,494円
西目	512円	55,215円
増田	306円	34,182円
横手大森	552円	34,171円
秋田大内	409円	46,766円
秋田鳥海	307円	39,696円
西明寺	534円	55,616円
横手山内	662円	34,481円
須川	159円	40,949円
横手十文字	342円	21,317円
横手金沢	396円	41,374円
大館大湯	182円	30,054円
十和田南	229円	40,694円
早口	317円	32,618円
秋田道川	335円	44,375円
秋田協和	502円	47,390円
横手仙北	355円	35,345円
後三年	426円	55,884円
五里合	203円	33,420円

象潟	397円	22,480円
横手神岡	170円	43,841円
角館	394円	39,444円
西馬音内	491円	24,863円
東成瀬	194円	40,208円
外旭川	426円	30,007円
釈迦内	149円	48,083円
太平	200円	38,420円
下浜	129円	32,248円
角間川	266円	50,191円
内小友	169円	38,548円
比内	372円	19,746円
合川	56円	34,299円
八郎潟	313円	33,685円
横手六郷	201円	26,730円
森岳	449円	38,075円
由利	189円	40,619円
稲川	564円	45,078円
横手雄勝	596円	41,360円
八竜	342円	27,329円
琴丘	153円	23,247円
刈和野	245円	46,230円
中仙	298円	53,441円
小坂	278円	36,051円
東由利	315円	31,601円
秋田太田	304円	57,466円
千畑	192円	59,026円
秋田井川	534円	70,068円
飯田川	250円	23,952円
若美	277円	32,152円
二ツ井	318円	40,630円
花岡	136円	31,772円
雄和	303円	38,583円
上小阿仁	278円	35,658円
八森	244円	37,243円
沢目	184円	27,383円
田沢湖	296円	38,818円
米内沢	243円	14,838円
秋田船越	270円	35,554円
秋田河辺	525円	23,384円
矢島	336円	11,494円
秋田北浦	172円	58,206円
金浦	526円	41,625円
八幡平	205円	43,961円
阿仁	261円	32,993円
横手神代	426円	77,922円
秋田脇本	82円	45,260円
由利院内	630円	52,342円
平鹿	170円	21,337円
雄物川	378円	29,250円
西目	445円	37,095円
増田	271円	43,057円
横手大森	473円	33,919円
秋田大内	361円	40,044円
秋田鳥海	255円	34,535円
西明寺	449円	46,444円
横手山内	565円	64,293円
須川	135円	38,179円
横手十文字	341円	19,287円
横手金沢	364円	38,707円
大館大湯	175円	29,973円
十和田南	218円	38,435円
早口	307円	30,719円
秋田道川	325円	40,850円
秋田協和	454円	44,408円
横手仙北	335円	33,573円
後三年	389円	52,604円
五里合	167円	30,220円

山形	山形	592円	37,822円
	山形金井	644円	28,983円
	山形十文字	409円	28,049円
	今塚	1,114円	28,172円
	あかねヶ丘	903円	32,468円
	米沢	464円	28,720円
	米沢窪田	318円	31,693円
	八幡原	191円	54,126円
	鶴岡	428円	18,286円
	酒田2	501円	33,914円
	酒田緑ヶ丘	620円	36,810円
	酒田高砂	347円	32,307円
	新庄	724円	25,665円
	寒河江	624円	24,724円
	山形上山	389円	19,121円
	村山	345円	31,174円
	長井	186円	22,491円
	天童	466円	23,389円
	高橋	705円	16,113円
	神町	580円	25,382円
	東根	438円	16,942円
	尾花沢	425円	38,746円
	南陽	265円	19,628円
	河北	249円	34,202円
	山形朝日	389円	28,384円
	白鷹	281円	24,772円
	余目	214円	13,003円
	藤島	282円	35,954円
	酒田三川	223円	20,428円
	温海	316円	37,863円
	山形小国	387円	35,207円
	庄内朝日機械	259円	53,893円
	山形川西	322円	37,841円
	酒田水沢	215円	65,313円
	袖浦	218円	29,663円
	山形大江	564円	48,651円
	山辺	607円	15,609円
	山形中山	595円	38,441円
	南原	166円	45,389円
	宮内	297円	24,773円
	高畠	404円	15,659円
	楯引	193円	31,810円
	白岩	553円	22,042円
	山形西川	173円	58,467円
	糠野目	378円	87,475円
	米沢飯豊	306円	47,513円
	酒田羽黒	350円	20,816円
	本道寺	149円	83,129円
	山形平田	462円	17,768円
	酒田立川	398円	50,640円
	酒田松山	355円	78,612円
	酒田三瀬	158円	57,450円
	山形金山	350円	49,999円
	真室川	402円	51,171円
	中和田	311円	20,472円
	鼠ヶ関	273円	19,820円
	蔵王	284円	49,954円
	酒田大山	418円	23,034円
	湯野浜	558円	84,515円
	本楯	242円	51,247円
	泉田	180円	54,886円
	村山大久保	475円	39,394円
	山形白鳥	505円	38,972円
	山形東郷	296円	64,832円
	福原	270円	45,871円
	大石田	267円	49,492円

	藤里	312円	37,046円
	大雄	436円	39,077円
山形	山形	565円	34,410円
	山形金井	535円	26,610円
	山形十文字	284円	26,148円
	今塚	1,320円	30,351円
	あかねヶ丘	806円	29,571円
	米沢	407円	34,844円
	米沢窪田	277円	29,698円
	八幡原	156円	50,496円
	鶴岡	366円	19,763円
	酒田2	468円	30,850円
	酒田緑ヶ丘	463円	34,451円
	酒田高砂	280円	30,136円
	新庄	420円	23,154円
	寒河江	547円	23,317円
	山形上山	375円	18,133円
	村山	302円	29,330円
	長井	174円	21,049円
	天童	418円	22,834円
	高橋	530円	14,876円
	神町	535円	23,201円
	東根	397円	15,840円
	尾花沢	522円	36,241円
	南陽	238円	17,875円
	河北	222円	29,844円
	山形朝日	343円	23,107円
	白鷹	212円	28,620円
	余目	187円	11,815円
	藤島	262円	33,288円
	酒田三川	211円	18,765円
	温海	283円	35,501円
	山形小国	263円	33,006円
	庄内朝日機械	219円	50,328円
	山形川西	290円	35,403円
	酒田水沢	181円	61,182円
	袖浦	182円	20,381円
	山形大江	494円	45,910円
	山辺	533円	14,571円
	山形中山	544円	26,623円
	南原	132円	37,536円
	宮内	273円	23,097円
	高畠	348円	20,750円
	楯引	161円	29,722円
	白岩	496円	32,887円
	山形西川	150円	54,953円
	糠野目	271円	49,647円
	米沢飯豊	259円	44,484円
	酒田羽黒	295円	46,826円
	本道寺	129円	140,867円
	山形平田	354円	25,363円
	酒田立川	347円	39,389円
	酒田松山	306円	74,901円
	酒田三瀬	131円	55,596円
	山形金山	229円	38,621円
	真室川	310円	41,038円
	中和田	261円	33,473円
	鼠ヶ関	213円	36,935円
	蔵王	211円	59,137円
	酒田大山	374円	21,624円
	湯野浜	511円	79,987円
	本楯	225円	48,493円
	泉田	170円	51,618円
	村山大久保	435円	37,167円
	山形白鳥	458円	37,046円
	山形東郷	268円	61,706円
	福原	246円	43,382円
	大石田	246円	55,546円

	鮭川	249円	43,457円
	古口	268円	38,856円
	遊佐	398円	33,111円
	吹浦	130円	55,238円
	酒田八幡	377円	49,142円
福島	福島	522円	59,904円
	福島清水	922円	48,546円
	福島佐倉	901円	45,533円
	瀬上	654円	19,878円
	福島大森	622円	29,604円
	蓬萊	574円	35,300円
	飯坂	373円	35,304円
	福島花園	1,102円	39,370円
	会津若松	719円	31,053円
	東栄町分局	1,247円	27,513円
	福島郡山	1,841円	33,661円
	郡山芳賀	692円	37,283円
	笹川	966円	29,462円
	日和田	227円	57,599円
	喜久田	553円	73,735円
	大槻	842円	27,749円
	郡山守山	107円	88,606円
	警梯熱海	218円	64,930円
	いわき	505円	43,553円
	小名浜	521円	45,232円
	勿来	276円	29,082円
	内郷	604円	19,585円
	好間	752円	20,366円
	草野	617円	31,293円
	いわき常磐	399円	22,225円
	四倉	580円	23,672円
	いわき若葉台	2,084円	33,001円
	いわき泉	634円	26,777円
	いわき玉川	424円	26,086円
	いわき窪田	614円	36,138円
	白河	296円	32,481円
	福島原町	731円	33,642円
	郡山須賀川	587円	46,788円
	喜多方	579円	18,593円
	福島相馬	828円	22,765円
	二本松	415円	22,416円
	福島藤田	527円	72,094円
	二本松本宮	349円	18,966円
	田島	489円	28,543円
	猪苗代	403円	36,526円
	会津若松坂下	413円	18,308円
	郡山西郷	471円	39,844円
郡山石川	378円	33,896円	
三春	356円	21,686円	
磐城富岡	652円	25,276円	
浪江	556円	33,959円	
会津山口	577円	33,525円	
会津若松広田	279円	35,907円	
福島梁川	522円	51,076円	
保原	562円	25,936円	
江名	446円	68,638円	
福島川俣	390円	30,984円	
塙	698円	35,712円	
新地	720円	30,907円	
小高	393円	76,858円	
福島伊達	647円	22,567円	
桑折	767円	33,861円	
福島松川	313円	38,589円	
鏡石	577円	17,513円	
塩川	674円	58,924円	
棚倉	374円	22,036円	
郡山浅川	295円	16,022円	

	鮭川	231円	45,739円
	古口	250円	36,866円
	遊佐	370円	31,047円
	吹浦	117円	52,591円
	酒田八幡	318円	46,600円
	舟形	314円	42,318円
福島	福島	458円	54,845円
	福島清水	826円	33,246円
	福島佐倉	689円	44,194円
	瀬上	517円	18,509円
	福島大森	549円	25,377円
	蓬萊	505円	31,727円
	飯坂	333円	32,875円
	福島花園	935円	34,717円
	会津若松	606円	28,135円
	東栄町分局	1,035円	25,507円
	福島郡山	1,576円	29,971円
	郡山芳賀	640円	34,791円
	笹川	847円	30,011円
	日和田	196円	53,925円
	喜久田	472円	47,144円
	大槻	805円	25,706円
	郡山守山	95円	51,902円
	警梯熱海	188円	61,629円
	いわき	473円	38,939円
	小名浜	470円	34,744円
	勿来	251円	27,371円
	内郷	561円	18,385円
	好間	630円	19,338円
	草野	554円	28,304円
	いわき常磐	336円	32,931円
	四倉	529円	44,527円
	いわき若葉台	1,753円	30,718円
	いわき泉	573円	29,363円
	いわき玉川	389円	24,545円
	いわき窪田	544円	33,679円
	白河	288円	27,855円
	福島原町	626円	31,275円
	郡山須賀川	511円	43,022円
	喜多方	495円	17,027円
	福島相馬	741円	21,704円
	二本松	381円	20,413円
	福島藤田	374円	46,942円
	二本松本宮	321円	21,087円
	田島	433円	32,298円
	猪苗代	339円	34,265円
	会津若松坂下	384円	18,179円
	郡山西郷	424円	38,210円
郡山石川	573円	31,554円	
三春	295円	20,339円	
磐城富岡	627円	22,893円	
浪江	493円	31,056円	
会津山口	529円	31,226円	
会津若松広田	252円	32,623円	
福島梁川	476円	48,524円	
保原	489円	24,100円	
江名	380円	42,751円	
福島川俣	334円	25,063円	
塙	616円	33,427円	
新地	488円	56,094円	
小高	381円	45,117円	
福島伊達	513円	21,080円	
桑折	481円	28,279円	
福島松川	278円	33,097円	
鏡石	462円	17,641円	
塩川	600円	55,014円	
棚倉	401円	20,809円	
郡山浅川	257円	59,381円	

福島鹿島	627円	43,332円
柳津	136円	31,958円
飯野	474円	16,650円
磐梯	328円	39,813円
霊山	344円	107,587円
橋本	486円	30,821円
泉崎	262円	21,735円
大玉	327円	71,486円
大林	682円	45,029円
表郷	225円	51,008円
郡山中島	201円	24,522円
湖南	161円	83,176円
白沢	255円	61,934円
多田野	173円	20,607円
古殿	321円	68,620円
西会津	136円	27,343円
北会津	192円	33,214円
新鶴	462円	59,036円
いわき広野	362円	26,077円
久ノ浜	330円	59,399円
船引	531円	30,051円
鮫川	295円	25,382円
福島東和	474円	81,171円
郡山岩瀬	447円	45,434円
川桁	180円	28,618円
柳橋	377円	29,423円
岩代	155円	36,447円
郡山長沼	381円	50,390円
会津若松下郷	473円	48,483円
熱塩	318円	43,718円
山都	280円	35,087円
郡山東	148円	25,574円
大信	242円	27,903円
都路	236円	24,989円
常葉	301円	48,531円
檜葉	452円	25,000円
庭坂	322円	30,178円
沼之内	466円	26,976円
いわき小川	388円	29,889円
上遠野	621円	32,813円
小作田	435円	30,133円
原釜	286円	50,071円
裏磐梯	2,617円	51,786円
会津高田	575円	34,755円
会津本郷	342円	29,776円
郡山玉川	319円	30,427円
小野新町	465円	23,324円
大熊	443円	38,086円
いわき双葉	342円	43,834円
飯館	389円	37,371円
茨城		
水戸大町	819円	43,443円
茨城赤塚	881円	47,537円
水戸吉田	646円	22,618円
千波	938円	27,161円
多賀	578円	30,714円
久慈浜	748円	26,291円
日立別館	1,001円	32,649円
茨城日高	668円	66,474円
土浦	408円	41,484円
荒川沖	576円	30,641円
神立	330円	24,484円
石岡国府	657円	33,096円
下館別館	642円	31,323円
下館川島	558円	20,111円
結城	512円	29,197円
結城南	451円	35,592円
竜ヶ崎	893円	38,185円

福島鹿島	375円	35,150円
柳津	122円	29,590円
飯野	262円	72,094円
磐梯	273円	36,702円
霊山	300円	70,914円
橋本	430円	28,882円
泉崎	243円	35,943円
大玉	298円	60,380円
大林	582円	42,563円
表郷	157円	44,641円
郡山中島	176円	21,554円
湖南	122円	76,809円
白沢	221円	53,032円
多田野	153円	18,076円
古殿	248円	59,280円
西会津	113円	25,115円
北会津	183円	30,620円
新鶴	287円	60,777円
いわき広野	293円	23,406円
久ノ浜	284円	53,322円
船引	439円	28,663円
鮫川	246円	22,366円
福島東和	454円	71,006円
郡山岩瀬	407円	42,242円
川桁	148円	26,037円
柳橋	340円	26,060円
岩代	164円	23,398円
郡山長沼	333円	46,851円
会津若松下郷	423円	32,232円
熱塩	273円	40,547円
山都	241円	32,477円
郡山東	134円	19,627円
大信	286円	61,000円
都路	212円	21,952円
常葉	269円	27,559円
檜葉	381円	22,381円
庭坂	612円	28,513円
沼之内	478円	25,407円
いわき小川	360円	27,136円
上遠野	575円	29,749円
小作田	413円	27,385円
原釜	260円	46,716円
裏磐梯	2,436円	48,720円
会津高田	538円	32,355円
会津本郷	320円	27,855円
郡山玉川	301円	27,470円
小野新町	436円	21,159円
大熊	451円	35,427円
いわき双葉	324円	41,513円
飯館	361円	34,072円
天栄	474円	43,058円
茨城		
水戸大町	770円	40,810円
茨城赤塚	782円	45,107円
水戸吉田	606円	21,130円
千波	1,009円	23,145円
多賀	503円	28,318円
久慈浜	608円	20,775円
日立別館	869円	28,588円
茨城日高	595円	47,985円
土浦	360円	39,598円
荒川沖	556円	22,733円
神立	300円	19,744円
石岡国府	584円	28,291円
下館別館	563円	28,434円
下館川島	490円	15,735円
結城	454円	30,921円
結城南	403円	32,492円
竜ヶ崎	691円	37,963円

土浦佐貫	584円	31,487円
那珂湊	733円	28,492円
阿字ヶ浦	810円	33,339円
下妻	688円	43,441円
水海道菅生	667円	10,650円
水海道別	1,218円	62,917円
茨城勝田	630円	39,784円
高萩	359円	24,412円
北茨城	538円	38,421円
取手	895円	26,728円
茨城岩井	267円	34,949円
土浦牛久	1,020円	37,866円
つくば	1,833円	53,933円
大穂	869円	33,030円
桜	418円	33,671円
つくば北	202円	34,610円
筑波山	767円	21,709円
吉沼	224円	24,701円
筑波谷田部	594円	24,617円
土浦豊里	819円	29,660円
大洗	747円	25,114円
友部	670円	51,315円
茨城東海	680円	30,895円
那珂	469円	23,231円
常陸大宮	639円	41,117円
金砂郷	244円	19,483円
十王	507円	21,617円
常陸鹿島	1,594円	31,584円
神栖	1,282円	38,757円
茨城萩原	630円	16,959円
潮来延方	906円	22,310円
美浦	361円	24,113円
谷和原	686円	52,386円
守谷清水	1,077円	38,831円
古河2	763円	20,947円
古河旭	2,270円	15,279円
総和2	448円	67,193円
古河南	603円	14,081円
茨城境	648円	35,936円
石岡東	791円	98,350円
石岡	1,563円	40,143円
常陸太田別館	553円	24,484円
羽鳥	448円	21,682円
千葉若松	370円	37,836円
矢田部	458円	37,589円
阿見	484円	14,757円
高場	533円	33,083円
笠間	606円	25,969円
稲戸井	786円	32,710円
茨城	477円	57,259円
茨城岩瀬	358円	30,088円
大子	668円	47,566円
鉾田	678円	28,321円
江戸崎	364円	21,921円
伊奈	684円	39,105円
藤代蔵前	839円	50,527円
奥野	245円	9,379円
牛堀	1,018円	28,221円
阿見南	203円	4,676円
茨城東	209円	18,594円
総和	448円	48,559円
岡田	447円	16,085円
関城	206円	33,619円
茨城協和	974円	11,936円
利根	276円	11,400円
いばらき旭	224円	26,828円
常澄	423円	24,587円
内原	1,023円	15,951円

土浦佐貫	410円	28,814円
那珂湊	627円	24,777円
阿字ヶ浦	945円	40,067円
下妻	722円	34,938円
水海道菅生	830円	9,226円
水海道別	1,039円	59,014円
茨城勝田	541円	37,265円
高萩	311円	23,397円
北茨城	487円	32,367円
取手	774円	25,474円
茨城岩井	243円	32,206円
土浦牛久	950円	36,052円
つくば	1,590円	46,442円
大穂	1,155円	28,362円
桜	373円	31,874円
つくば北	264円	34,297円
筑波山	667円	16,538円
吉沼	202円	21,443円
筑波谷田部	546円	22,161円
土浦豊里	735円	38,723円
大洗	658円	22,472円
友部	463円	59,868円
茨城東海	636円	28,786円
那珂	448円	20,586円
常陸大宮	568円	38,845円
金砂郷	226円	17,230円
十王	451円	20,040円
常陸鹿島	1,330円	24,604円
神栖	1,070円	36,295円
茨城萩原	538円	15,528円
潮来延方	735円	20,739円
美浦	303円	22,408円
谷和原	598円	49,427円
守谷清水	1,479円	46,822円
古河2	678円	18,514円
古河旭	2,066円	13,737円
総和2	415円	62,452円
古河南	530円	13,635円
茨城境	589円	35,001円
石岡東	692円	89,258円
石岡	1,304円	48,895円
常陸太田別館	499円	22,765円
羽鳥	401円	18,441円
千葉若松	321円	35,660円
矢田部	402円	35,160円
阿見	349円	14,059円
高場	485円	37,749円
笠間	528円	24,535円
稲戸井	794円	30,567円
茨城	426円	55,600円
茨城岩瀬	434円	24,010円
大子	568円	44,740円
鉾田	573円	27,560円
江戸崎	251円	20,225円
伊奈	606円	36,601円
藤代蔵前	728円	47,176円
奥野	217円	7,980円
牛堀	809円	24,194円
阿見南	180円	4,770円
茨城東	165円	16,721円
総和	415円	35,188円
岡田	408円	9,121円
関城	161円	27,848円
茨城協和	779円	9,806円
利根	232円	9,615円
いばらき旭	185円	25,327円
常澄	372円	22,151円
内原	1,114円	13,578円

石岡大野	296円	21,163円
荻崎	496円	24,357円
新利根	201円	10,580円
岩間	476円	30,622円
八郷	203円	18,052円
茨城鳥栖	228円	45,902円
涸沼	324円	27,084円
瓜連	667円	24,641円
茨城北浦	145円	17,510円
茨城玉造	273円	33,293円
常北	615円	21,512円
岡郷	264円	13,571円
五霞	327円	17,983円
茨城八千代	461円	27,923円
大洋	211円	11,412円
茨城土浦	325円	41,661円
波崎	371円	22,013円
茨城出島	238円	29,852円
沖宿	236円	24,194円
潮来	378円	30,012円
明野	272円	30,547円
真壁	329円	33,524円
茨城千代田	478円	19,976円
茨城大津	524円	23,619円
茨城稲田	267円	13,506円
七郷	421円	18,711円
桂	41円	8,208円
土浦河内	229円	20,177円
美野里	277円	21,622円
新治	287円	17,744円
茨城麻生	384円	35,943円
飯富	343円	34,467円
国田	297円	24,183円
菅原	419円	50,085円
行方	245円	30,810円
蔵川	272円	32,360円
出島東	279円	11,000円
小幡	198円	39,594円
雨引	356円	12,064円
八俣	216円	15,899円
猿島	270円	57,975円
御前山	334円	19,867円
茨城三和	944円	15,061円
沓掛	295円	23,902円
いばらき小川	422円	36,854円
山方	513円	28,061円
水府	256円	14,210円
茨城桜川	162円	21,232円
石下	325円	31,397円
栃木		
宇都宮	866円	41,623円
宇都宮平出	417円	40,658円
道場宿	489円	14,342円
瑞穂野	330円	19,042円
徳次郎	810円	12,131円
砥上	943円	25,465円
江曾島	1,295円	20,623円
雀宮	1,483円	19,982円
足利	533円	43,558円
足利相生	781円	13,336円
足利西	529円	20,930円
足利南	753円	11,645円
栃木	811円	43,963円
栃木北	449円	23,199円
佐野	574円	34,692円
鹿沼	568円	37,235円
北犬飼	454円	21,774円
日光	698円	21,726円

石岡大野	267円	21,511円
荻崎	390円	19,815円
新利根	173円	9,024円
岩間	433円	29,294円
八郷	181円	17,743円
茨城鳥栖	198円	35,012円
涸沼	282円	19,597円
瓜連	617円	23,910円
茨城北浦	120円	15,760円
茨城玉造	214円	30,663円
常北	533円	20,854円
岡郷	244円	12,608円
五霞	297円	15,978円
茨城八千代	391円	25,499円
大洋	152円	11,400円
茨城土浦	293円	40,231円
波崎	332円	80,044円
茨城出島	208円	17,717円
沖宿	211円	16,775円
潮来	341円	28,332円
明野	247円	24,884円
真壁	297円	26,774円
茨城千代田	424円	28,663円
茨城大津	427円	21,583円
茨城稲田	265円	12,526円
七郷	312円	10,925円
桂	40円	7,599円
土浦河内	180円	17,840円
美野里	235円	20,628円
新治	252円	17,712円
茨城麻生	320円	29,740円
飯富	310円	33,808円
国田	264円	16,052円
菅原	366円	46,810円
行方	215円	21,923円
蔵川	227円	23,656円
出島東	214円	9,334円
小幡	155円	36,689円
雨引	315円	10,320円
八俣	145円	16,493円
猿島	170円	51,369円
御前山	283円	11,958円
茨城三和	1,076円	18,957円
沓掛	253円	22,961円
いばらき小川	389円	40,462円
山方	444円	19,256円
水府	242円	12,204円
茨城桜川	116円	14,119円
石下	293円	28,011円
茨城美和	540円	67,343円
栃木		
宇都宮	860円	38,235円
宇都宮平出	388円	36,815円
道場宿	437円	13,113円
瑞穂野	307円	17,476円
徳次郎	739円	12,237円
砥上	843円	20,848円
江曾島	1,236円	18,975円
雀宮	1,398円	18,055円
足利	506円	39,281円
足利相生	719円	11,836円
足利西	475円	18,186円
足利南	689円	10,102円
栃木	709円	40,390円
栃木北	385円	20,636円
佐野	501円	31,766円
鹿沼	503円	34,273円
北犬飼	416円	19,463円
日光	610円	19,374円

今市	410円	31,555円
栃木小山	1,155円	47,978円
雨ヶ谷	720円	16,398円
延島	220円	21,903円
真岡	579円	26,578円
大田原2	403円	26,004円
矢板	1,163円	30,069円
黒磯	648円	27,958円
上三川	687円	32,009円
栃木河内	799円	19,073円
栃木芳賀	555円	18,771円
栃木壬生2	2,236円	23,203円
石橋	1,197円	40,966円
栃木小金井	1,000円	47,625円
新野木	1,189円	80,013円
栃木大平	637円	27,259円
岩舟	422円	34,180円
鬼怒川川治	352円	31,282円
宝積寺	514円	14,063円
栃木烏山	448円	11,987円
西那須野2	640円	19,791円
田沼	524円	20,665円
益子	622円	28,324円
間々田	519円	45,449円
栃木城山	612円	14,068円
南犬飼	584円	18,299円
氏家別	799円	27,816円
葛生2	405円	19,191円
赤見	390円	18,826円
薬師寺	314円	21,888円
小山西	233円	13,831円
卒島	446円	16,550円
栃木富田	548円	32,717円
栃木藤岡2	464円	15,472円
栃木田原	338円	18,537円
栃木西方	273円	15,983円
上河内	423円	13,809円
野崎	422円	27,639円
佐久山	224円	19,469円
片岡	497円	37,723円
東那須野	521円	17,618円
栃木梅沢	299円	28,236円
楡木	328円	17,712円
栃木大沢	406円	20,412円
伊王野2	330円	39,152円
喜連川	341円	22,772円
馬頭	360円	20,602円
黒羽	148円	17,616円
黒田原	366円	42,982円
栃木二宮	393円	22,013円
市貝	441円	20,542円
南那須	350円	22,867円
文挟	287円	28,098円
栃木粟野	498円	25,895円
玉生	426円	19,320円
熟田	240円	22,747円
栃木小川	678円	22,870円
塩原2	425円	15,894円
関谷	308円	23,249円
栃木茂木	468円	27,069円
湯津上	431円	22,734円
足尾交換局2	518円	19,771円
栃木水橋	227円	20,879円
船生	219円	20,165円
栃木大宮	319円	47,964円
川治	253円	38,445円
栃木2	811円	25,740円
那須横沢	262円	21,455円

今市	371円	28,763円
栃木小山	1,071円	44,701円
雨ヶ谷	624円	14,552円
延島	197円	18,928円
真岡	536円	23,935円
大田原2	351円	23,908円
矢板	1,165円	27,973円
黒磯	577円	25,672円
上三川	724円	30,034円
栃木河内	720円	17,261円
栃木芳賀	505円	16,996円
栃木壬生2	2,118円	21,059円
石橋	1,045円	38,088円
栃木小金井	897円	43,364円
新野木	793円	73,889円
栃木大平	568円	36,202円
岩舟	384円	30,744円
鬼怒川川治	304円	29,301円
宝積寺	802円	13,836円
栃木烏山	401円	10,345円
西那須野2	539円	17,523円
田沼	453円	18,130円
益子	541円	38,442円
間々田	482円	41,192円
栃木城山	576円	24,796円
南犬飼	507円	29,541円
氏家別	688円	26,321円
葛生2	345円	34,603円
赤見	325円	18,228円
薬師寺	309円	19,428円
小山西	210円	11,403円
卒島	391円	14,585円
栃木富田	466円	41,739円
栃木藤岡2	387円	26,033円
栃木田原	291円	16,312円
栃木西方	249円	14,027円
上河内	340円	13,029円
野崎	366円	25,271円
佐久山	200円	17,475円
片岡	377円	25,930円
東那須野	474円	15,323円
栃木梅沢	262円	26,757円
楡木	292円	17,278円
栃木大沢	341円	20,378円
伊王野2	279円	35,154円
喜連川	306円	20,831円
馬頭	328円	18,236円
黒羽	92円	27,164円
黒田原	326円	40,418円
栃木二宮	361円	36,719円
市貝	407円	18,039円
南那須	324円	20,198円
文挟	247円	26,906円
栃木粟野	450円	22,984円
玉生	380円	16,921円
熟田	179円	20,194円
栃木小川	602円	21,886円
塩原2	367円	15,479円
関谷	269円	20,811円
栃木茂木	416円	24,591円
湯津上	368円	19,882円
足尾交換局2	429円	17,065円
栃木水橋	200円	21,410円
船生	195円	17,946円
栃木大宮	247円	41,679円
川治	272円	31,778円
栃木2	709円	23,791円
那須横沢	215円	18,744円

	那須	148円	16,045円
	那須大沢	135円	26,353円
群馬	前橋	1,100円	41,928円
	野中別	1,482円	25,063円
	前橋元総社	437円	18,176円
	佐馬	616円	42,227円
	前橋芳賀	458円	27,760円
	国領	684円	38,080円
	群馬高崎	577円	50,644円
	高崎支店別1	577円	36,123円
	高崎問屋町	820円	29,635円
	倉賀野	1,316円	23,290円
	大類	1,829円	26,400円
	群馬長野	1,167円	28,568円
	桐生錦町	482円	16,156円
	桐生相生	1,095円	27,005円
	伊勢崎	790円	46,498円
	豊受	500円	50,557円
	群馬太田	1,343円	49,858円
	太田九合	1,241円	22,826円
	宝泉	681円	30,928円
	群馬沼田	931円	31,420円
	館林支別1	533円	19,943円
	群馬渋川	708円	27,324円
	群馬藤岡	559円	27,964円
	群馬富岡	320円	31,632円
	群馬安中	675円	27,236円
	新群馬町	893円	37,558円
	群馬新町	897円	16,944円
	群馬長野原	897円	23,503円
	草津温泉	468円	74,944円
	玉村	750円	61,891円
	笠懸	229円	13,978円
	大間々	1,301円	25,175円
	群馬大泉	365円	29,239円
	中之条	297円	45,508円
	高林	613円	17,127円
	毛里田	412円	23,258円
	群馬川内	734円	23,795円
	赤城	192円	31,328円
	群馬富士見	480円	33,394円
	群馬原町	177円	24,007円
	北軽井沢	60円	21,551円
栗女	478円	41,935円	
敷塚本町	166円	22,955円	
群馬板倉	1,429円	49,758円	
群馬川俣	608円	18,369円	
赤岩	493円	20,996円	
吉井	448円	25,473円	
大胡	639円	24,406円	
粕川	584円	46,440円	
榛名	957円	29,418円	
箕郷	612円	29,369円	
鬼石	296円	21,440円	
下仁田交換七	261円	41,000円	
甘楽	308円	23,875円	
松井田	754円	14,515円	
月夜野	581円	25,540円	
群馬水上	291円	23,361円	
群馬布施	949円	22,365円	
原市	414円	30,853円	
浅間高原	350円	51,284円	
子持	318円	23,595円	
群馬吉岡	519円	21,441円	
邑楽	409円	19,081円	
群馬城南	489円	32,488円	
駒形	791円	17,367円	
梅田	465円	58,789円	

	那須	132円	14,195円
	那須大沢	117円	23,675円
群馬	前橋	801円	49,624円
	野中別	1,342円	22,887円
	前橋元総社	903円	16,794円
	佐馬	577円	34,258円
	前橋芳賀	380円	25,545円
	国領	637円	30,766円
	群馬高崎	538円	49,217円
	高崎支店別1	538円	33,103円
	高崎問屋町	770円	27,803円
	倉賀野	886円	21,883円
	大類	1,439円	24,465円
	群馬長野	1,238円	26,810円
	桐生錦町	437円	14,671円
	桐生相生	889円	25,314円
	伊勢崎	627円	42,389円
	豊受	463円	47,324円
	群馬太田	992円	46,473円
	太田九合	974円	20,838円
	宝泉	589円	27,435円
	群馬沼田	1,698円	32,283円
	館林支別1	413円	18,290円
	群馬渋川	538円	25,905円
	群馬藤岡	566円	25,834円
	群馬富岡	283円	30,058円
	群馬安中	829円	27,304円
	新群馬町	834円	34,987円
	群馬新町	773円	15,797円
	群馬長野原	780円	21,654円
	草津温泉	436円	63,289円
	玉村	594円	57,736円
	笠懸	246円	13,683円
	大間々	1,025円	23,221円
	群馬大泉	334円	26,288円
	中之条	276円	40,027円
	高林	559円	16,382円
	毛里田	442円	22,009円
	群馬川内	534円	22,348円
	赤城	198円	28,344円
	群馬富士見	443円	23,864円
	群馬原町	161円	54,268円
	北軽井沢	63円	14,934円
栗女	454円	37,409円	
敷塚本町	144円	22,272円	
群馬板倉	1,121円	46,022円	
群馬川俣	514円	54,688円	
赤岩	403円	32,405円	
吉井	411円	19,870円	
大胡	555円	23,035円	
粕川	476円	43,822円	
榛名	914円	28,827円	
箕郷	572円	27,640円	
鬼石	260円	42,086円	
下仁田交換七	234円	38,234円	
甘楽	283円	24,503円	
松井田	692円	23,834円	
月夜野	491円	25,243円	
群馬水上	222円	21,830円	
群馬布施	697円	54,817円	
原市	436円	27,665円	
浅間高原	286円	36,301円	
子持	290円	21,645円	
群馬吉岡	478円	19,997円	
邑楽	373円	18,401円	
群馬城南	453円	30,920円	
駒形	908円	16,549円	
梅田	377円	53,434円	

	群馬新里	182円	79,524円
	新国定	1,214円	61,512円
	群馬境交換七	532円	28,840円
	尾島	553円	17,459円
	群馬新田	356円	20,597円
	新田金井	491円	36,045円
	新南蛇井	1,167円	65,389円
	北橋	372円	42,870円
	渋川伊香保	787円	17,345円
	群馬岩崎	240円	48,926円
	館林東	367円	55,448円
	倉淵	732円	38,207円
	磐戸	615円	42,888円
	嬭恋	1,402円	10,661円
	追貝	735円	27,166円
	片品	710円	27,148円
	伊勢崎支別1	790円	43,505円
埼玉	川越	1,714円	38,492円
	川越新宿	4,124円	52,801円
	南古谷	2,264円	46,021円
	川越霞ヶ関	3,535円	17,540円
	熊谷末広	796円	46,201円
	三ヶ尻	1,244円	29,039円
	埼玉川口	6,165円	37,198円
	川口青木	4,468円	27,729円
	川口芝	2,522円	26,891円
	安行	3,646円	35,471円
	浦和東	3,013円	30,401円
	浦和白幡	4,064円	36,904円
	浦和常盤	2,480円	38,146円
	中尾	2,640円	34,032円
	浦和美園	1,812円	158,796円
	埼玉大宮	5,184円	43,975円
	大宮東大成	2,212円	29,076円
	大宮大和田	1,757円	27,228円
	大宮指扇	1,844円	19,677円
	行田別館	959円	30,168円
	秩父	999円	38,492円
	所沢	3,949円	37,201円
	所沢元町	3,607円	29,677円
	所沢北野	2,292円	20,189円
	所沢東	2,502円	46,624円
	所沢下富	1,972円	32,349円
	飯能緑町	2,469円	34,843円
	原市場	1,035円	42,806円
	吾野	1,291円	19,787円
	加須	731円	31,984円
	加須花崎	857円	31,308円
	埼玉本庄	868円	29,037円
	東松山2	1,974円	28,906円
	岩槻	1,464円	47,761円
	和土	1,250円	23,859円
	春日部武里	1,915円	24,908円
	春日部八木崎	1,644円	41,114円
	狭山2	1,915円	20,973円
	狭山入曽	4,088円	31,816円
	埼玉羽生	800円	25,723円
	鴻巣	1,162円	31,832円
	埼玉深谷2	569円	34,443円
上尾	1,801円	34,102円	
新平方	2,417円	36,477円	
浦和与野	3,326円	25,688円	
草加局舎1	1,589円	37,781円	
草加弁天	1,637円	29,731円	
草加清門	2,450円	32,050円	
越谷	2,475円	41,597円	
越谷大里	1,564円	33,990円	
越谷蒲生	3,211円	58,169円	

	群馬新里	156円	72,658円
	新国定	959円	58,013円
	群馬境交換七	478円	20,359円
	尾島	506円	16,497円
	群馬新田	320円	19,773円
	新田金井	408円	32,524円
	新南蛇井	1,003円	61,533円
	北橋	281円	40,201円
	渋川伊香保	550円	15,572円
	群馬岩崎	211円	44,759円
	館林東	325円	50,707円
	倉淵	652円	35,143円
	磐戸	524円	38,887円
	嬭恋	1,050円	21,486円
	追貝	648円	36,247円
	片品	623円	38,675円
	伊勢崎支別1	627円	40,363円
埼玉	川越	1,554円	38,204円
	川越新宿	3,516円	47,085円
	南古谷	1,944円	46,012円
	川越霞ヶ関	3,014円	15,096円
	熊谷末広	648円	47,317円
	三ヶ尻	1,130円	23,109円
	埼玉川口	4,955円	33,484円
	川口青木	3,563円	27,662円
	川口芝	2,024円	25,066円
	安行	3,147円	32,826円
	浦和東	2,433円	40,688円
	浦和白幡	3,270円	28,871円
	浦和常盤	2,039円	31,592円
	中尾	2,228円	31,774円
	浦和美園	1,610円	78,559円
	埼玉大宮	3,530円	44,714円
	大宮東大成	1,851円	28,011円
	大宮大和田	1,483円	24,946円
	大宮指扇	1,522円	25,410円
	行田別館	822円	21,944円
	秩父	880円	32,234円
	所沢	3,073円	34,784円
	所沢元町	2,680円	34,128円
	所沢北野	1,881円	35,314円
	所沢東	1,973円	43,907円
	所沢下富	1,642円	22,786円
	飯能緑町	2,160円	30,284円
	原市場	894円	40,424円
	吾野	1,052円	18,483円
	加須	591円	40,871円
	加須花崎	711円	28,548円
	埼玉本庄	772円	26,981円
	東松山2	1,661円	26,918円
	岩槻	1,252円	40,099円
	和土	1,097円	18,789円
	春日部武里	1,676円	30,948円
	春日部八木崎	1,446円	35,935円
	狭山2	1,592円	19,442円
	狭山入曽	5,985円	31,412円
	埼玉羽生	689円	20,414円
	鴻巣	1,005円	38,983円
	埼玉深谷2	498円	29,601円
上尾	1,526円	29,011円	
新平方	1,904円	31,207円	
浦和与野	2,763円	23,428円	
草加局舎1	1,299円	30,267円	
草加弁天	1,409円	25,642円	
草加清門	2,081円	27,975円	
越谷	2,080円	39,682円	
越谷大里	2,014円	36,627円	
越谷蒲生	2,707円	56,081円	

蕨戸田	3,306円	36,680円
西戸田	2,905円	24,751円
人間	4,269円	26,535円
人間西武	1,404円	47,280円
人間宮寺	634円	28,690円
人間金子	1,254円	17,704円
鳩ヶ谷	2,742円	33,427円
朝霞	2,307円	30,254円
志木	3,741円	39,167円
新座	2,720円	32,185円
埼玉加納	414円	16,512円
桶川	1,837円	19,747円
久喜2	1,848円	42,037円
鴻巣北本	3,470円	25,527円
草加八潮	2,176円	28,966円
埼玉富士見	2,113円	31,371円
埼玉三郷	2,316円	25,588円
三郷鷹野	1,694円	26,326円
三郷小谷堀	1,558円	20,921円
蓮田	809円	20,960円
坂戸本町	1,472円	22,462円
幸手	668円	29,955円
鶴ヶ島	1,340円	24,267円
武蔵日高電2	2,876円	40,762円
埼玉吉川	1,892円	32,893円
上尾伊奈	977円	18,038円
埼玉吹上2	1,372円	40,205円
大井	3,687円	30,345円
川越三芳	1,131円	26,090円
毛呂山2	846円	40,836円
嵐山	754円	28,545円
埼玉小川別	524円	38,537円
川越川島	503円	26,813円
埼玉吉見	538円	22,223円
皆野	575円	23,327円
熊谷吉田	692円	18,679円
埼玉江南	502円	37,317円
妻沼	498円	33,473円
埼玉岡部	631円	22,015円
寄居	648円	30,348円
川里	389円	79,007円
大和根	506円	22,545円
白岡	1,743円	34,125円
菖蒲	625円	64,304円
埼玉栗橋	800円	41,827円
鷲宮	993円	19,270円
杉戸別館	1,493円	15,941円
第二松伏	1,916円	39,015円
新庄和	3,244円	57,266円
箕田	946円	17,808円
埼玉滑川	749円	36,944円
児玉	431円	18,131円
慈恩寺	509円	32,090円
神川	360円	37,469円
上里	734円	24,995円
熊谷豊里	242円	25,583円
北川辺	352円	26,145円
行田北河原	308円	39,360円
行田埼玉	531円	30,886円
加須樋遣川	280円	35,715円
高坂	1,962円	29,500円
青山	562円	28,920円
川通	567円	16,284円
みろく	187円	34,470円
埼玉平野	913円	51,168円
幸手八代	797円	37,129円
越生	554円	23,795円
埼玉玉川	597円	36,675円

蕨戸田	2,695円	32,780円
西戸田	2,435円	27,806円
人間	3,904円	22,658円
人間西武	1,238円	46,714円
人間宮寺	560円	18,709円
人間金子	1,099円	16,303円
鳩ヶ谷	2,221円	31,114円
朝霞	2,173円	27,608円
志木	3,083円	39,706円
新座	2,289円	26,393円
埼玉加納	370円	15,224円
桶川	1,526円	29,803円
久喜2	1,630円	45,703円
鴻巣北本	3,015円	23,806円
草加八潮	1,859円	23,819円
埼玉富士見	1,970円	26,385円
埼玉三郷	2,081円	22,938円
三郷鷹野	1,499円	24,120円
三郷小谷堀	1,453円	32,827円
蓮田	645円	19,098円
坂戸本町	1,237円	19,779円
幸手	551円	27,839円
鶴ヶ島	1,139円	22,241円
武蔵日高電2	2,516円	36,063円
埼玉吉川	1,654円	29,759円
上尾伊奈	870円	29,314円
埼玉吹上2	1,163円	39,439円
大井	3,101円	25,062円
川越三芳	1,023円	24,184円
毛呂山2	725円	40,517円
嵐山	674円	26,738円
埼玉小川別	469円	43,582円
川越川島	452円	25,933円
埼玉吉見	481円	21,398円
皆野	502円	21,890円
熊谷吉田	447円	16,069円
埼玉江南	515円	26,551円
妻沼	461円	22,852円
埼玉岡部	575円	27,496円
寄居	590円	26,570円
川里	334円	79,899円
大和根	469円	28,057円
白岡	1,533円	24,225円
菖蒲	536円	64,822円
埼玉栗橋	711円	36,781円
鷲宮	849円	17,765円
杉戸別館	1,266円	31,719円
第二松伏	1,639円	37,395円
新庄和	2,747円	85,233円
箕田	811円	21,988円
埼玉滑川	668円	35,614円
児玉	385円	18,747円
慈恩寺	440円	29,978円
神川	332円	38,011円
上里	652円	23,239円
熊谷豊里	224円	58,731円
北川辺	309円	23,158円
行田北河原	273円	48,801円
行田埼玉	472円	27,824円
加須樋遣川	245円	32,096円
高坂	1,694円	31,129円
青山	326円	17,865円
川通	645円	13,950円
みろく	171円	44,557円
埼玉平野	770円	100,691円
幸手八代	605円	33,817円
越生	492円	21,532円
埼玉玉川	520円	34,476円

	長瀨	887円	33,593円
	上吉田	516円	39,617円
	小鹿野	387円	29,540円
	両神	585円	40,523円
	埼玉荒川	618円	46,204円
	埼玉美里	333円	29,269円
	埼玉川本	371円	22,585円
	寄居男衾	356円	26,154円
	騎西	677円	21,827円
	高麗	1,502円	22,344円
	鳩山	457円	19,699円
	埼玉花園	406円	23,860円
	杉戸樺	1,100円	64,825円
	内間木	1,261円	28,474円
	名栗	228円	27,412円
	東秩父	692円	19,905円
	宝珠花	747円	27,906円
	さいたま新都	4,317円	193,468円
	久喜	1,848円	59,010円
千葉	千葉	1,520円	49,861円
	千葉南	1,786円	39,411円
	幕張	1,981円	61,282円
	横橋	803円	24,693円
	千葉轟	1,982円	34,667円
	桜木	2,810円	26,868円
	誉田	1,125円	33,541円
	新土気	1,729円	60,942円
	高洲	2,950円	39,687円
	稲毛	2,093円	25,609円
	銚子	695円	45,546円
	市川	3,952円	39,564円
	鬼高	3,923円	36,828円
	浦安行徳	6,114円	47,487円
	市川中山	3,679円	22,617円
	市川曾谷	4,155円	34,038円
	市川原木	2,798円	23,563円
	市川大野	2,068円	43,070円
	船橋	2,188円	43,654円
	薬園台	2,401円	27,685円
	船橋本町	4,935円	43,811円
	千葉上山	1,879円	20,773円
	千葉豊富	1,288円	159,466円
	二和	2,252円	24,511円
	館山	1,275円	30,486円
	木更津富士見	359円	26,610円
	下烏田	770円	21,315円
	矢那	576円	31,929円
	松戸	3,551円	30,289円
	五香	1,500円	16,018円
	松戸小金	1,896円	18,632円
	松戸高塚	3,923円	27,975円
	上花輪	996円	19,334円
	川間交換セン	906円	44,542円
	佐原	1,296円	28,465円
	茂原別館	838円	45,506円
	成田	1,049円	32,524円
	成田赤坂	678円	27,666円
	千葉佐倉	853円	18,165円
	志津	897円	13,758円
	馬渡	574円	23,328円
	東金別館	887円	29,087円
八日市場	657円	43,557円	
千葉旭	552円	18,845円	
習志野	2,327円	26,387円	
津田沼	3,745円	39,784円	
千葉柏	3,753円	38,633円	
逆井	2,632円	16,152円	
田中	1,422円	23,764円	

	長瀨	682円	24,590円
	上吉田	440円	35,611円
	小鹿野	347円	27,606円
	両神	494円	36,655円
	埼玉荒川	503円	43,010円
	埼玉美里	297円	38,566円
	埼玉川本	326円	20,398円
	寄居男衾	335円	25,775円
	騎西	536円	24,702円
	高麗	1,243円	24,218円
	鳩山	397円	18,239円
	埼玉花園	365円	25,354円
	杉戸樺	927円	64,702円
	内間木	1,307円	26,259円
	名栗	186円	19,133円
	東秩父	586円	17,715円
	宝珠花	675円	28,757円
	さいたま新都	6,371円	184,574円
	久喜	1,630円	60,215円
千葉	千葉	1,092円	46,581円
	千葉南	1,372円	61,582円
	幕張	2,122円	57,994円
	横橋	2,708円	22,429円
	千葉轟	1,765円	30,569円
	桜木	2,464円	25,854円
	誉田	964円	30,631円
	新土気	1,452円	57,139円
	高洲	2,611円	37,350円
	稲毛	1,735円	25,402円
	銚子	636円	42,535円
	市川	2,878円	37,003円
	鬼高	3,079円	33,777円
	浦安行徳	4,480円	43,353円
	市川中山	3,066円	21,116円
	市川曾谷	3,202円	32,828円
	市川原木	2,166円	21,116円
	市川大野	1,767円	41,443円
	船橋	1,788円	40,191円
	薬園台	2,055円	28,625円
	船橋本町	3,653円	48,893円
	千葉上山	1,624円	26,150円
	千葉豊富	1,133円	153,934円
	二和	2,232円	22,564円
	館山	1,090円	28,430円
	木更津富士見	280円	23,362円
	下烏田	650円	19,952円
	矢那	507円	29,076円
	松戸	2,807円	28,458円
	五香	1,184円	14,025円
	松戸小金	1,665円	17,761円
	松戸高塚	3,032円	26,605円
	上花輪	891円	18,260円
	川間交換セン	815円	41,884円
	佐原	1,165円	26,858円
	茂原別館	710円	42,259円
	成田	980円	30,281円
	成田赤坂	701円	24,193円
	千葉佐倉	707円	18,030円
	志津	809円	12,657円
	馬渡	517円	22,294円
	東金別館	763円	26,643円
八日市場	580円	39,950円	
千葉旭	517円	17,258円	
習志野	1,964円	26,526円	
津田沼	3,113円	36,733円	
千葉柏	3,315円	37,008円	
逆井	2,279円	15,287円	
田中	1,223円	22,116円	

豊四季	3,122円	30,759円
市原	1,302円	26,428円
千葉八幡	854円	18,686円
辰巳	946円	16,350円
瀬又	924円	17,749円
流山	1,340円	38,465円
南流山	2,754円	16,835円
千葉八千代	1,405円	17,716円
吉橋	1,445円	27,260円
米本	1,323円	64,022円
我孫子	1,600円	27,176円
鴨川	1,276円	13,116円
鎌ヶ谷	1,879円	41,929円
君津	838円	27,232円
千葉富津	463円	15,787円
浦安	4,118円	31,556円
四街道	1,233円	17,889円
袖ヶ浦	734円	20,081円
八街	427円	21,056円
千葉船穂	1,685円	29,323円
関宿	679円	36,051円
沼南	786円	16,203円
白井	1,305円	19,294円
千葉大網	1,609円	56,970円
九十九里	227円	55,175円
成東	322円	47,003円
睦沢	423円	11,020円
長生	451円	17,034円
長柄	389円	31,640円
千葉御宿	790円	31,625円
坂月	2,574円	30,432円
木更津	952円	37,522円
茂原	1,488円	64,250円
勝浦	307円	40,584円
姉崎	478円	20,349円
富里	1,438円	52,060円
千葉大原	546円	38,250円
野呂	2,043円	33,026円
千葉清川	678円	22,267円
三ツ堀	502円	11,701円
成毛	274円	16,477円
千葉三和	877円	22,277円
湖北	873円	15,551円
小名木	2,524円	27,523円
東高野	296円	40,353円
酒々井	1,407円	12,139円
小見川	462円	28,394円
十倉	304円	16,335円
千葉野尻	271円	27,820円
四木	267円	18,967円
下総	275円	14,059円
印旛	427円	42,152円
本埜	289円	26,462円
千葉山田	51円	37,131円
東庄	244円	19,079円
横芝	391円	38,488円
野栄	73円	18,252円
多古	262円	29,015円
芝山	178円	33,401円
船形	396円	34,471円
千葉一宮	530円	23,173円
本納	376円	53,787円
千葉白子	245円	25,898円
長南	130円	57,224円
夷隅	388円	25,653円
大多喜	403円	18,017円
白里	227円	47,257円
山武北	240円	20,739円

豊四季	2,672円	29,009円
市原	1,086円	26,926円
千葉八幡	713円	16,555円
辰巳	804円	43,220円
瀬又	781円	16,200円
流山	1,196円	36,315円
南流山	2,402円	15,077円
千葉八千代	1,220円	41,386円
吉橋	1,253円	24,717円
米本	1,178円	47,710円
我孫子	1,418円	25,460円
鴨川	1,137円	11,936円
鎌ヶ谷	1,509円	39,131円
君津	730円	25,679円
千葉富津	415円	15,221円
浦安	2,968円	30,159円
四街道	1,143円	16,031円
袖ヶ浦	641円	20,132円
八街	390円	19,510円
千葉船穂	1,477円	27,066円
関宿	603円	33,085円
沼南	697円	16,339円
白井	1,124円	18,290円
千葉大網	1,417円	53,272円
九十九里	195円	40,500円
成東	287円	24,326円
睦沢	372円	59,667円
長生	386円	16,686円
長柄	338円	28,487円
千葉御宿	706円	18,955円
坂月	2,143円	28,056円
木更津	761円	35,040円
茂原	1,236円	60,269円
勝浦	295円	34,551円
姉崎	412円	18,974円
富里	1,316円	49,641円
千葉大原	467円	38,151円
野呂	1,708円	33,140円
千葉清川	587円	20,773円
三ツ堀	440円	59,545円
成毛	250円	16,464円
千葉三和	752円	20,585円
湖北	794円	14,331円
小名木	2,110円	25,065円
東高野	266円	37,180円
酒々井	1,238円	11,316円
小見川	400円	28,281円
十倉	273円	42,151円
千葉野尻	233円	26,660円
四木	218円	18,640円
下総	238円	13,488円
印旛	371円	39,723円
本埜	254円	24,588円
千葉山田	54円	34,509円
東庄	226円	17,941円
横芝	355円	27,019円
野栄	67円	16,347円
多古	236円	20,278円
芝山	162円	21,752円
船形	360円	16,710円
千葉一宮	472円	20,980円
本納	331円	38,339円
千葉白子	210円	23,589円
長南	124円	54,225円
夷隅	275円	24,740円
大多喜	346円	16,934円
白里	196円	44,133円
山武北	184円	79,266円

第二成東	195円	34,818円
有秋	994円	25,247円
千倉	279円	30,617円
三里塚	382円	46,258円
千葉岩根	212円	47,123円
塚原	686円	13,380円
天羽	926円	35,165円
大佐和	246円	15,050円
安食	331円	31,262円
千葉飯岡	253円	19,561円
岬	180円	15,973円
鋸南	206円	20,667円
扇島	269円	36,066円
香取	581円	19,295円
千葉末吉	484円	15,119円
久留里	846円	33,748円
千葉清和	401円	24,508円
広岡	541円	13,069円
千葉平川	253円	25,961円
千潟	326円	29,566円
連沼	229円	25,997円
給田	196円	8,419円
印西	530円	44,490円
丸山	88円	48,188円
岩戸	391円	7,959円
千葉茅野	497円	36,591円
千葉岩井	154円	22,661円
千葉光	241円	25,515円
千葉和田	1,030円	19,356円
天津小湊	427円	33,924円
八日市場北	456円	32,396円
富浦	744円	42,960円
北多古	207円	19,258円
木更津佐貫	724円	31,596円
木更津三芳	499円	25,349円
千葉白浜	561円	39,554円
千葉七浦	427円	22,957円
犬石	241円	49,254円
西岬	221円	55,511円
千葉龜山	410円	18,232円
千葉興津	573円	17,234円
布佐	566円	48,623円
千葉牛久	414円	24,189円
千葉戸田	633円	12,390円
江見	435円	18,747円
千葉金谷	1,205円	24,184円
峰上	447円	13,994円
海上	592円	24,799円
北光	184円	23,610円
大原山田	928円	28,296円
千葉小湊	423円	13,451円
鶴舞	525円	12,160円
高滝	479円	13,005円
月崎	372円	21,815円
九美上	252円	20,200円
殿廻	334円	165,465円
平三	566円	14,911円
大栄	151円	17,444円
栗源	436円	16,809円
千葉松尾	419円	24,271円
北芝山	249円	33,761円
南羽鳥	245円	20,366円
東京		
大手町FS	57,855円	145,305円
霞ヶ関	53,802円	52,523円
神田	14,659円	26,665円
駿河台	11,590円	22,330円
九段	9,600円	19,906円

第二成東	173円	33,140円
有秋	843円	22,799円
千倉	252円	28,653円
三里塚	375円	39,425円
千葉岩根	192円	43,783円
塚原	613円	39,049円
天羽	854円	31,757円
大佐和	241円	24,078円
安食	304円	28,341円
千葉飯岡	237円	17,777円
岬	162円	15,483円
鋸南	190円	19,205円
扇島	223円	33,260円
香取	506円	16,853円
千葉末吉	450円	14,557円
久留里	760円	28,440円
千葉清和	359円	23,807円
広岡	456円	67,933円
千葉平川	219円	24,616円
千潟	306円	28,059円
連沼	202円	24,996円
給田	175円	61,417円
印西	546円	30,479円
丸山	55円	27,749円
岩戸	342円	37,203円
千葉茅野	452円	24,776円
千葉岩井	83円	21,201円
千葉光	210円	23,924円
千葉和田	920円	17,923円
天津小湊	388円	31,666円
八日市場北	389円	29,416円
富浦	674円	40,680円
北多古	185円	16,980円
木更津佐貫	667円	30,832円
木更津三芳	693円	23,826円
千葉白浜	497円	19,768円
千葉七浦	384円	20,364円
犬石	214円	28,582円
西岬	193円	34,717円
千葉龜山	341円	36,748円
千葉興津	508円	17,061円
布佐	461円	46,727円
千葉牛久	349円	22,886円
千葉戸田	544円	10,173円
江見	383円	17,269円
千葉金谷	1,070円	42,087円
峰上	408円	11,665円
海上	513円	22,771円
北光	157円	22,026円
大原山田	776円	78,017円
千葉小湊	371円	64,689円
鶴舞	439円	69,390円
高滝	410円	10,805円
月崎	308円	73,111円
九美上	236円	18,112円
殿廻	311円	156,960円
平三	470円	65,346円
大栄	162円	16,817円
栗源	374円	14,328円
千葉松尾	373円	23,013円
北芝山	231円	31,553円
南羽鳥	221円	18,195円
鷗川仲	361円	33,320円
東京		
大手町FS	53,800円	141,029円
霞ヶ関	29,055円	47,253円
神田	8,932円	24,639円
駿河台	10,251円	20,613円
九段	7,121円	19,604円

丸の内	28,335円	30,203円
京橋	11,341円	48,602円
銀座	48,962円	41,643円
東銀座	34,735円	25,125円
東京築地	8,703円	45,218円
茅場町	7,945円	30,466円
晴海	7,444円	26,734円
東京浜町	4,396円	25,848円
芝	7,235円	31,417円
東京赤坂	16,146円	43,559円
東京青山	33,308円	40,127円
白金	20,459円	25,474円
東京三田	10,010円	33,156円
新宿	18,720円	29,147円
東京大久保	11,964円	43,504円
四谷	8,346円	35,797円
牛込	5,589円	31,980円
西新宿	26,295円	36,055円
小石川	8,886円	36,865円
東京大塚	6,671円	37,675円
駒込第2	7,925円	27,004円
東京上野	18,230円	26,948円
浅草	3,616円	38,082円
吉原	2,703円	35,924円
墨田	4,830円	44,881円
本所	3,612円	35,797円
向島	4,446円	30,446円
江東	5,168円	33,977円
東京深川	4,632円	30,452円
東京城東	4,477円	62,699円
江東辰巳	3,251円	19,339円
東京新有明	10,580円	56,415円
東京大崎	9,030円	42,194円
荏原	6,606円	32,478円
品川	7,229円	32,065円
大田支店埠頭	3,441円	33,522円
自由ヶ丘	8,663円	37,022円
目黒本館	6,486円	41,613円
蒲田	7,329円	41,255円
東京大森	6,563円	34,117円
馬込	6,071円	36,986円
池上	6,691円	40,879円
羽田	5,736円	38,897円
田園調布	18,593円	74,418円
雪ヶ谷	6,516円	33,294円
矢口	5,016円	43,011円
世田谷	7,614円	53,293円
成城	9,101円	31,854円
砧	7,457円	36,822円
弦巻	7,353円	29,447円
東京烏山	7,568円	26,363円
東京玉川	15,115円	30,283円
東京瀬田	5,281円	31,263円
上北沢	7,626円	25,156円
松沢ビル2	5,460円	30,364円
東渋谷	31,691円	38,204円
代々木	10,143円	29,305円
渋谷	24,050円	45,153円
東京野方	7,959円	53,431円
東京中野	10,207円	41,866円
高円寺	6,795円	32,685円
杉並	5,219円	38,852円
井草	11,893円	32,717円
荻窪	3,882円	29,964円
久我山	7,057円	42,700円
池袋	5,377円	142,359円
巣鴨	4,135円	34,934円
落合別館	6,446円	31,343円

丸の内	15,158円	33,501円
京橋	5,927円	44,893円
銀座	31,996円	38,673円
東銀座	20,990円	21,133円
東京築地	4,658円	44,708円
茅場町	7,897円	27,918円
晴海	5,355円	25,451円
東京浜町	3,304円	24,072円
芝	12,628円	28,686円
東京赤坂	9,129円	40,711円
東京青山	24,452円	37,608円
白金	24,877円	24,338円
東京三田	6,232円	32,145円
新宿	16,478円	26,164円
東京大久保	9,011円	42,038円
四谷	5,548円	32,839円
牛込	2,912円	28,282円
西新宿	16,443円	32,124円
小石川	5,274円	34,534円
東京大塚	6,585円	33,641円
駒込第2	5,283円	24,599円
東京上野	22,449円	27,101円
浅草	2,345円	33,558円
吉原	1,407円	34,682円
墨田	4,399円	41,367円
本所	2,335円	32,762円
向島	3,929円	27,704円
江東	4,107円	31,719円
東京深川	4,152円	28,490円
東京城東	3,948円	57,238円
江東辰巳	2,243円	17,689円
東京新有明	7,284円	47,857円
東京大崎	6,077円	41,524円
荏原	4,477円	29,948円
品川	5,719円	29,998円
大田支店埠頭	3,015円	31,199円
自由ヶ丘	5,397円	33,828円
目黒本館	5,314円	39,110円
蒲田	6,865円	38,635円
東京大森	6,575円	29,087円
馬込	5,836円	34,481円
池上	4,792円	38,316円
羽田	5,148円	32,485円
田園調布	16,968円	57,152円
雪ヶ谷	5,178円	30,903円
矢口	3,681円	30,077円
世田谷	5,593円	51,745円
成城	6,996円	29,667円
砧	4,541円	33,981円
弦巻	5,396円	27,028円
東京烏山	6,541円	23,847円
東京玉川	10,980円	28,077円
東京瀬田	4,059円	29,590円
上北沢	4,987円	23,391円
松沢ビル2	3,936円	28,127円
東渋谷	20,730円	36,558円
代々木	6,839円	28,016円
渋谷	27,718円	42,019円
東京野方	5,873円	50,600円
東京中野	6,064円	38,418円
高円寺	5,378円	31,211円
杉並	3,925円	36,402円
井草	8,835円	30,587円
荻窪	2,614円	29,145円
久我山	4,231円	39,306円
池袋	3,358円	101,404円
巣鴨	2,449円	31,522円
落合別館	5,113円	28,716円

十条	5,801円	40,057円
王子	2,895円	61,179円
田端尾久	4,457円	30,674円
赤羽営業別館	4,734円	30,372円
東京荒川	2,531円	43,750円
板橋	4,377円	51,993円
成増	5,612円	36,272円
志村	4,499円	37,955円
南板橋別館	6,160円	22,245円
北町	3,873円	40,550円
練馬	8,209円	51,090円
東京大泉	5,276円	35,260円
関町	5,417円	34,250円
西練馬	5,242円	28,451円
石神井	4,603円	50,223円
梅島	3,616円	45,792円
千住	4,265円	34,387円
西新井	3,312円	32,980円
竹の塚	3,610円	32,398円
東京綾瀬	2,715円	51,736円
葛飾	4,348円	40,048円
亀有	3,913円	29,423円
金町	4,832円	36,268円
江戸川別館	3,566円	36,909円
小岩	4,650円	41,891円
葛西	3,469円	35,143円
東江戸川	3,045円	41,720円
八王子元横山	4,105円	26,155円
八王子浅川	2,245円	25,185円
八王子明神	2,414円	24,373円
八王子由木	3,180円	26,025円
八王子片倉	5,875円	54,581円
八王子瀧山	2,579円	26,712円
八王子新明神	4,090円	39,800円
立川砂川	3,753円	25,763円
新立川	6,469円	30,154円
武蔵野	15,140円	27,642円
吉祥寺	7,696円	52,052円
武蔵境	5,322円	27,170円
三鷹	5,263円	34,095円
青梅	1,253円	17,170円
青梅東	976円	13,391円
武蔵府中	5,077円	28,253円
昭島	6,769円	35,816円
調布	4,672円	41,258円
町田	4,252円	34,412円
鶴川	4,249円	32,822円
町田忠生	2,022円	31,145円
町田北忠生	4,722円	27,702円
町田鶴間	2,491円	29,901円
小金井	11,745円	29,994円
東京小平	3,520円	32,742円
東京日野	6,572円	27,364円
日野高幡	4,477円	24,976円
東村山	3,026円	48,196円
東京国分寺	5,066円	35,013円
国立	4,714円	38,743円
田無	3,751円	34,785円
保谷	3,647円	20,938円
福生	2,883円	31,647円
狛江	3,689円	30,993円
村山大和	2,807円	36,007円
清瀬	2,880円	25,945円
東久留米	3,258円	46,517円
武蔵村山	5,905円	27,540円
多摩	3,054円	36,435円
稲城長沼	4,479円	23,141円
稲城坂浜	7,812円	28,288円

十条	3,159円	36,213円
王子	1,748円	51,589円
田端尾久	4,235円	30,806円
赤羽営業別館	3,806円	28,687円
東京荒川	1,508円	39,266円
板橋	3,018円	49,597円
成増	4,470円	33,625円
志村	3,565円	35,182円
南板橋別館	5,170円	20,264円
北町	2,328円	37,624円
練馬	8,028円	53,397円
東京大泉	3,623円	35,766円
関町	4,337円	31,990円
西練馬	4,130円	26,200円
石神井	3,493円	47,035円
梅島	3,972円	43,350円
千住	3,601円	32,906円
西新井	3,432円	29,835円
竹の塚	3,128円	30,254円
東京綾瀬	1,837円	44,929円
葛飾	3,695円	36,754円
亀有	3,075円	27,129円
金町	4,398円	33,325円
江戸川別館	3,049円	34,054円
小岩	3,918円	38,186円
葛西	3,037円	34,864円
東江戸川	2,703円	39,563円
八王子元横山	3,002円	29,718円
八王子浅川	1,894円	22,797円
八王子明神	1,369円	23,167円
八王子由木	2,279円	27,212円
八王子片倉	5,205円	51,372円
八王子瀧山	2,059円	24,218円
八王子新明神	2,867円	36,936円
立川砂川	2,719円	23,641円
新立川	5,907円	24,269円
武蔵野	11,591円	27,617円
吉祥寺	4,637円	47,630円
武蔵境	2,947円	25,390円
三鷹	5,986円	31,846円
青梅	1,134円	16,392円
青梅東	723円	12,291円
武蔵府中	2,585円	25,572円
昭島	5,664円	34,537円
調布	3,932円	39,320円
町田	4,016円	31,935円
鶴川	4,545円	27,791円
町田忠生	1,365円	28,513円
町田北忠生	4,138円	24,118円
町田鶴間	2,326円	29,015円
小金井	9,661円	30,241円
東京小平	3,062円	26,179円
東京日野	4,417円	24,253円
日野高幡	3,347円	22,871円
東村山	2,544円	35,563円
東京国分寺	4,984円	32,345円
国立	3,492円	36,160円
田無	2,673円	32,004円
保谷	2,921円	29,579円
福生	1,762円	29,383円
狛江	3,343円	28,357円
村山大和	2,695円	30,092円
清瀬	2,625円	19,918円
東久留米	3,138円	43,236円
武蔵村山	5,212円	24,464円
多摩	2,913円	34,050円
稲城長沼	4,051円	21,791円
稲城坂浜	6,613円	25,914円

	福生秋川	3,527円	19,427円
	福生羽村	6,275円	20,468円
	福生瑞穂	3,363円	14,690円
	福生日の出	2,094円	31,127円
	八王子恩方	3,549円	23,863円
	伊豆大島	441円	42,040円
	三宅島	232円	49,147円
	八丈島	717円	38,478円
	九段別棟	9,600円	164,414円
	五日市	2,253円	39,998円
	東京大崎2	9,030円	60,597円
	蔵前	4,390円	76,356円
	八王子下川口	2,055円	33,976円
	青梅吉野	2,959円	18,980円
	八王子本館	1,623円	38,195円
	中ノ郷	388円	248,106円
	青梅小菅木	799円	19,690円
	青梅沢井	1,345円	16,594円
	福生椋原	1,113円	54,326円
	青梅奥多摩	1,668円	20,627円
	青梅古里	1,930円	33,610円
	東江戸川別館	3,045円	42,844円
神奈川	相模原	1,495円	37,038円
	相模大野	3,150円	16,926円
	神奈川橋本	3,597円	33,744円
	相模原田名	1,510円	16,857円
	相模原麻溝	1,815円	23,978円
	新相模原	4,220円	43,326円
	津久井城山	1,810円	47,737円
	津久井	1,041円	16,468円
	鶴見営業所2	4,246円	39,692円
	東寺尾	6,535円	14,263円
	松見	4,022円	41,853円
	横浜北	6,596円	72,441円
	神奈川新町	2,710円	36,672円
	横浜中	2,898円	66,581円
	本牧	5,226円	13,640円
	横浜長者町	2,309円	28,990円
	横浜港	2,898円	30,600円
	横浜南	2,174円	38,551円
	保土ヶ谷	2,022円	52,501円
	希望が丘西谷	3,849円	12,063円
	横浜今井	3,267円	29,693円
	磯子	2,277円	31,389円
	杉田	11,948円	32,583円
	横浜金沢	1,793円	35,051円
	港北NT	4,827円	54,126円
	綱島	3,904円	62,899円
	日吉	11,692円	46,472円
	小机	5,278円	40,934円
	東山田	5,980円	32,191円
	戸塚	2,938円	66,295円
	神奈川平戸	3,574円	27,509円
	小雀	3,029円	22,072円
	港南	3,784円	31,461円
	港洋	7,737円	30,522円
	希望が丘	2,947円	48,740円
	神奈川若葉台	4,874円	40,053円
	都岡	2,415円	20,629円
	神奈川中山	4,654円	59,183円
	美しが丘	4,864円	33,149円
	長津田	4,016円	33,268円
	谷本	7,355円	51,127円
	荏田	7,712円	21,069円
	すみよし台	9,419円	28,332円
	瀬谷	2,655円	35,313円
	戸塚本郷	2,367円	34,983円

	福生秋川	2,375円	17,848円
	福生羽村	5,018円	18,816円
	福生瑞穂	2,922円	27,710円
	福生日の出	1,731円	29,630円
	八王子恩方	2,841円	22,462円
	伊豆大島	367円	43,673円
	三宅島	214円	48,928円
	八丈島	619円	35,620円
	九段別棟	7,121円	148,744円
	五日市	1,805円	38,267円
	東京大崎2	6,077円	56,163円
	蔵前	3,263円	102,820円
	八王子下川口	1,632円	38,734円
	青梅吉野	2,522円	16,578円
	八王子本館	1,263円	35,254円
	中ノ郷	321円	224,777円
	青梅小菅木	731円	18,581円
	青梅沢井	1,283円	129,905円
	福生椋原	946円	38,761円
	青梅奥多摩	1,461円	20,247円
	青梅古里	1,651円	44,860円
	東江戸川別館	2,703円	39,968円
	津久井青野原	1,284円	23,025円
神奈川	相模原	1,325円	34,300円
	相模大野	2,710円	15,539円
	神奈川橋本	3,095円	30,050円
	相模原田名	1,361円	15,396円
	相模原麻溝	1,627円	21,926円
	新相模原	3,620円	40,877円
	津久井城山	1,515円	35,817円
	津久井	917円	15,694円
	鶴見営業所2	3,252円	36,980円
	東寺尾	5,257円	13,233円
	松見	3,433円	38,240円
	横浜北	5,614円	54,677円
	神奈川新町	2,233円	33,756円
	横浜中	2,065円	54,477円
	本牧	4,243円	11,643円
	横浜長者町	1,835円	26,253円
	横浜港	2,065円	28,333円
	横浜南	1,907円	35,907円
	保土ヶ谷	1,692円	49,209円
	希望が丘西谷	3,309円	16,591円
	横浜今井	2,855円	27,311円
	磯子	1,921円	28,915円
	杉田	10,122円	29,085円
	横浜金沢	1,548円	32,482円
	港北NT	3,781円	51,431円
	綱島	3,247円	50,912円
	日吉	9,817円	51,045円
	小机	4,579円	34,281円
	東山田	5,076円	30,671円
	戸塚	2,655円	67,712円
	神奈川平戸	3,005円	25,604円
	小雀	2,704円	20,179円
	港南	3,253円	29,119円
	港洋	6,583円	27,732円
	希望が丘	2,535円	44,556円
	神奈川若葉台	4,188円	37,978円
	都岡	2,180円	19,104円
	神奈川中山	3,846円	48,735円
	美しが丘	3,712円	30,993円
	長津田	3,256円	30,623円
	谷本	5,866円	46,550円
	荏田	6,143円	20,025円
	すみよし台	7,729円	25,241円
	瀬谷	2,303円	31,524円
	戸塚本郷	2,102円	26,611円

神奈川泉	5,804円	37,860円
岡津	3,643円	29,617円
渡田	3,740円	36,101円
川崎臨港	4,008円	20,678円
川崎別館	2,948円	39,469円
幸	4,194円	22,863円
幸加瀬	3,645円	24,780円
川崎北	5,978円	36,413円
川崎北木月	4,658円	23,964円
溝ノ口	4,972円	63,266円
神奈川大塚	3,646円	28,559円
川崎北子母口	4,224円	21,456円
登戸	8,366円	29,470円
菅	3,507円	23,625円
川崎北菅生	2,661円	35,119円
登戸百合ヶ丘	3,519円	40,924円
柿生	5,201円	38,965円
横須賀南	2,376円	29,235円
衣笠	2,356円	27,297円
横須賀別館	2,261円	34,335円
追浜	2,491円	22,144円
南久里浜	1,925円	34,036円
武山	1,461円	22,826円
野比	2,201円	35,482円
平塚	3,705円	46,985円
平塚中里	2,502円	37,433円
田村	2,091円	25,835円
新金目	1,970円	32,769円
神奈川鎌倉	4,106円	26,994円
大船	4,083円	39,333円
鎌倉腰越	3,109円	40,991円
神奈川藤沢	2,481円	60,867円
藤沢支別棟C	2,481円	41,009円
長後宮別棟	1,873円	32,052円
藤沢新辻堂	7,761円	27,277円
善行	2,711円	25,913円
御所見	1,185円	31,393円
大庭	3,123円	30,323円
小田原	1,284円	51,952円
国府津	2,401円	30,607円
小田原谷津	2,216円	21,043円
小田原橋	1,459円	54,186円
富水	933円	23,010円
茅ヶ崎	3,524円	55,407円
茅ヶ崎松林	3,263円	33,129円
豆子	4,024円	20,476円
神奈川三浦	1,180円	29,522円
南下浦3	1,336円	38,030円
秦野	1,462円	22,142円
西秦野	1,839円	97,580円
鶴巻	5,096円	36,023円
北秦野	1,566円	47,837円
厚木支別棟	2,282円	44,900円
厚木岡田	1,961円	37,247円
荻野	1,511円	23,181円
依知	1,336円	39,976円
菱名	1,114円	25,003円
神奈川大和	1,583円	35,862円
大和下鶴間	2,363円	33,399円
桜ヶ丘	2,359円	32,473円
伊勢原	2,242円	39,012円
海老名	2,566円	29,415円
中河内	2,417円	31,998円
座間	2,291円	33,141円
南足柄別館	1,901円	35,528円
神奈川綾瀬	1,851円	28,482円
神奈川葉山	2,404円	83,139円
東葉山	1,951円	20,506円

神奈川泉	5,170円	35,346円
岡津	3,153円	68,411円
渡田	3,176円	33,857円
川崎臨港	3,724円	19,345円
川崎別館	2,446円	34,480円
幸	3,643円	22,200円
幸加瀬	3,172円	24,711円
川崎北	4,691円	33,333円
川崎北木月	4,080円	22,511円
溝ノ口	3,920円	49,288円
神奈川大塚	3,104円	26,852円
川崎北子母口	3,479円	21,202円
登戸	10,624円	28,354円
菅	3,023円	21,660円
川崎北菅生	2,287円	31,576円
登戸百合ヶ丘	3,061円	37,181円
柿生	4,395円	37,243円
横須賀南	2,137円	28,904円
衣笠	2,082円	25,839円
横須賀別館	1,952円	33,213円
追浜	2,165円	20,157円
南久里浜	1,746円	31,436円
武山	1,299円	20,278円
野比	2,002円	32,865円
平塚	3,160円	38,491円
平塚中里	2,331円	35,301円
田村	2,003円	23,932円
新金目	1,799円	30,817円
神奈川鎌倉	3,496円	25,104円
大船	3,503円	37,437円
鎌倉腰越	2,740円	38,287円
神奈川藤沢	2,079円	54,369円
藤沢支別棟C	2,079円	38,343円
長後宮別棟	1,705円	29,444円
藤沢新辻堂	6,774円	26,028円
善行	2,415円	25,422円
御所見	1,071円	28,337円
大庭	2,738円	27,066円
小田原	1,160円	47,190円
国府津	2,238円	53,553円
小田原谷津	2,069円	21,514円
小田原橋	1,294円	37,421円
富水	847円	20,676円
茅ヶ崎	3,021円	37,975円
茅ヶ崎松林	2,905円	31,394円
豆子	3,424円	18,564円
神奈川三浦	1,090円	28,988円
南下浦3	1,211円	34,960円
秦野	1,338円	20,216円
西秦野	1,714円	92,939円
鶴巻	4,728円	34,835円
北秦野	1,430円	30,526円
厚木支別棟	1,999円	40,763円
厚木岡田	1,665円	34,611円
荻野	1,369円	20,706円
依知	1,224円	31,953円
菱名	1,000円	23,764円
神奈川大和	1,423円	26,527円
大和下鶴間	2,424円	32,059円
桜ヶ丘	2,128円	29,609円
伊勢原	2,036円	36,523円
海老名	2,351円	27,289円
中河内	2,187円	29,292円
座間	2,039円	70,911円
南足柄別館	1,669円	32,439円
神奈川綾瀬	1,666円	22,363円
神奈川葉山	2,124円	79,000円
東葉山	1,770円	18,765円

	寒川	1,683円	24,105円
	大磯	2,781円	64,226円
	二宮	3,181円	25,795円
	神奈川中井	596円	57,918円
	松田	1,472円	35,009円
	神奈川山北	915円	69,758円
	箱根	904円	42,634円
	湯河原別館	1,475円	21,176円
	神奈川中津	1,092円	31,716円
	神奈川田浦	1,165円	18,342円
	愛川	716円	59,793円
	下曽我	1,775円	57,491円
	箱根町	1,209円	132,987円
	湯本	1,339円	26,254円
	真鶴	1,156円	39,877円
	八王子内郷	617円	27,004円
	八王子藤野	986円	19,870円
	松輪	1,570円	79,929円
	日吉営業所B	9,742円	42,430円
新潟	仙石原	1,105円	87,615円
	関屋	1,066円	27,823円
	坂井輪	1,611円	32,934円
	新潟東	198円	51,633円
	小金	734円	23,979円
	山二ツ	1,236円	34,989円
	新潟	861円	41,302円
	長岡	629円	32,739円
	関原	383円	29,594円
	南長岡	618円	30,282円
	西長岡	717円	42,461円
	北長岡	622円	24,578円
	三条	937円	28,756円
	柏崎別	705円	24,472円
	新発田	571円	37,517円
	新津	679円	20,923円
	小千谷	621円	36,317円
	越後加茂	377円	28,922円
	十日町	454円	20,895円
	見附	224円	26,465円
	村上	688円	26,017円
	廿六木	820円	9,334円
	糸魚川別	897円	23,580円
	新井	558円	27,815円
	五泉西	819円	39,101円
	越後白根	689円	35,396円
	上越	823円	30,463円
	高田	602円	24,441円
	聖籠	429円	38,903円
	越後亀田	598円	27,195円
	越後吉田	383円	10,741円
	巻	620円	32,104円
南三条	402円	36,097円	
越後湯沢	475円	22,870円	
塩沢	467円	30,184円	
六日町	1,448円	53,750円	
越後大崎	398円	72,676円	
安塚	110円	28,536円	
佐和田南	1,109円	60,313円	
両津	427円	21,347円	
小出	567円	19,227円	
内野交換所2	1,009円	78,852円	
南新潟	283円	12,501円	
与板	345円	14,897円	
和島	153円	24,099円	
第二三条	614円	25,411円	
川東	87円	18,133円	
紫雲寺	87円	24,928円	
中条	532円	18,479円	

	寒川	1,604円	25,692円
	大磯	2,564円	50,614円
	二宮	2,919円	24,326円
	神奈川中井	537円	37,925円
	松田	1,350円	28,350円
	神奈川山北	835円	43,285円
	箱根	843円	39,208円
	湯河原別館	1,308円	23,087円
	神奈川中津	1,003円	29,297円
	神奈川田浦	1,066円	16,917円
	愛川	657円	66,461円
	下曽我	1,583円	37,309円
	箱根町	1,107円	80,566円
	湯本	1,194円	23,875円
	真鶴	1,058円	34,177円
	八王子内郷	549円	38,462円
	八王子藤野	843円	47,155円
	松輪	1,403円	44,763円
	日吉営業所B	8,182円	39,306円
新潟	仙石原	1,005円	80,095円
	関屋	1,046円	26,094円
	坂井輪	1,403円	30,128円
	新潟東	172円	46,788円
	小金	702円	19,331円
	山二ツ	1,123円	32,534円
	新潟	790円	35,906円
	長岡	594円	33,142円
	関原	368円	27,636円
	南長岡	549円	27,990円
	西長岡	825円	38,768円
	北長岡	537円	25,652円
	三条	825円	24,204円
	柏崎別	648円	22,643円
	新発田	505円	32,948円
	新津	606円	17,940円
	小千谷	499円	26,926円
	越後加茂	490円	26,872円
	十日町	435円	17,916円
	見附	192円	22,621円
	村上	625円	26,258円
	廿六木	668円	21,953円
	糸魚川別	726円	19,338円
	新井	442円	18,739円
	五泉西	684円	27,223円
	越後白根	613円	32,826円
	上越	729円	30,113円
	高田	533円	22,030円
	聖籠	297円	29,197円
	越後亀田	528円	25,595円
	越後吉田	317円	10,756円
	巻	379円	25,250円
南三条	260円	33,308円	
越後湯沢	415円	21,270円	
塩沢	433円	28,040円	
六日町	1,395円	49,006円	
越後大崎	338円	68,304円	
安塚	84円	26,839円	
佐和田南	900円	43,072円	
両津	501円	19,177円	
小出	516円	17,491円	
内野交換所2	971円	66,357円	
南新潟	250円	10,782円	
与板	265円	13,323円	
和島	102円	21,372円	
第二三条	548円	23,925円	
川東	78円	15,609円	
紫雲寺	135円	30,812円	
中条	462円	18,367円	

大野町	457円	30,092円
松浜東	437円	20,095円
越後豊栄	593円	19,508円
石山東	1,284円	29,676円
下田第一	882円	44,067円
今町	519円	27,092円
水原	576円	44,629円
横越	394円	29,329円
分水	438円	28,837円
田上	401円	24,176円
寺泊	235円	24,613円
堀之内	415円	36,857円
村松	346円	28,471円
越後安田	437円	27,800円
小須戸	500円	31,163円
弥彦	420円	14,550円
岩室	196円	24,816円
越後荒川	283円	21,308円
津川	334円	31,820円
月岡	394円	28,027円
刈羽	473円	44,056円
千手	259円	26,923円
栃尾	998円	17,625円
越後曾根	347円	30,077円
月潟	140円	21,166円
越後三川	248円	38,469円
出雲崎	333円	29,118円
石打	394円	38,199円
津南	576円	104,183円
越後板倉	112円	27,237円
関川	301円	33,967円
新潟朝日	59円	29,601円
岩船	313円	25,248円
土市	250円	31,348円
京ヶ瀬	321円	21,522円
脇野町	309円	56,631円
越後川口	349円	36,981円
広神	313円	40,982円
土樽	401円	33,396円
越後大和	674円	27,139円
越後大潟	465円	41,554円
頸城	225円	31,364円
神林	131円	25,118円
菅谷	384円	26,809円
鯖石	305円	27,314円
太郎代	229円	18,971円
越路	516円	26,878円
能生	249円	24,924円
青海	174円	18,407円
妙高高原	383円	18,659円
越後三和	208円	44,685円
越後小国	490円	28,679円
楡島	295円	30,836円
越後三国	232円	38,826円
越後松代	324円	24,392円
松之山	206円	49,665円
越後山北	1,353円	35,607円
越後片貝	360円	38,763円
乙	156円	49,577円
越後黒川	584円	23,545円
守門	205円	40,626円
城内	235円	77,321円
五日町	223円	35,447円
高柳	246円	37,839円
越後西山	216円	38,244円
越後中郷	123円	28,702円
妙高	363円	41,747円
梶屋敷	298円	30,422円

大野町	430円	29,094円
松浜東	389円	17,912円
越後豊栄	495円	16,635円
石山東	1,225円	26,921円
下田第一	743円	40,260円
今町	502円	24,907円
水原	556円	43,455円
横越	379円	24,615円
分水	410円	27,428円
田上	360円	22,267円
寺泊	194円	22,638円
堀之内	386円	34,454円
村松	326円	21,882円
越後安田	394円	25,901円
小須戸	463円	21,297円
弥彦	378円	13,716円
岩室	181円	22,928円
越後荒川	443円	48,149円
津川	380円	29,815円
月岡	333円	27,627円
刈羽	375円	41,413円
千手	207円	24,801円
栃尾	842円	24,615円
越後曾根	318円	27,628円
月潟	124円	19,092円
越後三川	222円	35,802円
出雲崎	291円	26,574円
石打	325円	35,583円
津南	479円	85,460円
越後板倉	77円	25,167円
関川	380円	37,284円
新潟朝日	52円	27,352円
岩船	274円	23,467円
土市	235円	29,179円
京ヶ瀬	290円	19,006円
脇野町	224円	52,596円
越後川口	317円	34,234円
広神	203円	58,032円
土樽	319円	31,099円
越後大和	418円	25,304円
越後大潟	387円	34,823円
頸城	206円	28,897円
神林	104円	22,206円
菅谷	329円	24,715円
鯖石	267円	25,254円
太郎代	195円	17,556円
越路	438円	24,860円
能生	213円	22,980円
青海	107円	17,236円
妙高高原	337円	17,316円
越後三和	183円	36,965円
越後小国	439円	26,481円
楡島	253円	28,547円
越後三国	180円	36,101円
越後松代	283円	22,365円
松之山	186円	46,407円
越後山北	1,090円	41,854円
越後片貝	338円	36,266円
乙	134円	45,287円
越後黒川	496円	21,857円
守門	161円	58,318円
城内	183円	67,666円
五日町	197円	32,857円
高柳	157円	35,072円
越後西山	182円	35,651円
越後中郷	111円	26,697円
妙高	323円	34,859円
梶屋敷	258円	53,827円

	佐渡小木	982円	31,946円
	佐渡相川	691円	17,454円
	赤泊	306円	35,759円
	佐渡金井	214円	20,459円
	真野	259円	44,106円
	名柄	252円	104,551円
	栃尾南	132円	28,066円
	越後野田	186円	20,877円
	高士	311円	44,646円
	越後築地	266円	32,375円
	潟東	461円	27,069円
	牧村	147円	29,137円
	柿崎	233円	21,467円
	越後吉川	248円	32,937円
	赤倉	1,252円	25,454円
山梨	甲府	443円	39,006円
	甲府北	1,544円	18,955円
	甲府南	933円	77,336円
	山梨吉田	868円	34,830円
	都留	785円	26,546円
	東山梨	639円	34,050円
	大月局舎2	899円	16,352円
	韮崎	951円	24,725円
	勝沼	695円	48,336円
	石和	1,077円	27,879円
	諏沢青柳	479円	21,207円
	身延	581円	32,726円
	新電王	1,078円	92,001円
	山梨昭和	553円	28,940円
	田富	605円	35,468円
	小笠原	572円	36,207円
	忍野	532円	11,547円
	山中湖	579円	22,913円
	上野原局舎	661円	35,690円
	敷島	689円	43,138円
	塩山	549円	31,219円
	春日居	564円	37,467円
	市川大門	585円	32,835円
	山梨白根	373円	25,700円
	山梨双葉	702円	33,755円
	山梨高根	475円	60,233円
	長坂	203円	23,091円
	山梨大泉	658円	51,594円
	山梨曾根	527円	52,053円
	小淵沢	224円	27,328円
	河口湖	678円	25,144円
	山梨八代	458円	10,965円
	甲斐明野	612円	14,053円
	山梨一宮	367円	35,645円
	中富	562円	29,737円
	南部	1,314円	31,494円
	須玉	550円	24,980円
	白州	559円	21,304円
	下都	599円	20,486円
	大月東	803円	10,932円
山梨六郷	579円	59,773円	
山梨清里	494円	47,802円	
鳴沢	152円	33,902円	
大目	2,223円	16,964円	
小沼	609円	8,568円	
田富局舎2	585円	64,862円	
牧丘	524円	38,196円	
山梨平野	647円	15,167円	
長野	信濃吉田	962円	37,148円
	後町	798円	39,313円
	南長野	751円	16,325円
	信濃古里	646円	28,448円
	大豆島	772円	24,780円

	佐渡小木	520円	29,391円
	佐渡相川	549円	16,255円
	赤泊	253円	32,285円
	佐渡金井	137円	19,490円
	真野	234円	41,299円
	名柄	225円	97,169円
	栃尾南	108円	26,125円
	越後野田	162円	19,106円
	高士	264円	41,434円
	越後築地	242円	30,573円
	潟東	286円	23,882円
	牧村	134円	28,035円
	柿崎	221円	20,004円
	越後吉川	221円	30,243円
	赤倉	1,692円	24,027円
山梨	甲府	402円	36,730円
	甲府北	1,381円	17,679円
	甲府南	869円	73,204円
	山梨吉田	820円	30,803円
	都留	697円	49,873円
	東山梨	558円	31,954円
	大月局舎2	867円	15,508円
	韮崎	872円	23,116円
	勝沼	647円	51,981円
	石和	794円	25,450円
	諏沢青柳	403円	19,632円
	身延	524円	30,820円
	新電王	954円	86,480円
	山梨昭和	537円	26,324円
	田富	567円	33,927円
	小笠原	519円	33,371円
	忍野	494円	9,848円
	山中湖	529円	21,427円
	上野原局舎	622円	32,867円
	敷島	651円	45,978円
	塩山	532円	28,505円
	春日居	494円	32,543円
	市川大門	526円	31,083円
	山梨白根	343円	24,691円
	山梨双葉	637円	27,052円
	山梨高根	280円	59,858円
	長坂	177円	20,725円
	山梨大泉	542円	48,088円
	山梨曾根	426円	52,536円
	小淵沢	172円	33,589円
	河口湖	642円	22,448円
	山梨八代	455円	11,044円
	甲斐明野	524円	11,745円
	山梨一宮	341円	33,198円
	中富	439円	25,368円
	南部	1,316円	30,656円
	須玉	515円	21,826円
	白州	483円	19,063円
	下都	524円	17,900円
	大月東	640円	8,920円
山梨六郷	484円	56,909円	
山梨清里	607円	43,290円	
鳴沢	137円	31,643円	
大目	1,130円	14,493円	
小沼	560円	8,323円	
田富局舎2	567円	60,297円	
牧丘	413円	35,530円	
山梨平野	508円	13,041円	
長野	信濃吉田	902円	34,529円
	後町	722円	39,699円
	南長野	662円	14,423円
	信濃古里	571円	26,689円
	大豆島	700円	23,005円

村井	1,102円	33,050円
西松本	408円	17,848円
南松本	1,633円	35,376円
信濃上田	634円	27,824円
信濃大屋	929円	13,017円
信濃塩田	790円	43,687円
岡谷	503円	43,951円
飯田	749円	28,448円
信濃山本	612円	10,417円
諏訪	890円	18,762円
須坂	587円	27,023円
小諸	423円	27,247円
伊那	463円	22,370円
駒ヶ根	759円	25,515円
信濃中野	571円	33,825円
信濃大町	354円	33,796円
信濃茅野	571円	26,003円
塩尻	788円	18,222円
東塩	604円	14,981円
信濃佐久	697円	19,244円
岩村田	546円	31,235円
軽井沢	2,436円	16,082円
中軽井沢	369円	12,537円
丸子	213円	10,285円
東部	577円	25,527円
下諏訪	798円	25,771円
辰野	455円	34,146円
箕輪	422円	29,409円
豊科	635円	34,272円
穂高	680円	18,452円
白馬	297円	19,751円
坂城	457円	10,842円
戸倉上山田	748円	19,232円
野沢温泉	252円	8,811円
松本東館	283円	22,621円
浅間	2,010円	22,885円
信濃飯山	453円	15,418円
御代田	304円	10,469円
信濃富士見	879円	29,464円
信濃原	509円	32,643円
信濃阿南	261円	26,880円
木曾	713円	35,924円
明科	555円	38,085円
生坂	234円	8,100円
波田	777円	24,675円
信濃三郷	684円	18,613円
信濃池田	298円	47,308円
神城	379円	25,709円
小布施	554円	14,994円
湯田中	506円	30,561円
信濃豊野	520円	69,088円
飯綱	1,031円	30,870円
平岡	345円	5,778円
上松	398円	40,741円
木曾榑川	534円	8,903円
四賀	482円	7,474円
梓川	354円	18,609円
小谷話交換	545円	28,436円
七二会	73円	10,824円
若穂	311円	25,202円
信濃松代	385円	40,743円
浦里	188円	4,331円
信濃常盤	105円	65,111円
臼田	372円	12,175円
高野町	293円	32,386円
野辺山	97円	27,120円
南軽井沢	307円	21,137円
望月	225円	18,153円

村井	1,028円	24,202円
西松本	333円	16,653円
南松本	1,449円	31,571円
信濃上田	564円	25,941円
信濃大屋	825円	12,018円
信濃塩田	657円	37,900円
岡谷	530円	41,363円
飯田	674円	28,124円
信濃山本	548円	10,624円
諏訪	774円	17,234円
須坂	547円	25,922円
小諸	369円	27,864円
伊那	358円	20,239円
駒ヶ根	672円	24,839円
信濃中野	498円	31,783円
信濃大町	328円	30,288円
信濃茅野	512円	24,247円
塩尻	742円	16,851円
東塩	560円	13,793円
信濃佐久	628円	19,097円
岩村田	410円	30,035円
軽井沢	1,727円	15,316円
中軽井沢	385円	11,616円
丸子	181円	9,270円
東部	473円	22,795円
下諏訪	756円	25,591円
辰野	598円	31,531円
箕輪	448円	32,130円
豊科	582円	32,348円
穂高	642円	17,394円
白馬	269円	19,734円
坂城	319円	10,193円
戸倉上山田	618円	17,855円
野沢温泉	203円	8,111円
松本東館	704円	21,347円
浅間	1,844円	21,606円
信濃飯山	384円	13,342円
御代田	273円	37,450円
信濃富士見	738円	27,186円
信濃原	437円	29,974円
信濃阿南	232円	25,090円
木曾	535円	30,916円
明科	682円	26,600円
生坂	209円	6,479円
波田	702円	22,469円
信濃三郷	622円	16,439円
信濃池田	270円	43,171円
神城	339円	23,646円
小布施	467円	14,376円
湯田中	459円	28,580円
信濃豊野	827円	65,484円
飯綱	863円	28,475円
平岡	296円	32,363円
上松	352円	26,208円
木曾榑川	452円	8,179円
四賀	447円	6,304円
梓川	344円	16,311円
小谷話交換	494円	26,246円
七二会	65円	9,027円
若穂	291円	23,392円
信濃松代	365円	38,002円
浦里	169円	3,470円
信濃常盤	93円	60,727円
臼田	350円	9,828円
高野町	151円	17,608円
野辺山	83円	25,047円
南軽井沢	295円	33,386円
望月	213円	14,026円

信濃芦田	112円	34,450円
信濃長門	158円	27,462円
真田	139円	53,247円
武石	151円	11,007円
青木	150円	7,935円
高遠	459円	41,882円
信濃小野	114円	5,118円
飯島	404円	56,935円
信濃宮田	352円	33,785円
信濃松川	481円	15,089円
市田	400円	22,462円
阿智	208円	13,717円
麻績	210円	40,409円
信濃山形	156円	31,798円
信濃朝日	148円	19,836円
信濃有明	427円	9,917円
木島平	76円	25,932円
信濃町	345円	33,883円
信濃牟礼	194円	40,724円
信濃栄	61円	40,739円
狐島	972円	30,695円
蓼科	938円	24,428円
竜丘	945円	32,500円
桐池高原	443円	35,341円
南蓼科	1,510円	52,416円
浅科	587円	38,346円
三岳	322円	14,149円
遠山	303円	28,995円
鬼無里	470円	28,194円
喬木	851円	24,240円
戸隠	246円	26,329円
高府	179円	6,667円
信州新町	954円	49,374円
信濃下条	313円	7,162円
信濃西条	610円	4,621円
信濃大桑	293円	10,529円
信濃中川	158円	4,606円
信濃豊田	665円	27,134円
信濃和田	428円	10,181円
菅平	481円	16,790円
南木曾	587円	25,431円
八千穂	477円	47,118円
北御牧	505円	7,360円
野尻湖	1,319円	44,236円
藪原	505円	8,992円

信濃芦田	101円	22,213円
信濃長門	135円	24,388円
真田	121円	40,227円
武石	143円	9,250円
青木	141円	24,513円
高遠	426円	39,717円
信濃小野	88円	37,938円
飯島	355円	43,077円
信濃宮田	321円	21,399円
信濃松川	416円	13,413円
市田	370円	21,510円
阿智	181円	11,672円
麻績	177円	38,877円
信濃山形	145円	19,860円
信濃朝日	132円	17,392円
信濃有明	396円	20,368円
木島平	62円	23,898円
信濃町	284円	31,489円
信濃牟礼	186円	37,959円
信濃栄	52円	38,201円
狐島	814円	28,372円
蓼科	797円	22,121円
竜丘	827円	20,145円
桐池高原	388円	32,865円
南蓼科	1,276円	48,781円
浅科	493円	25,799円
三岳	403円	12,254円
遠山	262円	25,874円
鬼無里	399円	26,144円
喬木	738円	12,577円
戸隠	195円	24,235円
高府	157円	5,737円
信州新町	831円	45,479円
信濃下条	274円	6,730円
信濃西条	581円	3,580円
信濃大桑	258円	9,675円
信濃中川	136円	7,319円
信濃豊田	512円	25,045円
信濃和田	375円	9,568円
菅平	413円	15,528円
南木曾	525円	23,730円
八千穂	419円	45,286円
北御牧	484円	5,672円
野尻湖	1,095円	41,066円
藪原	442円	7,267円

第2 とう道又は管路に係る負担額

(略)

1 (略)

2 とう道又は管路に係る料金額

2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	44,808 円
青森県	22,670 円
岩手県	60,483 円
宮城県	52,785 円
秋田県	37,933 円
山形県	63,264 円
福島県	42,896 円
茨城県	37,495 円
栃木県	41,749 円
群馬県	31,729 円
埼玉県	37,796 円
千葉県	38,041 円
東京都	73,875 円
神奈川県	78,650 円
新潟県	37,300 円
山梨県	28,697 円
長野県	36,016 円

第2 とう道又は管路に係る負担額

(略)

1 (略)

2 とう道又は管路に係る料金額

2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	26,434 円
青森県	15,206 円
岩手県	42,625 円
宮城県	38,534 円
秋田県	20,455 円
山形県	34,960 円
福島県	32,121 円
茨城県	30,497 円
栃木県	40,671 円
群馬県	36,041 円
埼玉県	49,613 円
千葉県	40,541 円
東京都	52,299 円
神奈川県	64,691 円
新潟県	34,978 円
山梨県	19,633 円
長野県	32,299 円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	195 円
青森県	144 円
岩手県	164 円
宮城県	201 円
秋田県	201 円
山形県	174 円
福島県	229 円
茨城県	226 円
栃木県	231 円
群馬県	237 円
埼玉県	268 円
千葉県	230 円
東京都	511 円
神奈川県	369 円
新潟県	212 円
山梨県	291 円
長野県	205 円

第3 電柱に係る料金額

電柱に係る料金額は、1使用箇所ごとに年額892円とします。

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	115 円
青森県	92 円
岩手県	101 円
宮城県	170 円
秋田県	124 円
山形県	110 円
福島県	160 円
茨城県	170 円
栃木県	202 円
群馬県	226 円
埼玉県	259 円
千葉県	202 円
東京都	345 円
神奈川県	314 円
新潟県	169 円
山梨県	185 円
長野県	163 円

第3 電柱に係る料金額

電柱に係る料金額は、1使用箇所ごとに年額853円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

- 1 (略)
2 負担額

区分		単位	負担額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	268 円	—
	(7) (イ) 以外のもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	260 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	55 円	—

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

- (1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (21,517 円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。

耐用年数残存期間比率 = 光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数 / (光信号引込等設備の耐用年数 (15 年) × 365 (閏年にあつては 366 とします。))

イ (略)

- (2) 光信号引込等設備の撤去に要する費用は、以下のとおりとします。

区分	内容	1 光信号引込等設備ごとに
ア 光信号引込等設備を撤去する場合		7,655 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合		204 円

別表1～別表4 (略)

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

- 1 (略)
2 負担額

区分		単位	負担額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	247 円	—
	(7) (イ) 以外のもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	240 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	52 円	—

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

- (1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (20,720 円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。

耐用年数残存期間比率 = 光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数 / (光信号引込等設備の耐用年数 (15 年) × 365 (閏年にあつては 366 とします。))

イ (略)

- (2) 光信号引込等設備の撤去に要する費用は、以下のとおりとします。

区分	内容	1 光信号引込等設備ごとに
ア 光信号引込等設備を撤去する場合		7,845 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合		212 円

別表1～別表4 (略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	7,660円	

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	7,569円	

附 則（平成11年7月1日東相制第99-2号）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分	料金額		備考
	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの	34,524円 / 25,027円
		上記以外のもの	6,536円 / 5,742円

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分	料金額		備考
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの	1,273円 / 10,174円
		上記以外のもの	110円 / 848円

附 則（平成11年7月1日東相制第99-2号）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分	料金額		備考
	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの	34,027円 / 27,019円
		上記以外のもの	6,803円 / 6,206円

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分	料金額		備考
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの	1,020円 / 11,524円
		上記以外のもの	80円 / 960円

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備考
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継 伝送路設備及び端末回線 を収容する伝送装置によ り通信路の設定並びに伝 送を行う機能	48kHzの周波数帯域 を用いて伝送するもの 22,604 円	_____
		上記以外のもの 5,541 円	

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備考
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継 伝送路設備及び端末回線 を収容する伝送装置によ り通信路の設定並びに伝 送を行う機能	48kHzの周波数帯域 を用いて伝送するもの 24,310 円	_____
		上記以外のもの 5,980 円	

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1（略）

（経過措置）

2（略）

（1）-1～（1）-2（略）

（2）-1 通信路設定伝送機能（基本料）

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考	
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を收容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	150,417円	140,970円	—
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	122,749円	113,302円	
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	209,336円	194,016円	
			デュアルクラスのもの	181,669円	166,348円	
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	456,955円	416,943円	
			デュアルクラスのもの	429,287円	389,275円	

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1（略）

（経過措置）

2（略）

（1）-1～（1）-2（略）

（2）-1 通信路設定伝送機能（基本料）

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考	
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を收容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	142,089円	133,109円	—
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	129,964円	120,984円	
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	206,170円	192,295円	
			デュアルクラスのもの	194,025円	180,170円	
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	508,626円	471,636円	
			デュアルクラスのもの	496,051円	459,511円	

(2)-2 通信路設定伝送機能 (加算料)

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考		
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	18,894円	55,337円	—	
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	18,894円	27,669円		
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	30,641円		55,337円
				デュアルクラスのもの	30,641円		27,669円
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	80,024円		55,337円
				デュアルクラスのもの	80,024円		27,669円

(2)-2 通信路設定伝送機能 (加算料)

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考		
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	17,960円	24,249円	—	
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	17,960円	12,124円		
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	27,750円		24,249円
				デュアルクラスのもの	27,750円		12,124円
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	73,980円		24,249円
				デュアルクラスのもの	73,980円		12,124円

附 則（平成 22 年 6 月 30 日東相制第 10-36 号）

（実施時期）

1 （略）

（精算に関する特例措置）

- 2 ルーティング番号登録工事費等受付手続費及び同一番号移転可否情報調査費イ欄については、第75条（工事費及び手続費等の遡及適用）の規定にかかわらず、平成22年6月30日までの間、以下の料金表を適用するものとします。

区 分		単 位	手続費の額	備 考
ルーティング番号登録工事等受付手続費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア欄 1件ごとに	68 円	_____
		イ欄 1件ごとに	192 円	
同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	イ欄 1電気通信番号ごとの1件ごとに	336 円	_____

3 （略）

附 則（平成 22 年 6 月 30 日東相制第 10-36 号）

（実施時期）

1 （略）

（精算に関する特例措置）

- 2 ルーティング番号登録工事費等受付手続費及び同一番号移転可否情報調査費イ欄については、第75条（工事費及び手続費等の遡及適用）の規定にかかわらず、平成22年6月30日までの間、以下の料金表を適用するものとします。

区 分			単 位	手続費の額	備 考
ルーティング番号登録工事等受付手続費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア欄 1件ごとに	66 円	_____	
		イ欄 1件ごとに	159 円		
同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	イ欄 1電気通信番号ごとの1件ごとに	303 円	_____	

3 （略）

附 則（平成22年3月1日東相制第09-98号）

1～2（略）

（接続料金等の実績に基づく精算用単金）

3 第74条の2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成20年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位		料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1件ごとに		7.72円	
優先接続受付手続費		1変更ごとに		47円	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7) 基本額	1番号ごと	0.57円	
		(イ) 加算額	①の1成功検索ごとに	0.13円	
			②	0.33円	
光配線区域情報調査費		1通信用建物ごとに		14,583円	
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄	1件ごとに		73円	平成20年4月1日から平成20年11月30日までの間に限り適用します。
				74円	平成20年12月1日から平成21年3月31日までの間に限り適用します。
	イ欄	1件ごとに		276円	平成20年4月1日から平成20年11月30日までの間に限り適用します。
				277円	平成20年12月1日から平成21年3月31日までの間に限り適用します。
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに		667円	
				イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに
			422円		

附 則（平成22年3月1日東相制第09-98号）

1～2（略）

附 則（平成22年3月3日東相制第09-153号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成22年3月4日から実施します。

（融着接続工事費の適用に関する経過措置）

2 融着接続工事費については、この改正規定にかかわらず、この改正規定を実施する日から平成22年3月31日までの間、以下の料金表を適用するものとします。

区 分		単 位		工事費の額	備 考
融着接続 工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを 含まないものに限り。）との接続 を申込み場合に、当該回線の架空部分 と引込部分を、融着接続工事（光ファイ バケーブル同士を融着して接続す る工事をいい、単芯により構成される 光ファイバケーブルについて工事を 行う場合に限り。）により接続す る場合に要する費用	1回線 ごとに	平日昼間	3,541円	— —
			土日祝日 昼間	4,285円	

附 則（平成22年3月3日東相制第09-153号）

この改正規定は、平成22年3月4日から実施します。

附 則（平成23年3月29日東相制第10-7045号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成23年3月30日から実施します。ただし、この改正規定のうち、料金表（第75条（工事費及び手続費等の遡及適用）に規定する工事費、手続費及び負担額（第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）第1号に規定する光信号引込等設備の未償却残高の算定にあたっては、改正後の第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率によることとします。）を除きます。）及び附則第18条に係るものについては、平成23年4月1日から適用します。

（接続料金等の実績に基づく精算用単金）

2 第74条の2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成21年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位		料金額	備考
みなし契約者に関する 宛名情報提供手続費		1件ごとに		9.23円	—
優先接続受付手続費		1変更ごとに		58円	—
光回線設 備線路条 件調査費	ウ欄	(7) 基本額	1番号ごと	0.88円	—
		(イ) 加 算額	① の1成功検 索ごとに	0.21円	
			②	0.40円	
ルーティ ング番号 登録工事 等受付手 続費	ア欄	1件ごとに		65円	—
	イ欄	1件ごとに		171円	—
同一番号 移転可否 情報調査 費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ご とに		662円	—
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ご とに		315円	—

(融着接続工事費の遡及適用)

3 料金表第2表(工事費及び手続費)第1(工事費)2(工事費の額)2-1(工事費)第37欄に規定する工事費については、以下に定める期間について、それぞれの料金額を適用します。

区 分		単 位		工事費の額	備 考
融着接続 工事費	光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限り、)との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事(光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限り、)により接続する場合に要する費用	1回線 ごとに	平日昼間	3,386円	平成22年 3月4日 から平成2 2年3月31 日までの 間に限り 適用しま す。
			土日祝日 昼間	4,097円	平成22年 4月1日 から平成2 3年3月31 日までの 間に限り 適用しま す。
		1回線 ごとに	平日昼間	3,391円	平成22年 3月4日 から平成2 2年3月31 日までの 間に限り 適用しま す。
			土日祝日 昼間	4,090円	平成22年 4月1日 から平成2 3年3月31 日までの 間に限り 適用しま す。